



2-1.建築物 (案)

1 基本的な考え方

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう建築物を整備することが重要です。

建築物を新設、改修する際は、移動や利用に困難を抱える人の利用特性に配慮し、次の項目などに取り組み、安全で円滑に利用できる建築物となるよう整備します。

- ①道路等から利用居室まで安全に移動できる経路の確保
- ②施設や設備を利用する際の適切な空間や寸法の確保
- ③わかりやすく連続した案内・誘導の設置

また、既存建築物の改修においても、基本的には新設と同様にバリアフリー性能が達成されることが求められますが、物理的あるいは空間上の制約などから、やむを得ずバリアフリー整備ができない場合は、事前に管理運営や利用者ニーズを把握し、人的なサポートによる運営体制や提供できる利用者への個別サービスなど、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー計画を検討する必要があります。

さらに、整備対象項目となっている施設や設備の改良を行う場合にも、本マニュアルを参考に誰もが利用しやすい施設の維持、管理に努めてください。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 建築物の新設や改修を行う際に、整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2) 新設や改修以外の場合、既存建築物に係るバリアフリー化のための現状改善については官民ともに資金面や空間的・物理的な制約等により、すべての整備基準についての適合を図ることは困難な状況です。
- (3) 重点整備地区内の生活関連施設のうち、福岡市が所有する施設について、施設設置管理者の意見や施設の実態調査等も踏まえ、バリアフリー化のための現状改善の方向性を検討していきます。

3 対象施設（施行規則第2条）

病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅など、多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人などが利用する建築物です。

倉庫や個人住宅などは対象施設ではありません。

4 特定施設（施行規則第6条）

対象施設とほぼ同じで、2,000㎡未満の事務所、工場、共同住宅等以外は特定施設です。

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の建築物を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。
(条例第26条第1項)
改修とは、増築，改築，大規模の修繕（建築基準法第2条第14号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕）及び模様替（同法第2条第15号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替）並びに対象施設の全部又は一部を別区分の対象施設（区分についてはp8「対象施設一覧表」参照）とする用途の変更です。
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全で快適に利用できるように整備を行う場合は、誘導基準を適用します。
- (3) 市有施設などの公共施設は、可能な限り誘導基準を適用して整備するよう努めます。
- (4) バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物で、政令で定める規模（床面積の合計2,000㎡（公衆便所にあつては50㎡））以上の建築をしようとするときは、「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令」で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければなりません。
- (5) また、上記（5）により適合させた特別特定建築物は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければなりません。
- (6) 建築物の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「高齢者，障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（編集：国土交通省／発行：人にやさしい建築・住宅推進協議会）を参照してください。

6 整備基準の適用除外（条例第26条第2項）

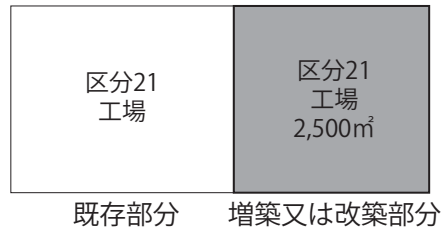
- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合
- (2) ただし、上記（1）に該当する場合にあつても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

(1) 特定施設の建築物を新設又は改修する場合は、事前協議又は通知の対象となります。

[増築、改築、大規模の修繕及び模様替えの場合]

- ①事務所、工場、共同住宅等にあつては、対象となる行為の用途に供する部分の床面積が2,000㎡以上の場合に事前協議又は通知が必要です。



対象となるのは、増築または改築等を行う部分が2,000㎡以上の場合（既存部分との合計面積ではありません）

[複合施設の場合(次ページ参照)]

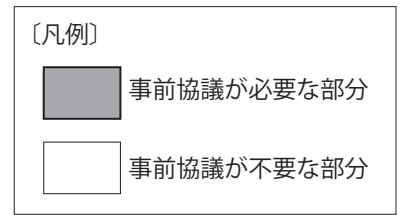
- ①「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分1～19で構成する複合施設
- ・用途に供する部分の面積（用途面積）に係わらず、すべての施設が事前協議の対象です。
- ②「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分20～22（事務所、工場、共同住宅）を含む複合施設
- ・用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満の場合は、区分1～19の部分は事前協議の対象となりますが、区分20～22は対象外です。
 - ・用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の場合は、区分20～22の部分も含めてすべて事前協議の対象となります。

[用途変更の場合の例]

- ①新たに特定施設に変更する場合
- ②対象施設一覧表（P8）による別区分の特定施設に変更する場合
- ・医療施設（区分番号1）から集会施設（区分番号3）に変更

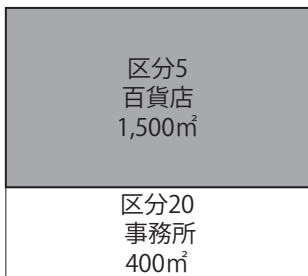
[複合施設の場合の例]

- ・「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分1～19の複合施設



(1) 2,000㎡未満の場合

区分1～19の部分はすべて事前協議が必要です。



(2) 2,000㎡以上の場合

すべて事前協議が必要です。

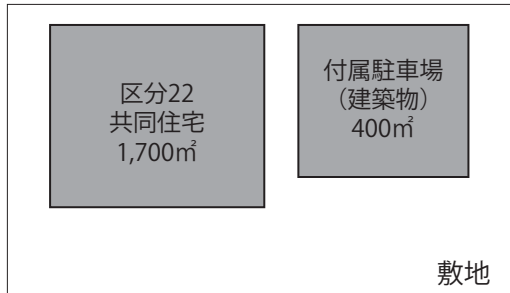


(2) 用途に供する部分の床面積の考え方

- ① 建築基準法によって算定される当該用途に供する延べ床面積のことです。容積率算定のための床面積ではありません。
- ② そのため、飲食店の厨房や従業員専用の便所、当該施設のための付属駐車場などのバックヤードの部分も含めた床面積の合計をいいます。

[共同住宅、事務所、工場の面積の例]

- ・ バックヤードの面積算入の考え方



同一敷地に用途不可分の関係にある建物
全体の床面積が2,000㎡以上の場合

※面積に応じて整備基準の適用区分に差がある1~19
の区分についても、バックヤードの面積参入の考
方は同様です。

(3) 対象とならない行為

[用途の変更の場合]

- ① 対象施設一覧表 (P8) による同区分内の特定施設に変更する場合
 - ・ 飲食店 (区分番号11) から喫茶店 (区分番号11) に変更
- ② 特定施設から特定施設外となる場合
 - ・ 飲食店から個人住宅に変更
 - ・ 物品販売業を営む店舗 (床面積2,000㎡未満) から工場に変更

8 整備対象部分の考え方

(1) 整備対象部分

- ① 不特定かつ多数の人が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分で、敷地内の通路や建物出入口、廊下、階段、昇降施設、便所などの共用部分の他、利用居室の出入口などが整備対象となります。
- ② 事務所、工場、共同住宅等は、その施設の就労者や居住者といった限られた特定の方の利用ですが、来客等を考慮して、前面道路から執務室及び住戸の出入口までの共用部分が整備対象となります。

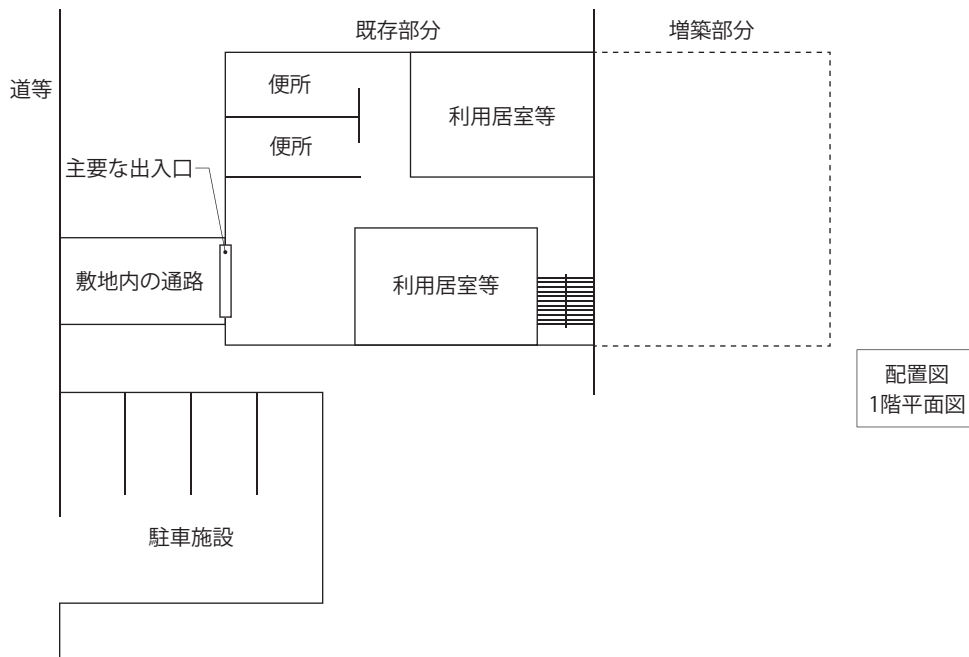
(2) 整備対象外の部分

- ① 飲食店の厨房や従業員専用の便所などバックヤードは対象外となります。そのため、バックヤードの出入口やその室までの廊下や階段なども整備の対象外となります。
- ② 共用部分ではない、利用居室、執務室、住戸などの室内は基本的に対象外です。
- ③ 今後の高齢社会等を考慮すれば、室内においても高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

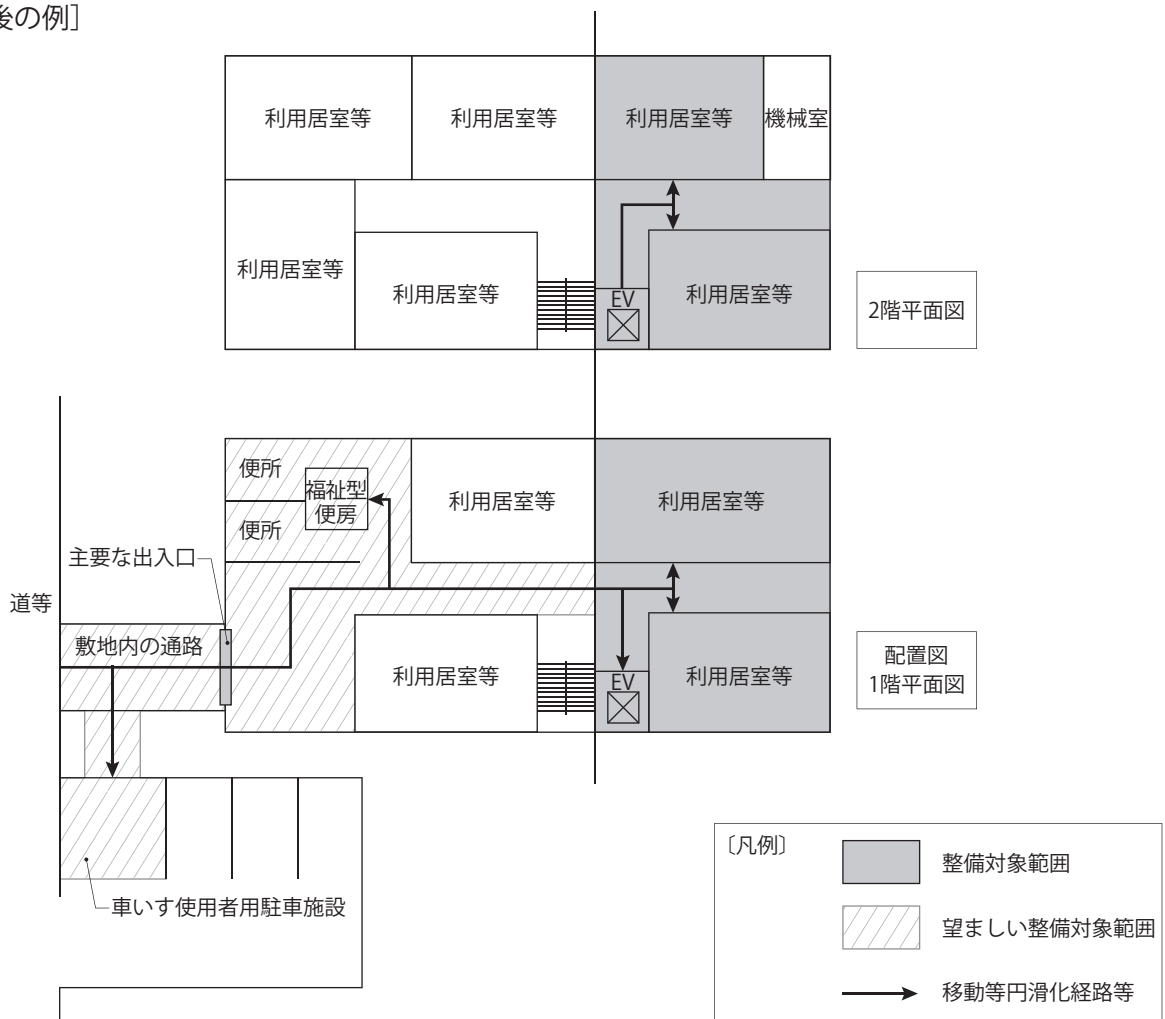
(3) 増築の場合

- ① 増築の部分に該当する場合は、整備対象になります。
- ② 増築部分以外の既存施設は整備対象外ですが、高齢者や障がいのある人等の安全で快適な移動や利用に配慮し、車いす使用者用駐車場、福祉型便房の整備に努めるとともに、増築等の利用居室から、道路等、車いす使用者用駐車場、福祉型便房までの移動等円滑化経路（敷地内の通路、建物の出入口、廊下、エレベーターその他の昇降施設など）についても、整備基準等に適合させるよう努めてください。
- ③ 増築部分がバリアフリー法の特別特定建築物で、当該部分の床面積が2,000㎡以上の場合は、②の既存施設においても同法の基準に適合させる必要があります。

[増築前の例]



[増築後の例]



※移動等円滑化経路等とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（P33-①参照）

※バリアフリー法において基準適合義務の対象となる特別特定建築物の場合は、既存部分の移動等円滑化経路も整備の対象となります。

9 面積算定の考え方

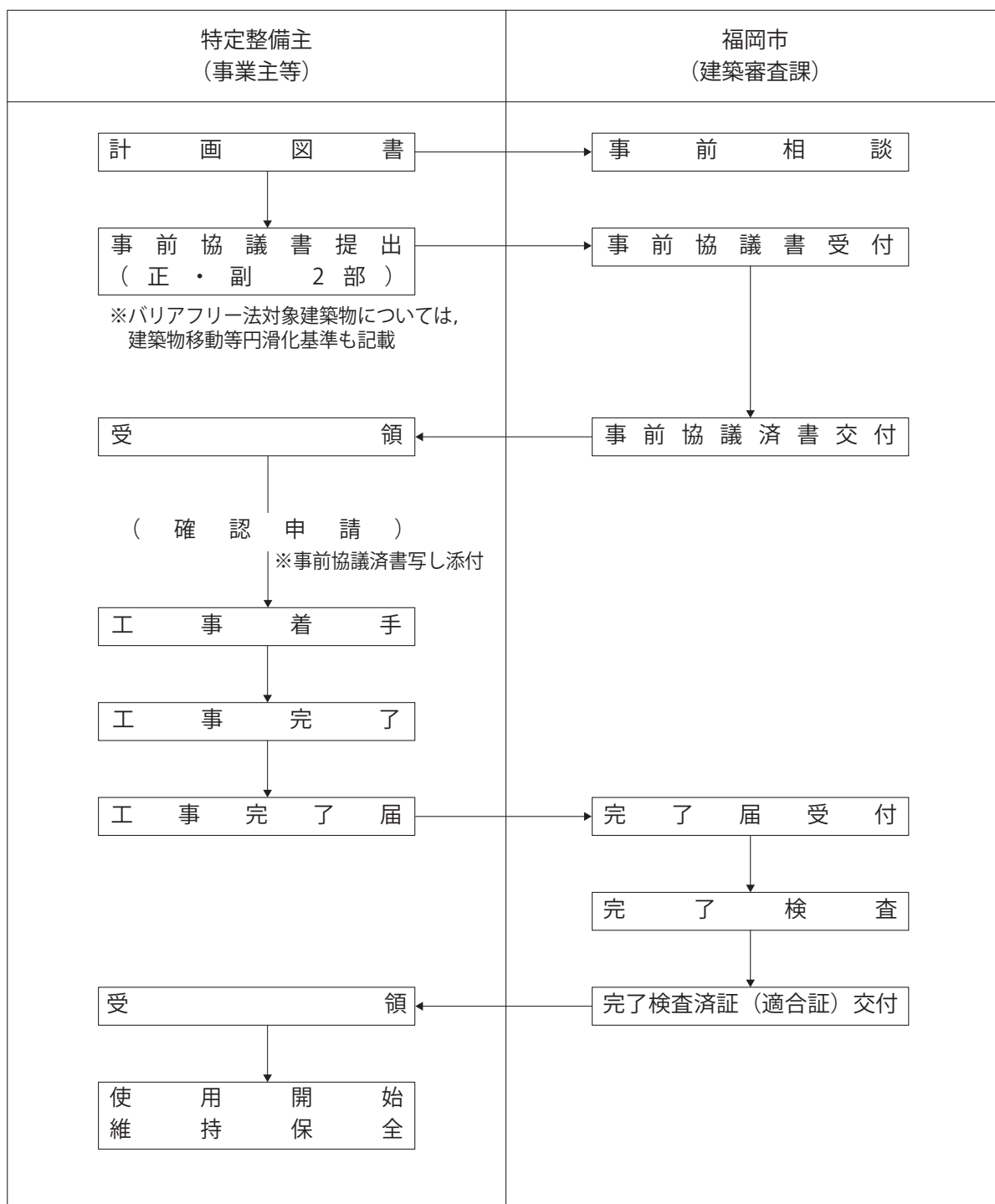
(1) 増築の場合

- ①福祉型便房, 視覚障がい者誘導用ブロック等, エレベーター等の基準を適用する際の用途面積(バックヤード含む)の算定は既存部分も含めます。(規則別表第2及び備考に定める内容)
- ②それらの整備項目が, 増築, 改築等の部分に該当する場合は, 基準に適合させる必要があります。

10 工事中の配慮について

工事中の安全対策については, 「土木工事安全施工技術指針」, 「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが, さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い, 誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

福祉のまちづくり条例による事前協議の手続フロー

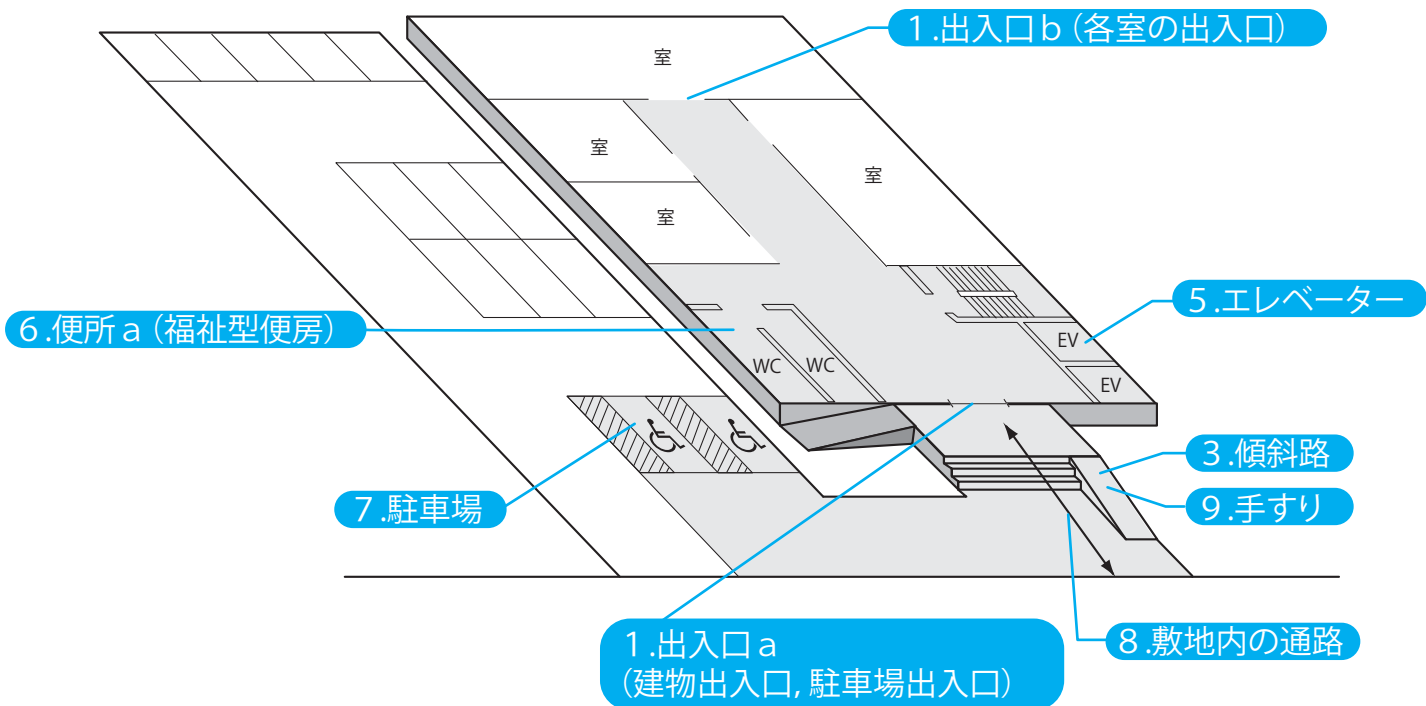
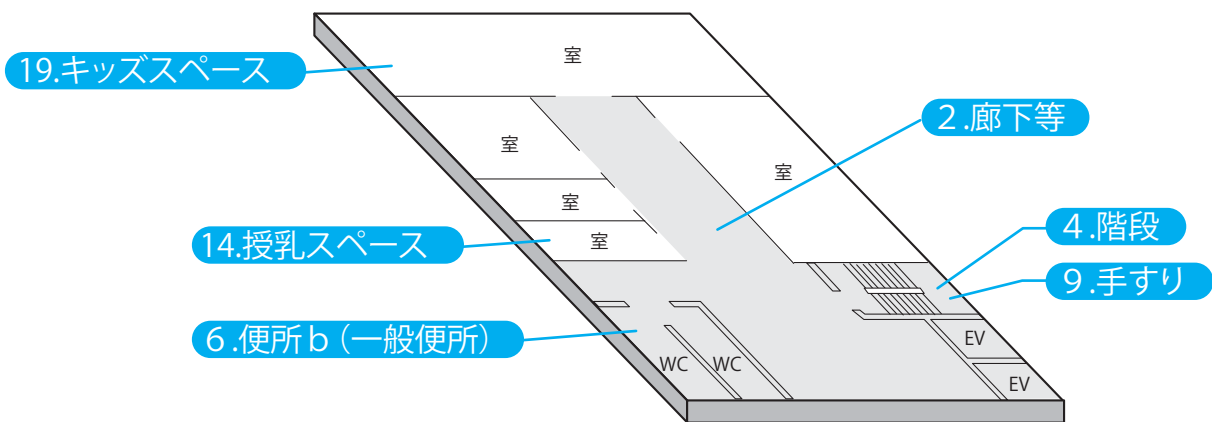


確認申請を伴う工事は確認申請予定日の14日前までに、それ以外の工事の場合は、工事着手予定日の30日前までに事前協議書を提出してください。

福祉のまちづくり条例の事前協議において、バリアフリー法の特別特定建築物(2,000㎡以上)に該当する場合は、バリアフリー法も併せて協議します。

建築物の主な整備箇所

■：整備対象範囲



その他

10.視覚障がい者誘導用ブロック等

11.客席及び舞台

12.浴室, シャワー室及び更衣室

13.客室

15.標識類

16.券売機

17.公衆電話

18.記載台等

20.水飲み器

21.エスカレーター

適用対象一覧

(1～19は整備基準では、用途・面積に応じてこの表のように適用区分が異なります。また、20水飲み器は誘導基準のみに定められた整備箇所です。)

建築物の区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備箇所																				
		1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		出入口 a(建物出入口、駐車場出入口) b(各室の出入口)	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	便所		駐車場	敷地内の通路	手すり	視覚障がい者誘導用ブロック等	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	標識類	券売機 (2台以上設ける場合)	公衆電話 (2台以上設ける場合)	記載台等	幼児用遊び場	水飲み器
							a(福祉型便房) 福祉型便房	b(一般便所) 介護ベットの設けた便所 オストメイトのための設備を設けた便所														
1 医療施設	300未満	●	●	●	●	□		●	●	●	●	●	●	●	●			●		●	●	
	300以上 2000未満	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
2 興行施設	2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●	●	●	●	●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●	●	●	●	●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
3 集会施設	300未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	300以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●		
4 展示場	2000未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
5 物品販売施設	500未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	500以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		□	●	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
6 宿泊施設	300未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	300以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●		
7 社会福祉施設	2000未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
8 スポーツ遊技施設	500未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	500以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●		
9 教育文化施設	2000未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
10 公衆浴場	500未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	500以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	
11 飲食施設	300未満	●	●	●	●	□		●		●		●		●				●		●	●	
	300以上 2000未満	●	●	●	●	□	●		●		●		●		●			●		●	●	
	2000以上 5000未満	●	●	●	●	□	●	□	●		●		●		●		□	●	●	●	●	
	5000以上 10000未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●		●		●		●		●	●	●	●	
	10000以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	

建築物の区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備箇所																							
		1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
		出入口 a(建物出入口、 駐車場出入口)	出入口 b(各室の出入口)	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	a (福祉型便所) オストメイトのための設備を設けた便所	b (一般便所) 介護ベットを設けた便所	福祉型便所	ベビーベッド等及びベビーカーが備えられた便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	視覚障がい者誘導用ブロッック等	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	標識類	券売機 (2台以上設ける場合)	公衆電話 (2台以上設ける場合)	記載台等	幼児用遊び場	水飲み器
12 金融機関等の施設	300㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●				□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
13 サービス施設	300㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●				□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
14 交通機関の施設	2000㎡未満	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△
	2000㎡以上 5000㎡未満	△	△	△	△	△	△	□	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△
	5000㎡以上 10000㎡未満	△	△	△	△	△	△	□	△	△	△	△	△	△	△	△			●	△	△	△	△	△	△
	10000㎡以上	△	△	△	△	△	△	●	△	△	△	△	△	△	△	△			●	△	△	△	△	△	△
15 自動車庫	1000㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	1000㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●				□	●	●	●	●	●	●
16 公衆便所	50㎡未満	●			●		●		●	●	●	●	●	●	●									●	●
	50㎡以上	●			●		●	□	●	●	●	●	●	●	●				□					●	●
17 公益事業施設	300㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●				□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
18 官公庁舎	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●				□	●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
19 学校等施設		●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●				□		●	●	●	●	●
20 事務所	2000㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●									●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●								●	●	●
	5000㎡以上	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
21 工場 (作業場を除いた部分)	300㎡未満	●	●	●	●	□			●	●	●	●	●	●	●								●	●	●
	300㎡以上 2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●								●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●								●	●	●
	5000㎡以上	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●								●	●	●
22 共同住宅等		●	●	●	●	□			●	□	●	●	●	●	●								●	●	●
23 地下街等	2000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●							●	●	●	●
	2000㎡以上 5000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●
	5000㎡以上 10000㎡未満	●	●	●	●	□	●		●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
	10000㎡以上	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	□	●	●	●	●	●	●
24 複合施設	複合施設は、それぞれの用途、面積によって該当する項目を適用します。																								

整備基準の整備箇所（1～19）について

●：設ける場合、もしくは該当する箇所がある場合に適用します。（ただし、5.エレベーターを除く）

□：適用の詳細は設計編「建築物」5.エレベーター-6.便所及び7.駐車場15.標識類参照

△：「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の基準を適用します。

※整備の対象部分については、p29「8 整備対象部分の考え方」を参照してください。

誘導基準の整備箇所（1～20）について

基本的には全ての施設において全ての項目が対象となりますが、施設の用途や周囲の状況に応じて整備を求めている場合もあります。

詳細については各項目の整備の対象を参照して下さい。

移動等円滑化経路の考え方

移動等円滑化経路の基本的な考え方

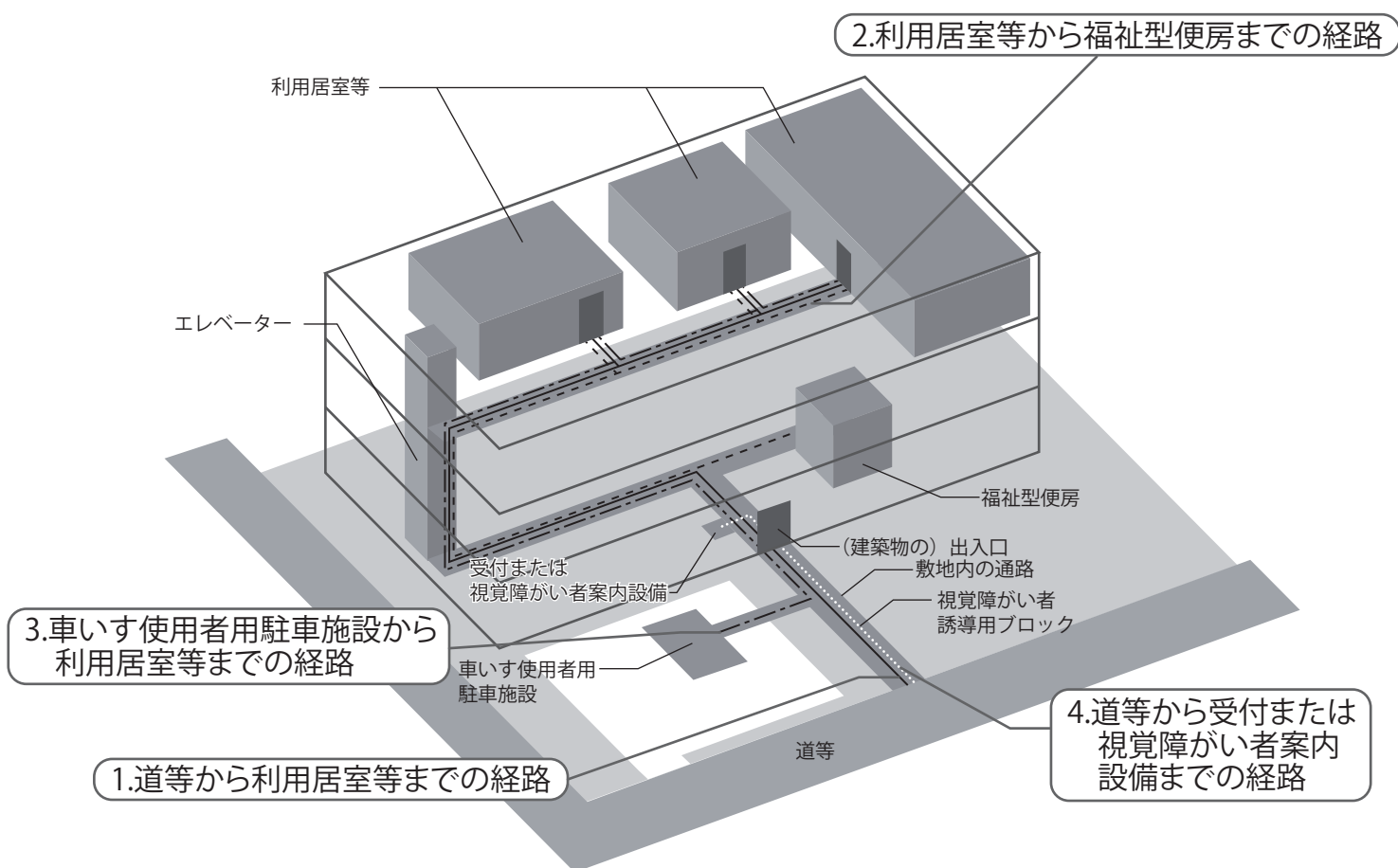
道路や敷地内の通路から不特定かつ多数の者が利用する室までは、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で連続的に移動・利用ができるように計画する必要があります。

そこで、下図の1から3までの経路については、それぞれ1以上を段差なく通行できることができるようにした経路（移動等円滑化経路）とします。

移動等円滑化経路上に階段や段を設ける場合には傾斜路やエレベーターを整備するほか、「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、各整備項目の整備基準に適合させることが必要となります。

また、4の経路については、1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路（視覚障がい者移動等円滑化経路）とします。

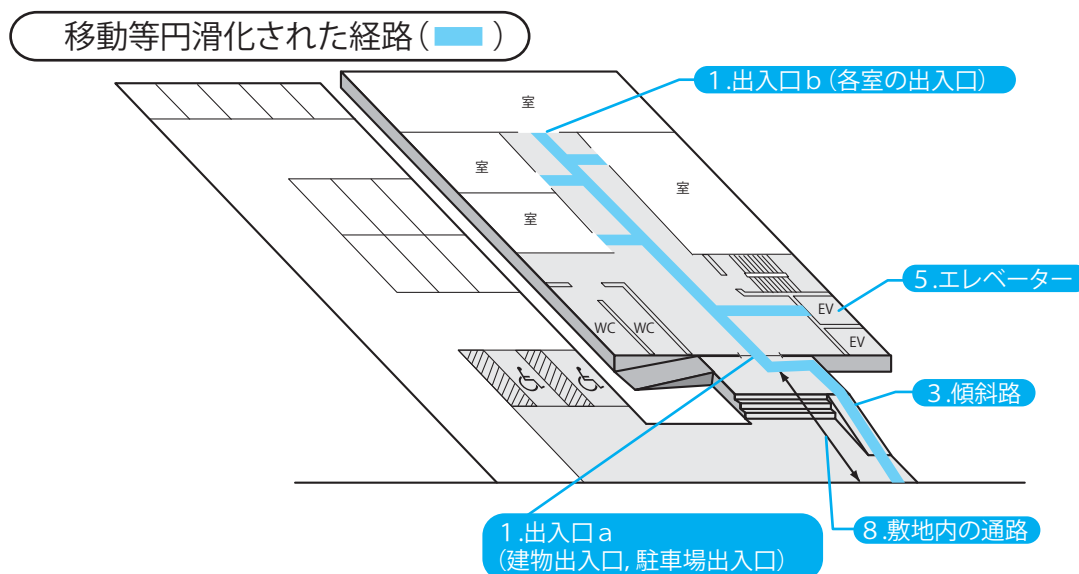
視覚障がい者移動等円滑化経路上には、視覚障がい者誘導用ブロックまたは、音声案内その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける必要があります。



(1) 道等から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する室(利用居室)を設ける場合

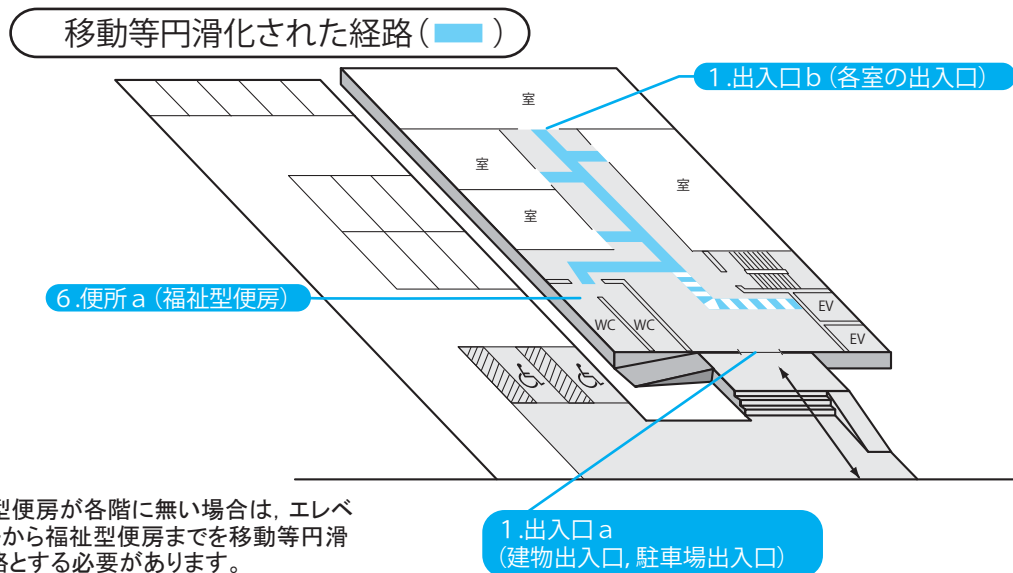
当該建築物の敷地の接する道又は空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する公園や広場等の空地に限る。)(以下これらを「道等」という。)から当該利用居室までの経路を対象とします。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階またはその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除きます。



(2) 利用居室から福祉型便房までの経路

建築物またはその敷地に福祉型便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合

利用居室(自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等。)から当該福祉型便房までの経路を対象とします。

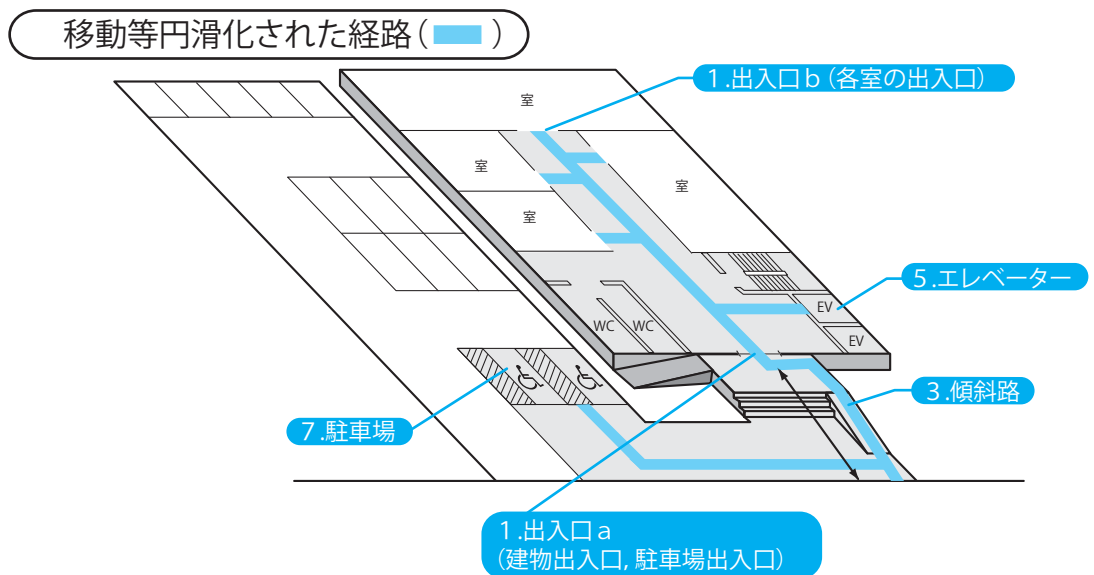


※福祉型便房が各階に無い場合は、エレベーターから福祉型便房までを移動等円滑化経路とする必要があります。

(3) 利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路[整/2(3)かつ整/8(3)]

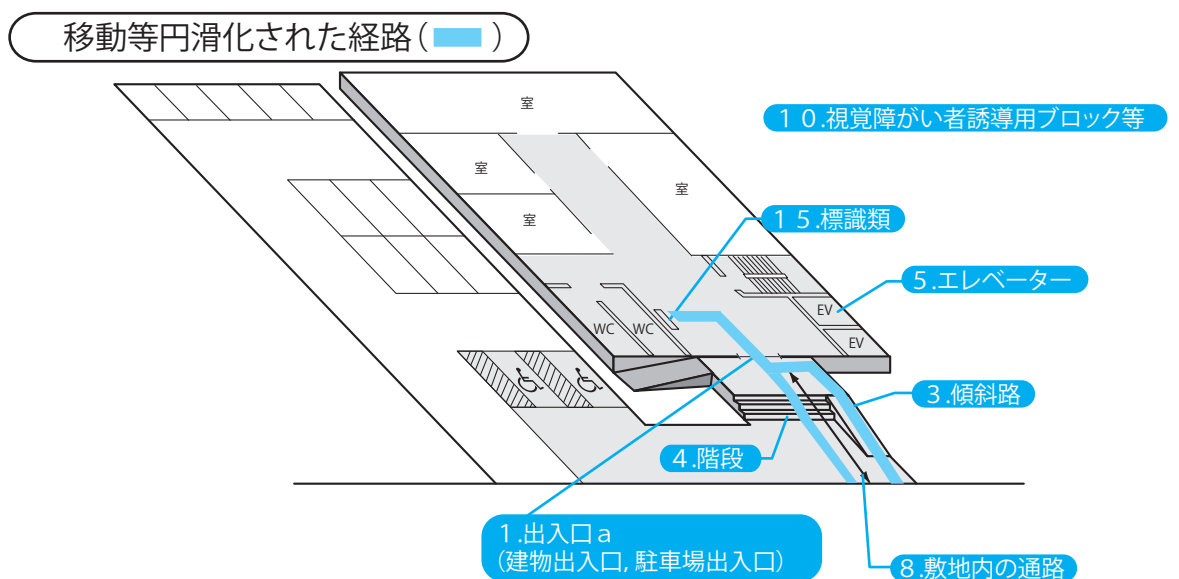
建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合

当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあつては、道等。）までの経路を対象とします。



(4) 視覚障がい者移動等円滑化経路 [整/2(4)]

道等から、案内設備（移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音による案内により視覚障がい者に示すための設備又は案内所）までの経路を対象とします。



1. 出入口

a(建物出入口, 駐車場出入口)

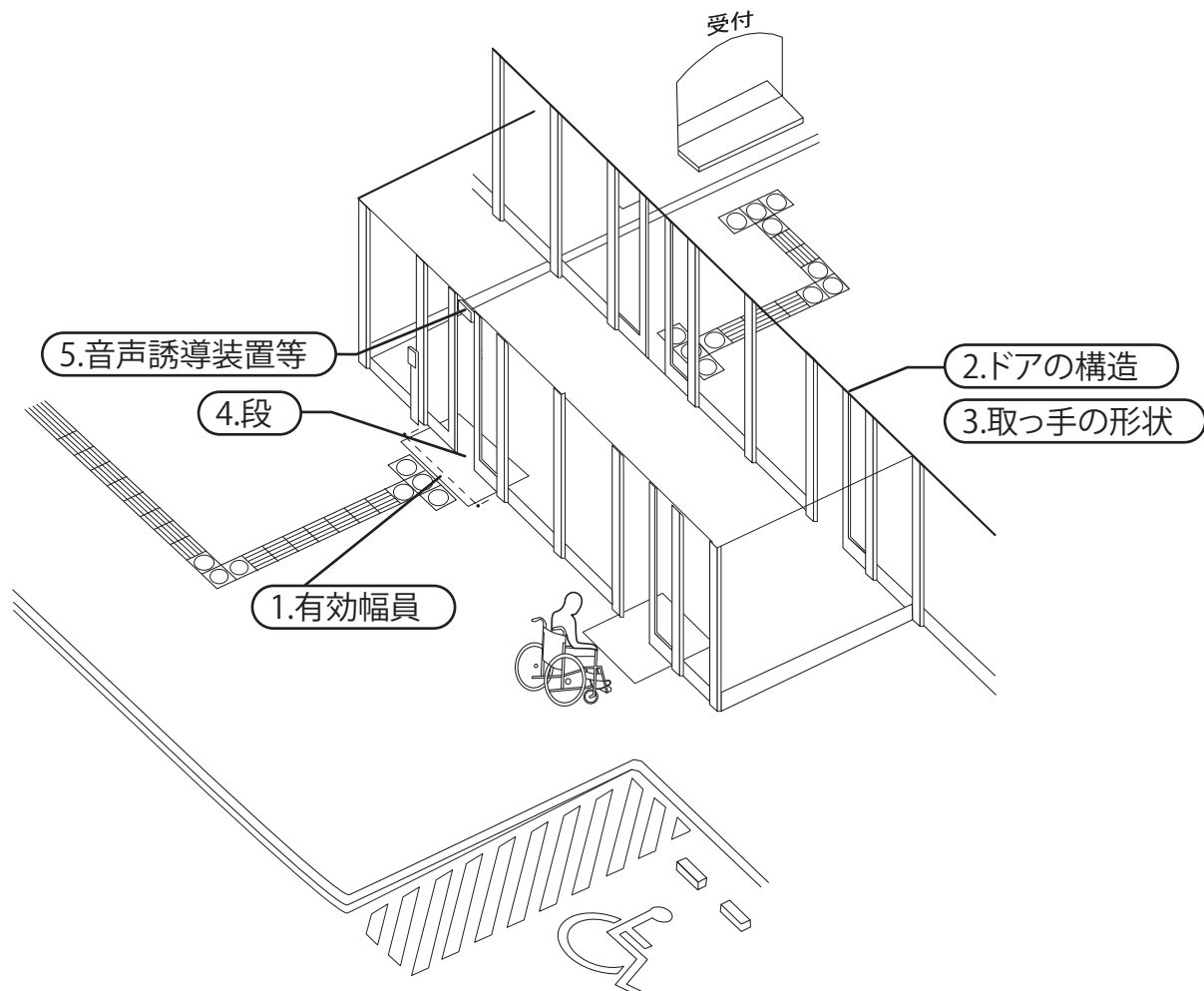
基本的な考え方

建物の主要な出入口や駐車場への出入口の位置は、わかりやすく、高齢者や障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように配慮する必要があります。

設計のポイント

- 車いす等の通行のしやすさに着目し、有効幅員の確保、ドアの構造、段を設けないこと等に配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮した案内や、音声による誘導等が必要です。
- 地盤面に対し、建築物の1階の床面が高い場合、通路との高低差を解消するために、長大な傾斜路を設置したり、昇降機を設置しなければならないことから、計画段階で十分にチェックを行う必要があります。

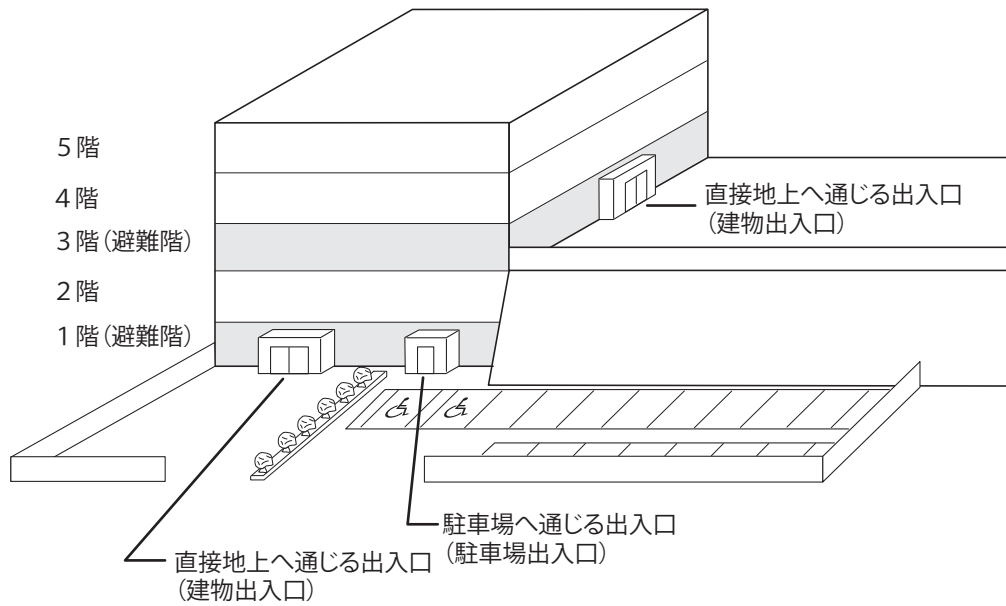
整備項目



整備の対象 | 建物の主要な出入口，駐車場への出入口を対象とします。

- 留意事項** | 整備基準では，建物の主要な出入口，駐車場への出入口に対し，それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。
- 誘導基準では，基本的にすべての建物の出入口，駐車場への出入口の整備を求めています。ただし，建物の主要な出入口，駐車場への出入口が近い位置に複数設けられている場合は，そのうち1ヶ所の整備を求めています。
- 従業員出入口等の建物のバックヤードの出入口は対象外です。

直接地上へ通じる出入口と駐車場へ通じる出入口の関係



1. 有効幅員

[整1(1)ア 誘1(1)ア]

○直接地上に通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

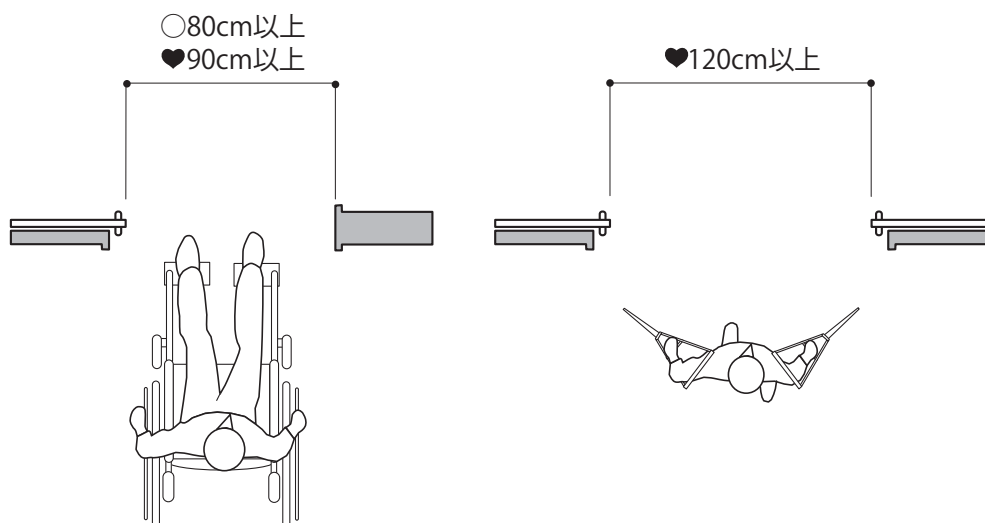
♥直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は90cm以上とし、そのうち1以上の出入口は120cm以上とします。

- *「有効幅員」とは、利用可能な幅です。
- *「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
- *「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。
- *「120cm」とは、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

有効幅員の考え方

(引き戸の例)

(両引き戸の例)



2. ドアの構造

[整1(1)イ 誘1(1)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥120cm以上のドアのうち、1以上のドアは自動的に開閉する構造とし、その他の出入口のドアは高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇ドアの前後は車いす使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆ドアの前後は車いすの回転が可能となるように、180cm以上の水平部を設けることが望まれます。

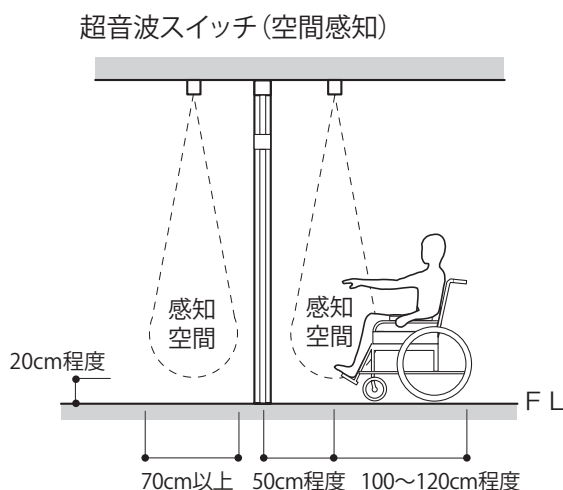
◆自動ドアは車いす使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間については、十分考慮することが望まれます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、自動扉の場合は、開き戸や回り扉を避け引き戸とし、手動扉の場合は、引き戸で上吊り形式にすることが望まれます。

*開き戸は、車いす使用者が開閉するのは難しいため、やむを得ず開き戸とする場合は軽いドアとし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアクローザーを設けます。また、状況に応じ適切なサポートが受けられるよう配慮します。

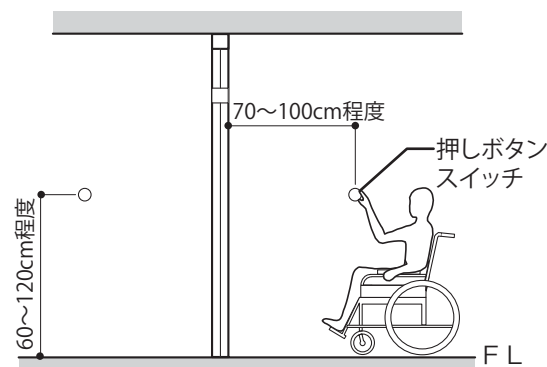
*ドアの前後を水平にすると、ドアの前後に車いすの待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

自動ドアの例



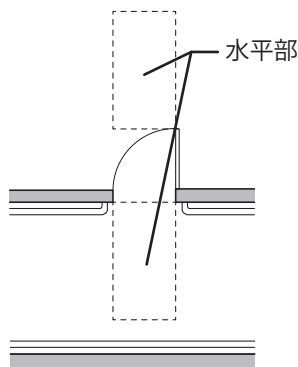
超音波スイッチは、車いすフットレストから感知できるように床上20cmくらいまで低くします。また、扉の手前10cm程度のところで感知できるようにします

押しボタンスイッチ



ドアに直接つけたスイッチは、車いすでは接近しにくいいため、脇に副スイッチも設置することが望まれます

ドアの前後に水平部を設けた例



3. 取っ手の形状

41ページを参照してください。

4. 段

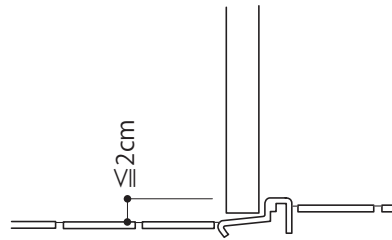
[整/1(1)ウ 誘/1(1)ウ]

- 高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

- ◆玄関マットは埋込式とすることが望まれます。

段の考え方



5. 音声誘導装置等

[誘/1(1)エ]

- 視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には、音声誘導装置等を設けます。

*「視覚障がい者の利用が多い施設」とは、官公庁舎、教育文化施設、社会福祉施設、交通機関の施設等です。

- ◆音声誘導装置を設ける場合は、ドアの直上に設置します。

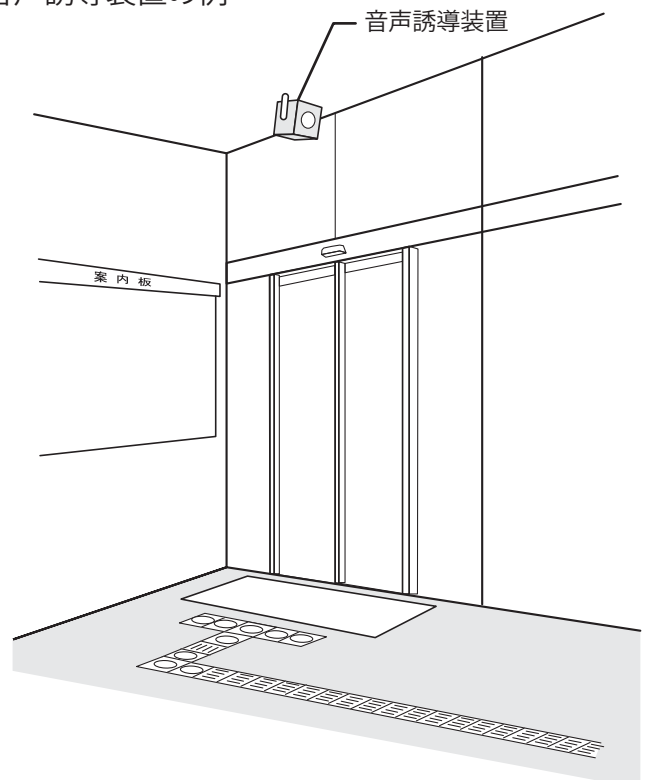
*「音声誘導装置」には、
①常時誘導鈴が鳴る方式
②送信機等をもつ特定の人に対して案内する方式があります。

- ◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、IC タグや携帯電話のGPS 機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。

- ◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。

- ◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっていても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

音声誘導装置の例



1. 出入口

b(各室の出入口)

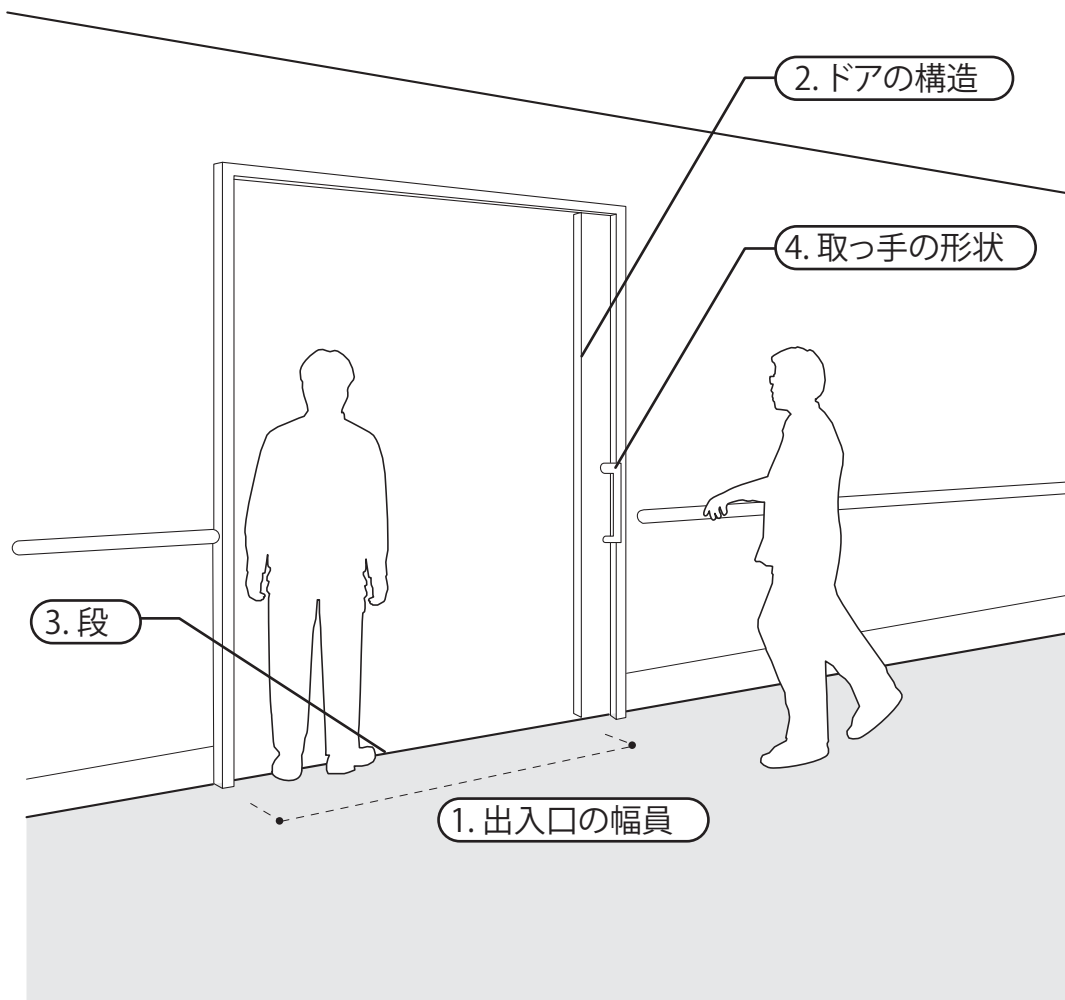
基本的な考え方

各室の出入口についても、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように幅員や構造、段を設けないように配慮する必要があります。

設計のポイント

- 室の主要な出入口は、車いすの通行に必要な幅員を確保するとともに、段を設けないようにします。
- 扉の形式は、車いす使用者の利便を考慮し、引き戸が望ましく、次いで内開き戸が望まれます。外開き戸とする場合は、通行の支障とならないような配慮を行います。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する室の出入口（共同住宅の場合は住戸の出入口）を対象とします。

留意事項 | 整備基準では、室の出入口のうち、1ヶ所以上の整備を求めています。
 誘導基準では、基本的にすべてが対象となりますが、同一の室で出入口が近接した位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所以上の整備を求めています。

1. 出入口の幅員

[整1(2) 誘1(2)ア]

〔宿泊施設及び共同住宅等以外のもの
(ただし、車いす使用者用客室は除く)〕

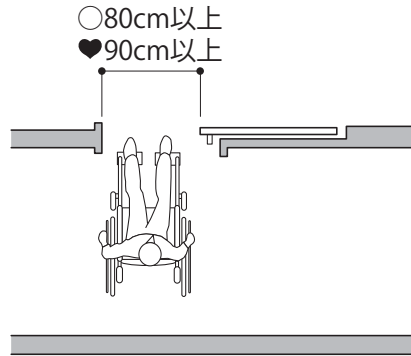
○出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

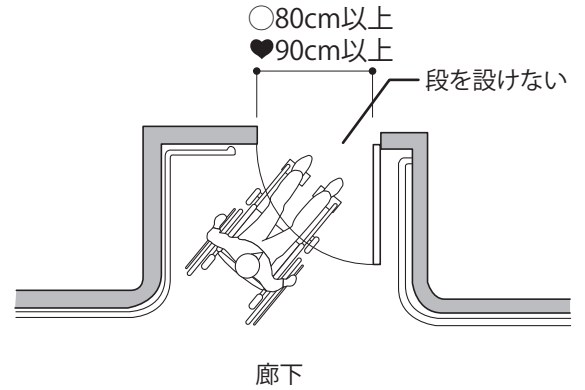
*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。

引き戸の例



開き戸の例



[整1(3) 誘1(3)]

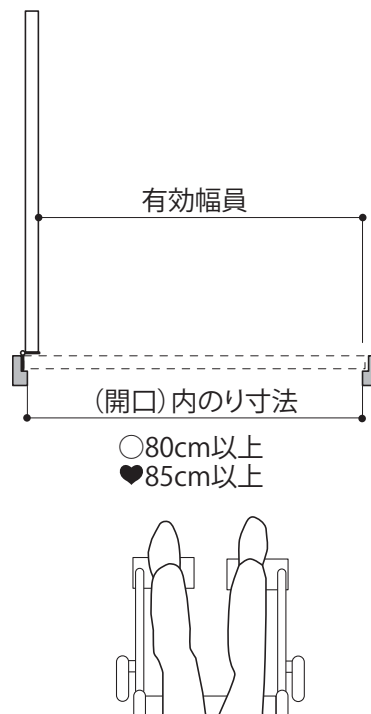
〔宿泊施設（車いす使用者用客室は除く）
及び共同住宅等（共同住宅は住戸）のもの〕

○出入口の内のは、80cm以上とします。

♥出入口の内のは、85cm以上とします。

*共同住宅では、来客を想定して住戸の出入口まで車いすで入ることができるようにします。

内のはり寸法



2. ドアの構造

[整/1(2) 誘/1(2)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉によりドアの一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とします。

◇ドアの前後は車いす使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとることが望まれます。

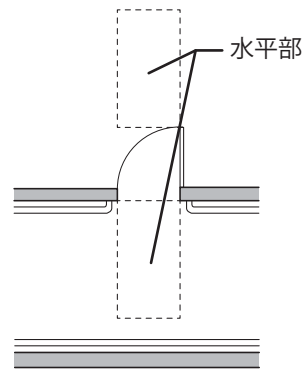
◆反対側の動きを確認し、安全性を確保するため、ガラス窓を設置することが望まれます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖作動時間を十分に確保したドアクローザーを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに開閉するように配慮したものです。

*「壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合に、当該戸が廊下に突き出さないような措置、例えば「戸幅以上の奥行きのアルコーブ等」が該当します。

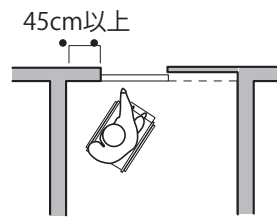
*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車いすの待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

ドアの前後に水平部を設けた例



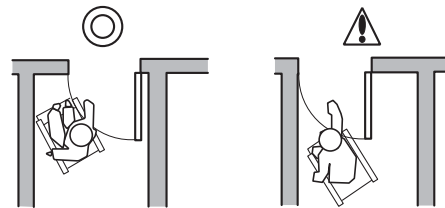
車いす使用者のための開閉スペースの例

(引き戸の例)



45cm以上
車いす使用者が寄り付くために壁から45cm以上のスペースが必要です

(開き戸の例)

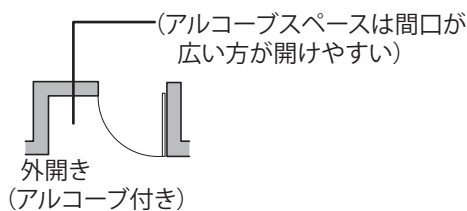


戸の開き勝手方向にスペースがないと車いす使用者が寄り付きにくくなります

◎:望ましい整備例

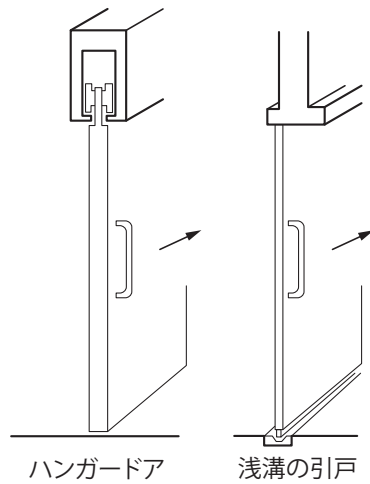
▲:望ましくない整備例

アルコーブの設置の例

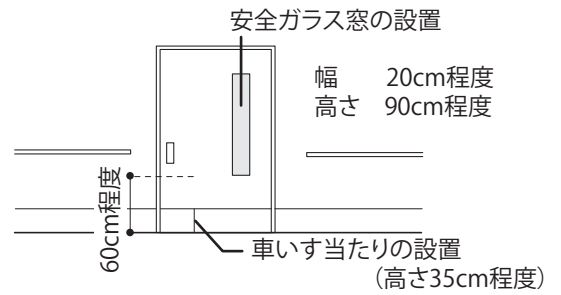


外開きとする場合はアルコーブを設けることが望まれます

引き戸の構造の例



安全ガラス窓の例



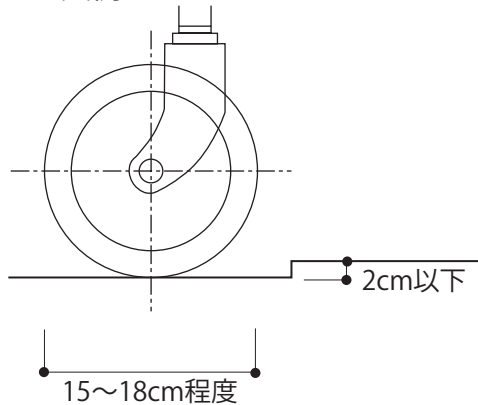
3. 段

[整/1(2) 誘/1(2)ウ]

○♥高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

段の工夫例

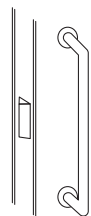


4. 取っ手の形状

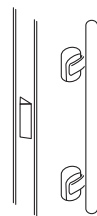
◆高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとし、床面より80~100cm程度のところに設置することが望まれます。

使いやすい取っ手の形状の例

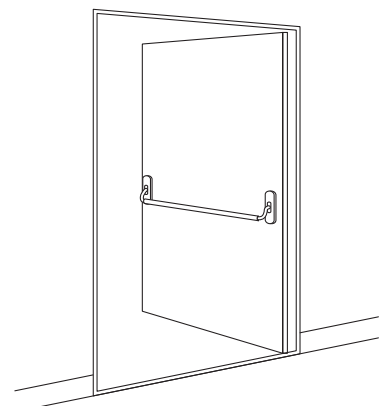
棒状



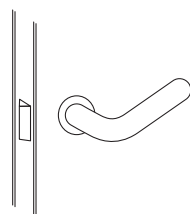
プッシュプルハンドル



パニックバー



レバーハンドル



2.廊下等

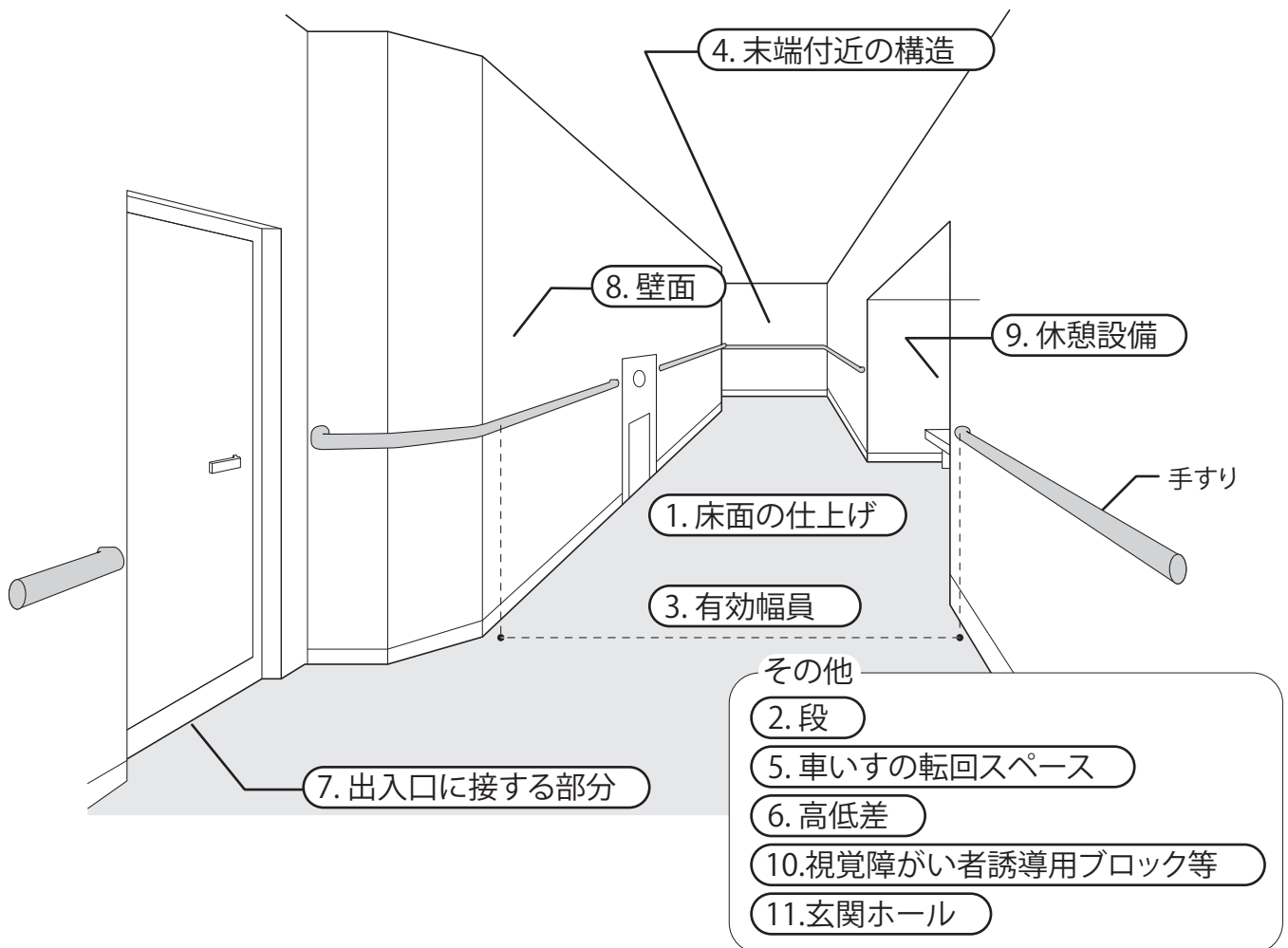
基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者や障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者や障がい者等も安全に通行できるように、車いすや松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車いす当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。

整備項目



整備の対象 | 建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

- 留意事項** | 整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化経路)について、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。
- 従業員専用通路等は対象外です。
 - 視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

1. 床面の仕上げ

[整/2(1) 誘/2(1)]

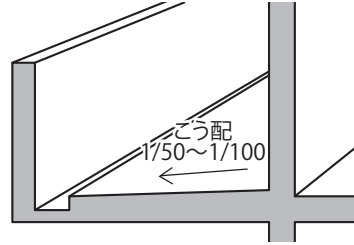
○●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*すべての廊下が対象となります。

◇屋外の廊下等で、横断方向（進行方向とは直角の方向）に水こう配を設ける場合は、1/50～1/100程度とします。

*車いす使用者やベビーカー利用者が歩行しやすいよう、横断こう配はできるだけ水平にします。

屋外廊下の例



2. 段

[整/2(2) 誘/2(2)]

○●段を設ける場合は、「4.階段」で定めているように下表の構造とします。

*すべての廊下が対象となります。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路とするとされており、それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」の項を参照（P58）

※「9.手すり」の項を参照（P106）

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	●誘導基準
幅員	内のり120cm以上	内のり150cm以上（共同住宅等は140cm以上）
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする	同 左
点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「階段の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「4.階段」(P58)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P110)の項を参照してください。

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照（P110）

3. 有効幅員

[整/2(3)ア 誘/2(3)ア]

○廊下等の有効幅員は、120cm以上とします。ただし小規模な建築物で車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分の設けること等により、車いす使用者の通行に支障がないと認められる場合は、有効幅員を90cm以上とすることができます。直接地上へ通ずる出入口から各室の出入口に至る、1以上の経路が対象です。
 (「4. 末端付近の構造」～「7. 出入口に接する部分」も) 同様に1以上の経路が対象です。

♥廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことのできるスペースを設ける場合は、140cm以上とします。

◇スーパーマーケットや百貨店、ファミリーレストランなど、不特定かつ多数の人が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する床面積が200㎡を超える室においては、建物出入口から、受付またはレジカウンター、便所、エレベーターなどの昇降設備、車いす使用者対応居室などへの通路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等に準じて整備します。また、200㎡以下の施設で、その通路が移動等円滑化経路を構成する場合も廊下等に準じて整備します。

◆200㎡以下の上記施設についても、廊下等に準じて基準を適用することが望まれます。

*「有効幅員」は、手すりの内側の寸法とします。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いすどうしがすれ違いやすい幅です。

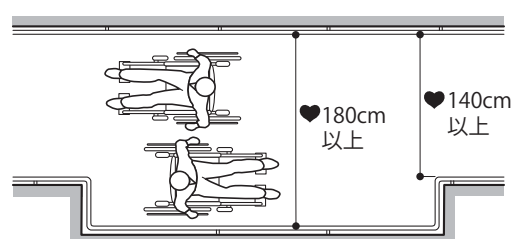
*「140cm」とは、車いすが転回できる幅です。

*屋外廊下等における排水溝の幅は、車いすやベビーカーの通行に支障がないよう、できるだけ狭くする、または蓋をすることが有効です。

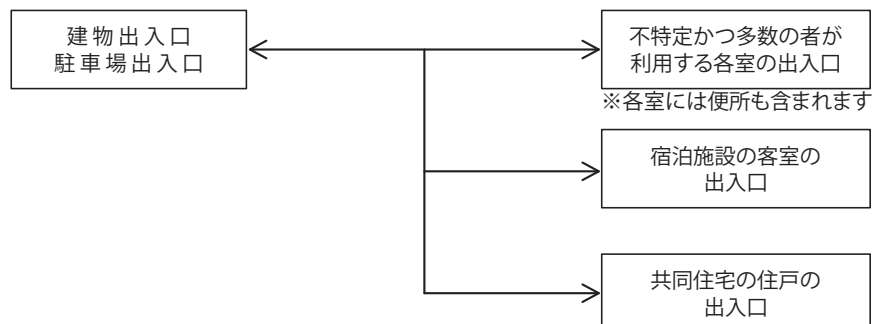
有効幅員の考え方



すれ違うことができるスペースを設ける場合の例



有効幅員を確保すべき経路



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 末端付近の構造

[整2(3)イ]

○廊下等の末端付近の構造は, 車いすの転回に支障のないものとしします。(共同住宅等を除く)

*「車いすの転回に支障のないもの」とは, 「140cm角以上のスペースやT字形の交差部等」が該当します。
*誘導基準で規定していないのは, 有効幅員が180cmあれば車いすが回転しやすいからです。

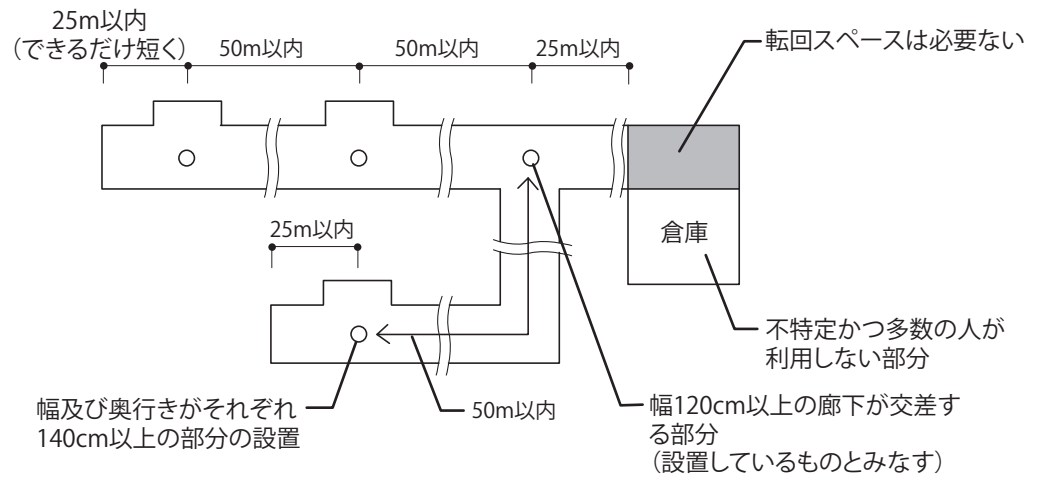
5. 車いすの転回スペース

[整2(3)ウ]

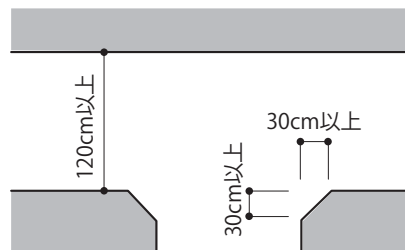
○区間50m以内ごとに, 車いすが転回できるスペースを設けます。

車いすの転回スペース(下図の○が設置場所)

末端付近の構造



廊下が交差する部分の例



6. 高低差

[整/2(3)エ 誘/2(3)イ]

※「3.傾斜路」の項を参照(P52)

※「9.手すり」の項を参照(P106)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P110)

- ♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

*「車いす使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。
「3.資料編」参照。(P309)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P52)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P110)の項を参照してください。

7. 出入口に接する部分

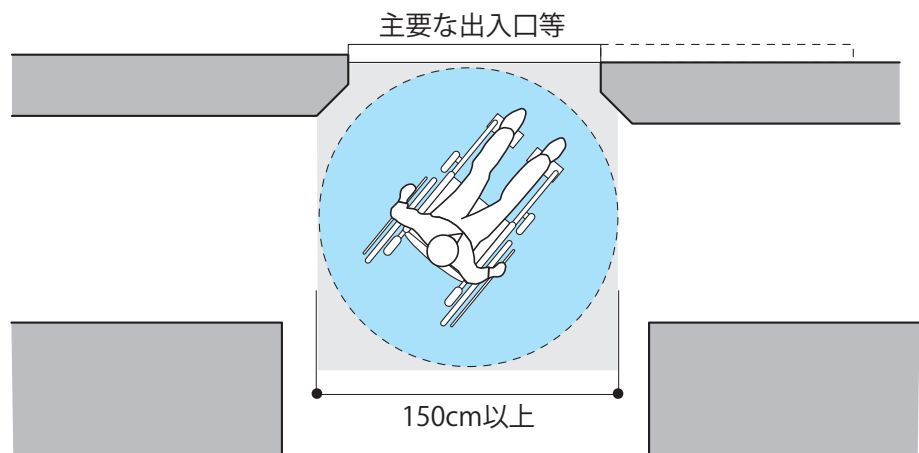
[整/2(3)オ 誘/2(3)ウ]

- ♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

- ◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。

*「150cm」とは、車いすが回転できる寸法です。

水平部分



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

8. 壁面

[誘2(3)エ]

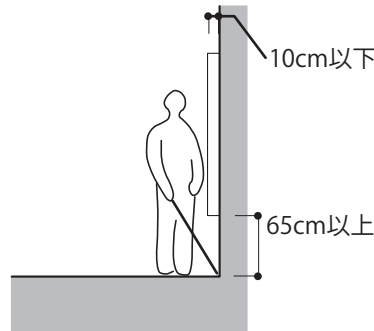
♥壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないように必要な措置を講じます。

◆壁面には、床上35cm程度の位置まで壁を傷めないために車いす当たりを取り付けることが望まれます。

◆曲がり角では、隅切りまたは面取り等により危険防止の配慮をすることが望まれます。

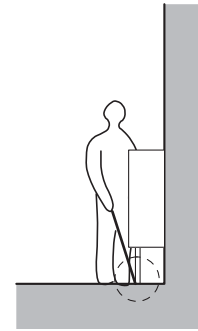
*「必要な措置」とは、例えば壁に取り付けられた消火器などの突出物を設ける場合に突出物の下部に杖が感知できる措置が該当します。

視覚障がい者の通行に安全上支障がない例



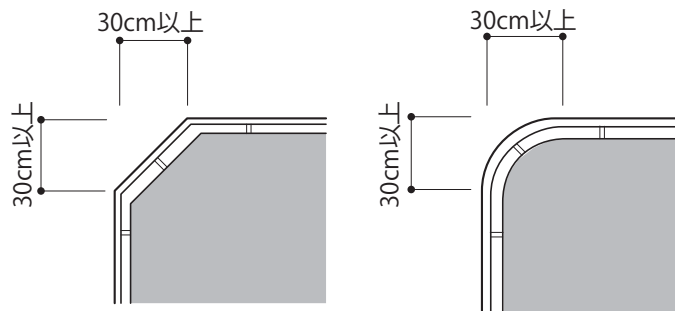
床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします

杖で感知できる措置の例

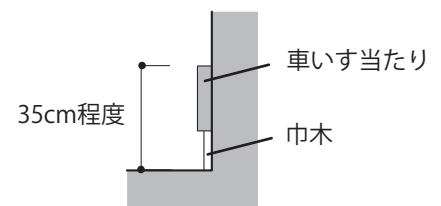


左記以外の場合は杖で感知できる措置が必要です

隅切り，面取り等の例



車いす当たりの例



9. 休憩設備

[誘2(3)オ]

♥施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。

10.視覚障がい者誘導用ブロック等

[整/2(4) 誘/2(3)カ]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P110)

○●道等から視覚障がい者用案内設備までの廊下等には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

整備基準では1以上の経路(視覚障がい者に配慮した構造エレベーターがある場合は、その昇降路を含む)を、誘導基準では主たる経路を対象とします。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合
- ②その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合
- ③建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

*視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設について、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りではありません。

*モニター付インターホンのような音声による誘導案内設備は、経路に考慮して効率的に設置します。

*「視覚障がい者用案内設備」については、「15.標識類」(P132)を参照。

*「音声誘導装置」は、「1.出入口a(建物出入口、駐車場出入口)」の項(P37)を参照。

*「常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合」とは、例えば、ホテルの入口や百貨店等で受付が入口の正面にあり常時勤務している者により誘導が可能な場合です。

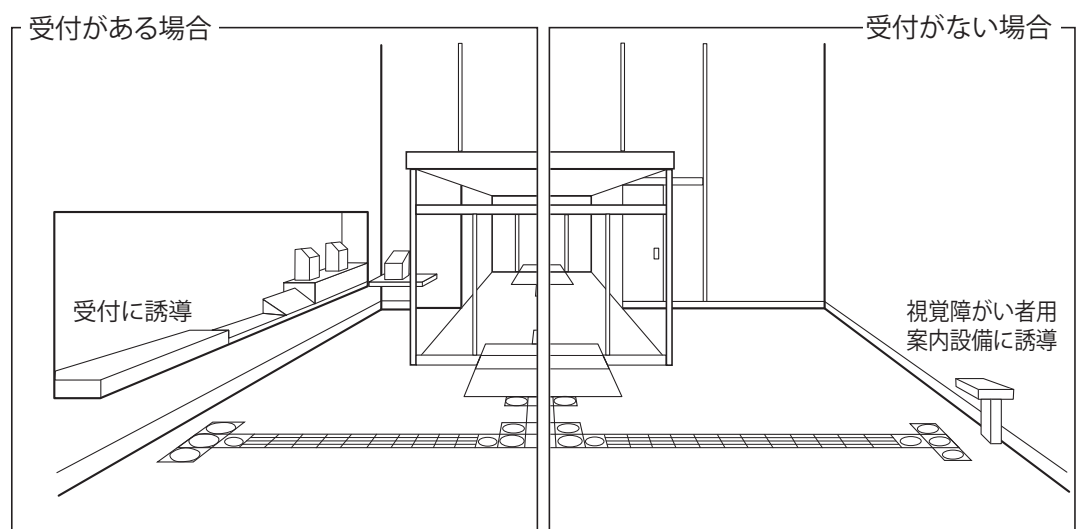
11.玄関ホール

◆受付カウンター、公衆電話等の位置に配慮することが望まれます。

◆上履きにはきかえて利用する施設では、はきかえが容易にできるように椅子等を常備することが望まれます。

◆無色透明のガラスドア、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色や模様などで十分識別できるよう配慮することが望まれます。

◆インターホンを設ける場合は、聴覚障がい者に配慮しモニター付きのものとすることが望まれます。



3. 傾斜路

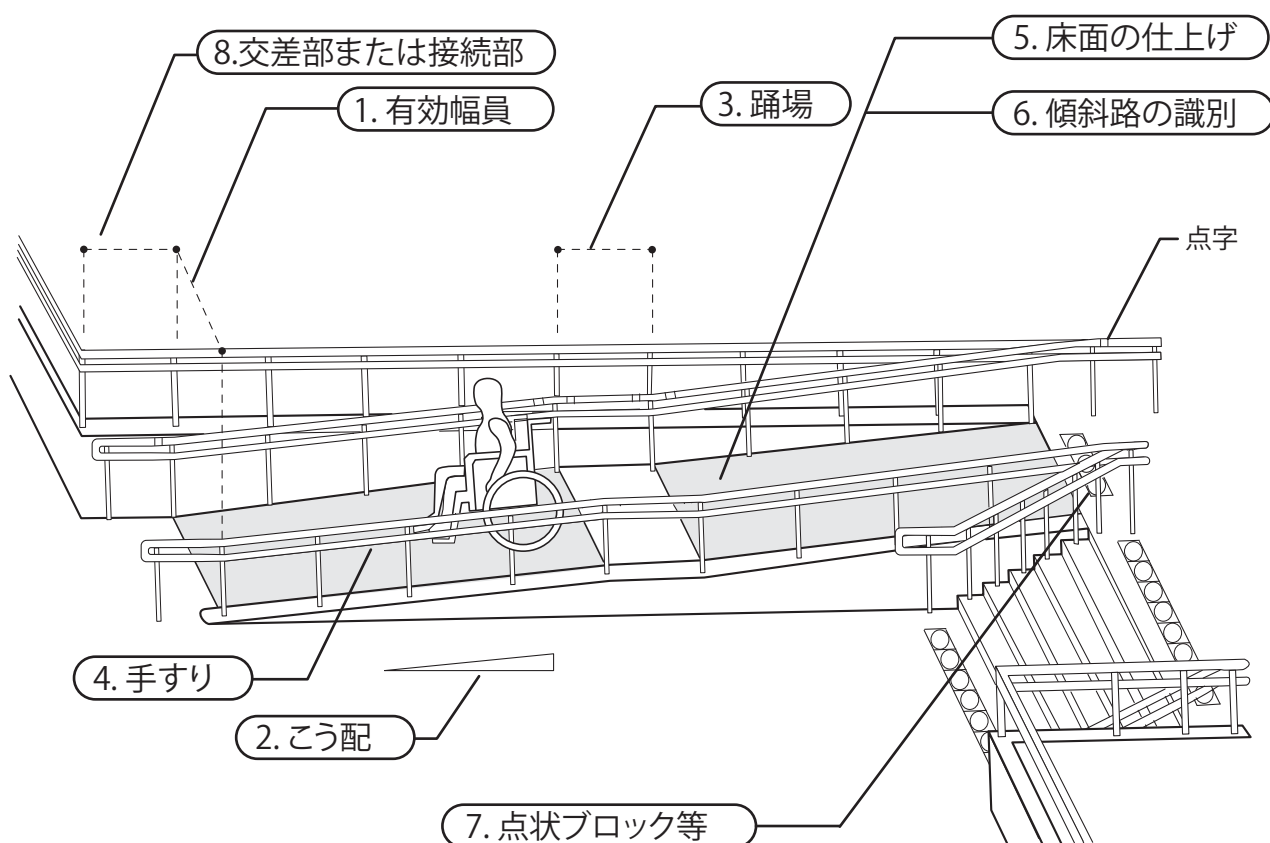
基本的な考え方

通路面に高低差が生じる場合には、車いす使用者等の通行に支障がないように傾斜路を設ける必要があります。

設計のポイント

- 車いす使用者等が無理なく上がることができ、また、安全に下ることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用を配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、手すりに点字表示等の配慮を行います。

整備項目



整備の対象 | 廊下等や敷地内の通路等に設けられる傾斜路を対象とします。

留意事項 | 点状ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。
1/25以下のこう配は、傾斜路として取り扱いません。

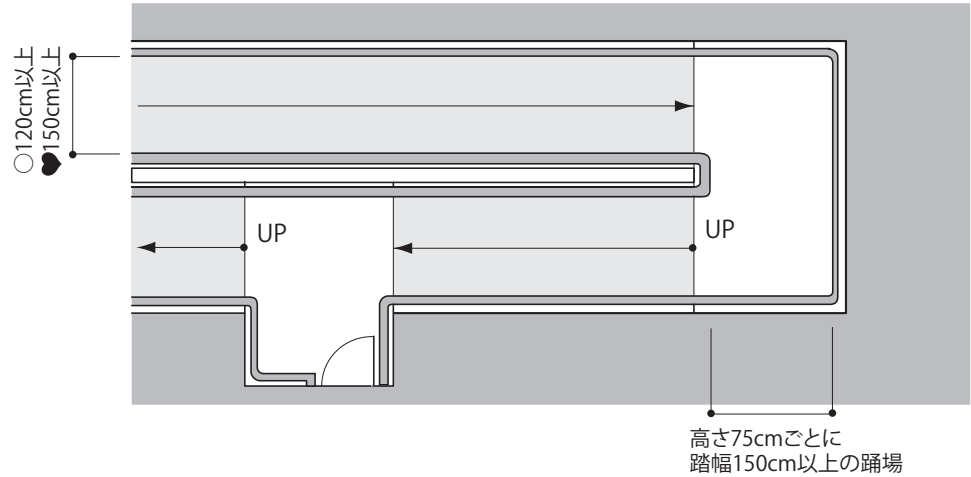
1. 有効幅員

[整/3(1) 誘/3(1)]

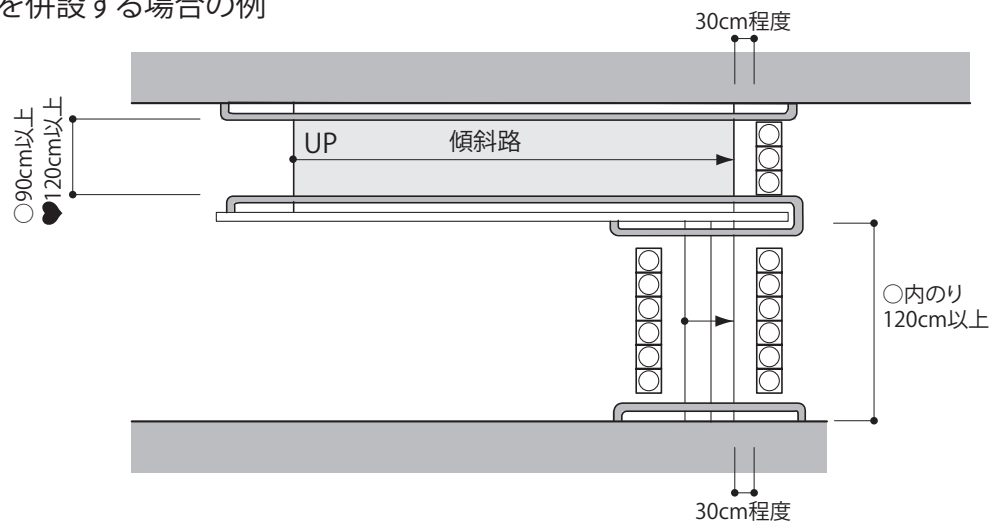
- 傾斜路の有効幅員は120cm以上とし, 段を併設する場合は90cm以上とします。
- ♥ 傾斜路の有効幅員は150cm以上とし, 段を併設する場合は120cm以上とします。
- ◇ 整備基準で段を併設する場合の段の内りのりは120cm以上必要です。

- * 「90cm」とは, 車いすで通過しやすい幅です。
- * 「120cm」とは, 人が横向きになれば車いすとすれ違い, 松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- * 「150cm」とは, 車いすが回転でき, 人と車いすがすれ違いやすい幅です。
- * 段の内りを120cm以上とするのは, 傾斜路の「90cm」では, 松葉杖使用者が利用できないためです。

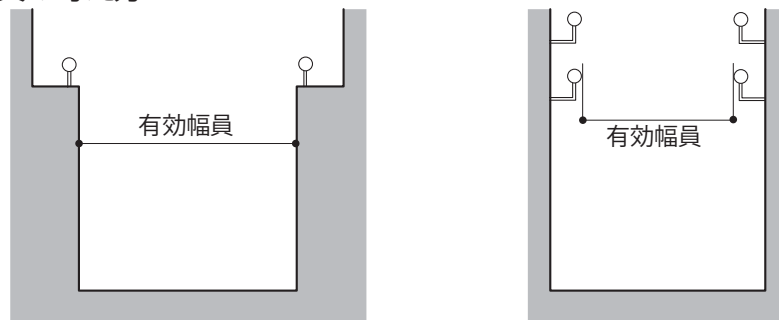
通路全幅がスロープの場合の例



段を併設する場合の例



有効幅員の考え方



○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 *: 語句の解説等

2. こう配

[整/3(2) 誘/3(2)]

○傾斜路のこう配は、1/12以下とします。高低差が16cm以下の場合、1/8以下とします。

♥傾斜路のこう配は、1/12以下とします。

♥敷地内の通路の傾斜路のこう配は、1/15以下とします。

*「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

*「1/8」とは、建築基準法上に規定されている最大こう配です。

3. 踊場

[整/3(3) 誘/3(3)]

○♥高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けます。

*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

4. 手すり

[整/3(4) 誘/3(5)]

○傾斜路には、手すりを設けます。

♥傾斜路には、両側に手すりを設けます。

◆手すりには、現在位置、方向、行き先等を点字で表示することが望まれます。

◆手すりは、上下2本設置することが望まれます。

注) 手すりの形状、設置方法については、「9. 手すり」の項を参照して下さい。

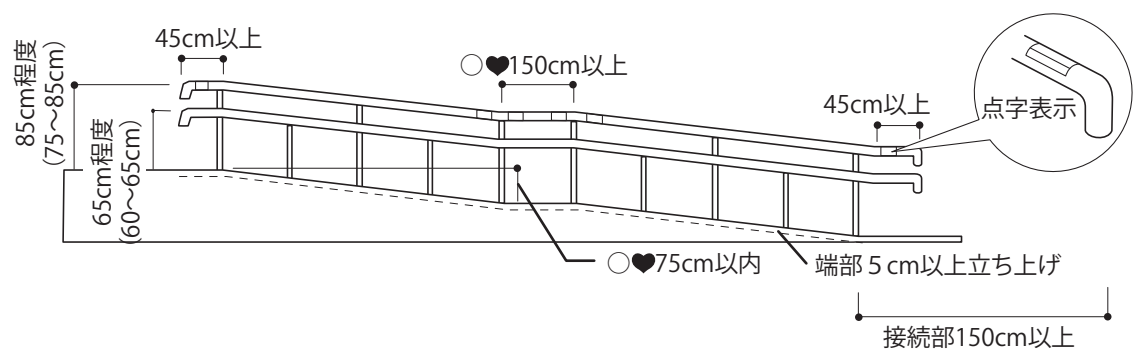
*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

※「9.手すり」の項を参照(P106)

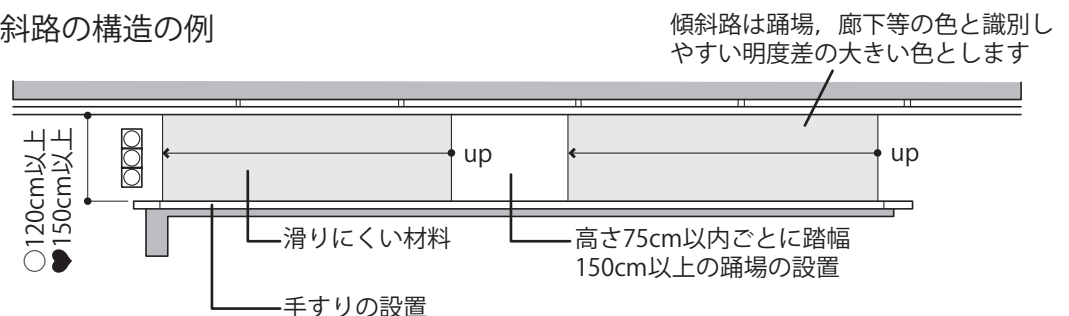
「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

手すりの設置の例



傾斜路の構造の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

5. 床面の仕上げ
[整/3(5) 誘/3(6)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*「滑りにくい材料」は「3. 資料編」参照。(P307)

6. 傾斜路の識別
[整/3(6) 誘/3(7)]

○傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とすることは、弱視者等の視覚障がい者に配慮するためです。

♥踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色にすること等により、識別しやすいものとします。

○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相または彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相または彩度の差が大きい」ことが必要な施設	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボウリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

7. 点状ブロック等

[整/3(7) 誘/3(8)]
※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P110)

○♥傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合
(①については、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照)
- ②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
(踊場の部分に限る)
- ③高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の場合

8. 交差部または接続部

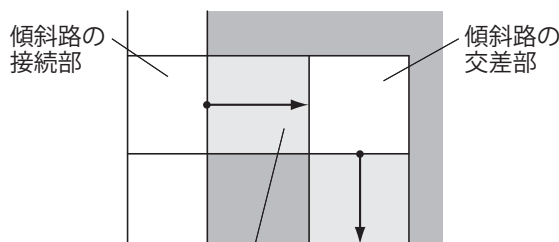
[誘/3(4)]

♥傾斜路の交差部または接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設けます。

*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

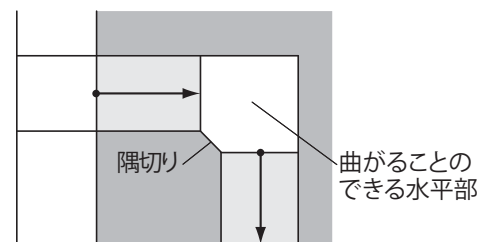
交差部、接続部の例

(通常の場合)



傾斜路は踊場、廊下等の色と識別しやすい明度差の大きい色とします

(幅が狭い場合)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4.階段

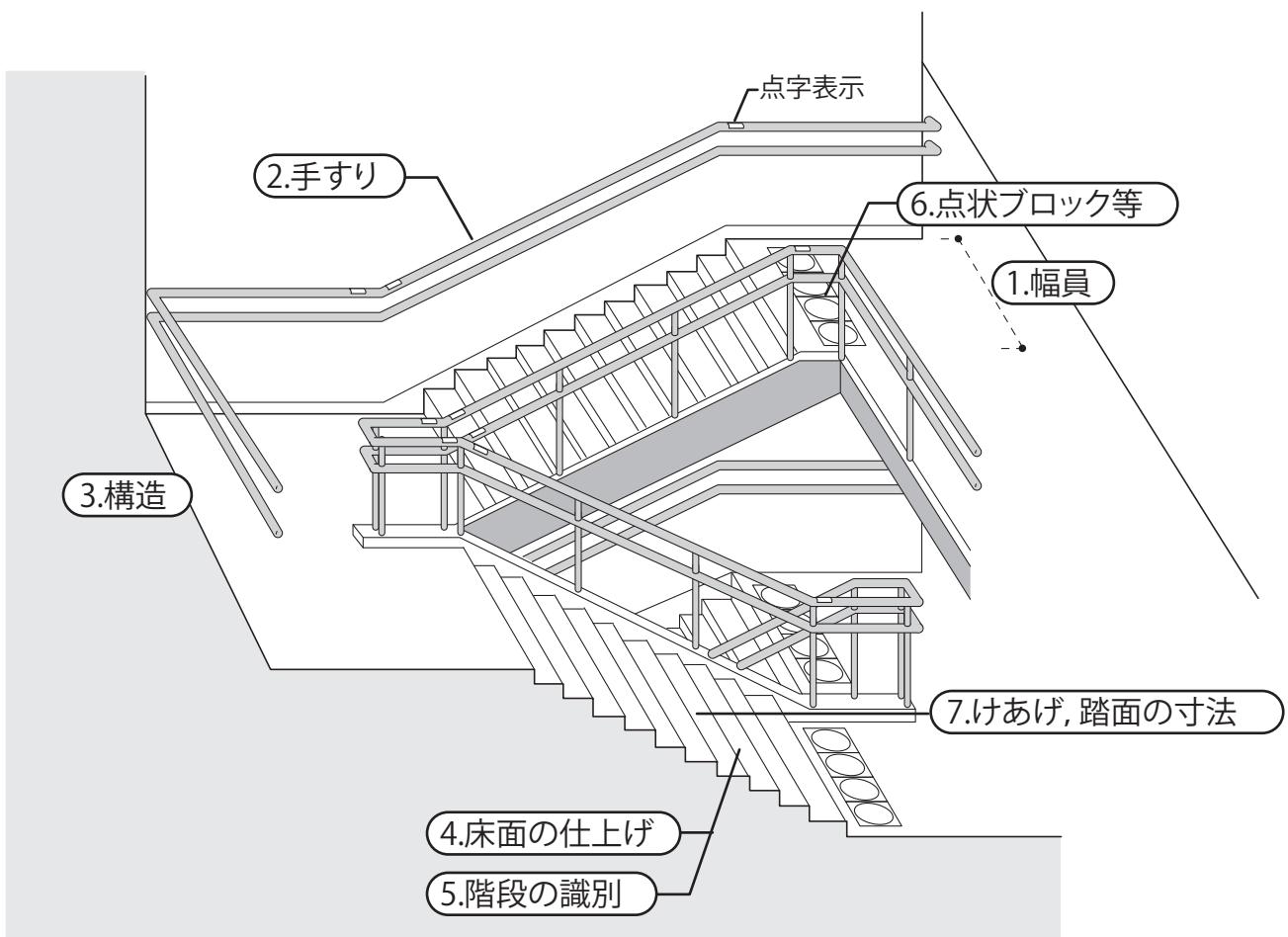
基本的な考え方

階段は、高齢者や障がい者等にとって大きな負担になるとともに、転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。高齢者や障がい者等が支障なく通行できるように、構造や床面の仕上げなどに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上りやすいよう配であることと、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが必要です。
- 階段は上下運動と回転運動が重ならないように、回り階段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、階段は、転倒しやすい場所であり、つまずいたり、滑ったりしないように、段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すり端部には点字表示を行うことが必要です。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が使用する階段で、直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段を対象とします。

留意事項 | 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(次ページ参照)
 避難のみに使用される階段は対象外です。
 点状ブロック等は、建物の用途・規模等により整備内容が異なります。

○階段の整備基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	用途面積の合計が300㎡未満の建築物の階段	エレベーター等が設けられた場合の階段	代替サービスを講じる場合の階段	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●120cm	—	—	—	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	△	△	△	△	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めている

*幅員について小規模な建築物を適用除外としているのは、スペースの関係等からやむを得ない状況を考慮しているためです。

*「エレベーター等」とは、エレベーターや車いす使用者用昇降機等です。

*「代替サービス」とは、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは、購入することができる措置です。

*「共同住宅等」は、多数の人が同時に利用する機会が少ないため、エレベーターが設置されている時は整備を求めています。

♥階段の誘導基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	自動車車庫の階段	学校等施設の階段	共同住宅等の階段 (エレベーターがない場合)	共同住宅等でエレベーターが設置されている場合の階段
1.幅員	●150cm	●	●	●140cm	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	●	△	△	△	
7.けあげ、踏面の寸法	●	●	●	●	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めている

1. 幅員

[整/4(1) 誘/4(1)]

○階段の内のりは、120cm以上とします。

♥階段の内のりは、150cm以上とします。ただし、共同住宅等は、140cm以上とします。

*「120cm」とは、松葉杖使用者の昇降に必要な幅です。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

2. 手すり

[整/4(2) 誘/4(3)]

※「9.手すり」

の項を参照(P106)

○手すりを設けます。

♥両側に手すりを設けます。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側桁、または地覆を2cm以上立ちあげることが望まれます。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

*1段の時は、手すりは不要です。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上の時のみ手すり不要です。

※「9.手すり」の項を参照(P106)

「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

3. 構造

[整/4(3) 誘/4(4)]

○回り段を設けないこととします。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合はこの限りではありません。

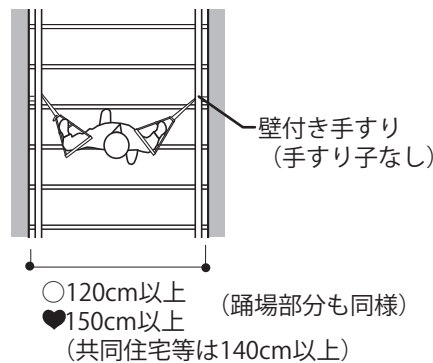
♥回り段を設けないこととします。

◇踊場には、こう配や段差は設けません。

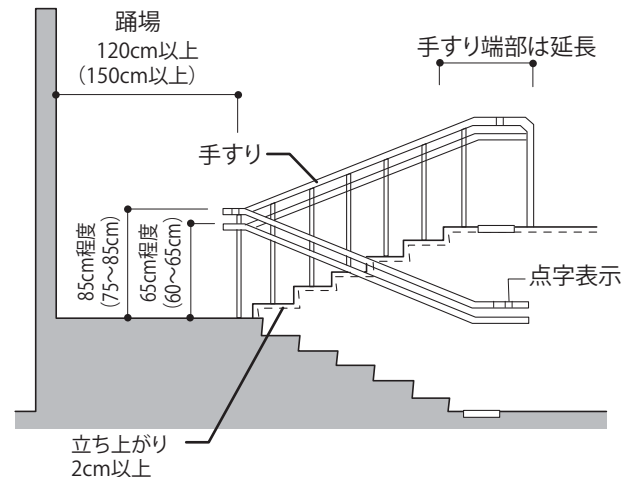
*「回り段を設けない」のは、踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

*「困難な場合」とは、例えば小規模な店舗等で敷地形状等の理由により、回り段を設けざるを得ない場合です。

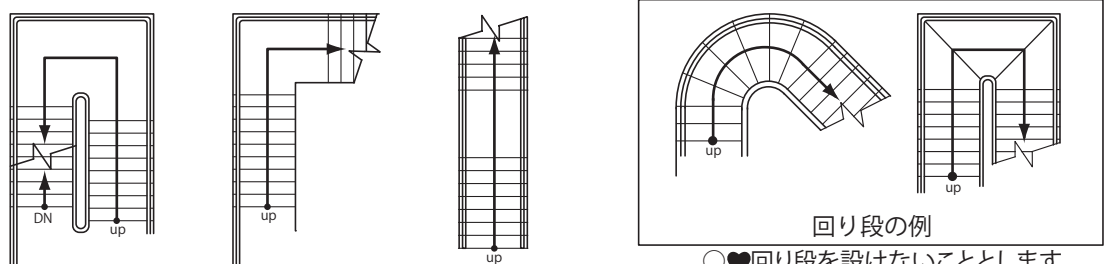
内のり寸法の例



手すりの設置例



階段の構造の例



○♥回り段を設けないこととします

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 床面の仕上げ

[整/4(4) 誘/4(5)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

◇段鼻(路面の端部)にすべり止め(ノンスリップ)を設けます。

*「滑りにくい材料」は「3.資料編」参照。(P307)

*ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効です。ただし、金属製のものは杖が滑るので、できる限り避けます。

*同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が平面と見えることがあるからです。

*「つまずきにくい構造」とは、段鼻を突き出さないことや、けあげ・踏面の面をそろえる等です。

5. 階段の識別

[整/4(5)(6)
誘/4(6)(7)]

○♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。

○♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相または彩度の差が大きい」ことが必要です。

用途	
「色の明度、色相または彩度の差が大きい」ことが必要な施設	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇けこみ板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにします。

6. 点状ブロック等

[整/4(7) 誘/4(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P110)

○階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況もしくは視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

②段がある部分と連続して手すりを設ける場合(踊場の部分に限る)

*整備基準としては、転落防止などの危険の度合いから階段の上端のみ設置義務を設けていますが、段があることを知らせるために上下端の設置が望まれます。

♥階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①段がある部分と連続して手すりを設ける場合(踊場の部分に限る)

7. けあげ、踏面の寸法

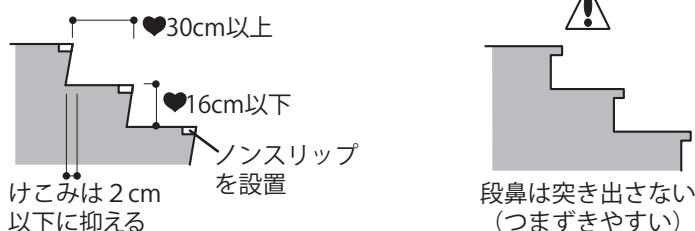
[誘/4(2)]

♥けあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。

◆同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にすることが望まれます。

*「けあげ16cm以下、踏面30cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。

けあげ、踏面の形状の例



△:望ましくない整備例

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

5.エレベーター

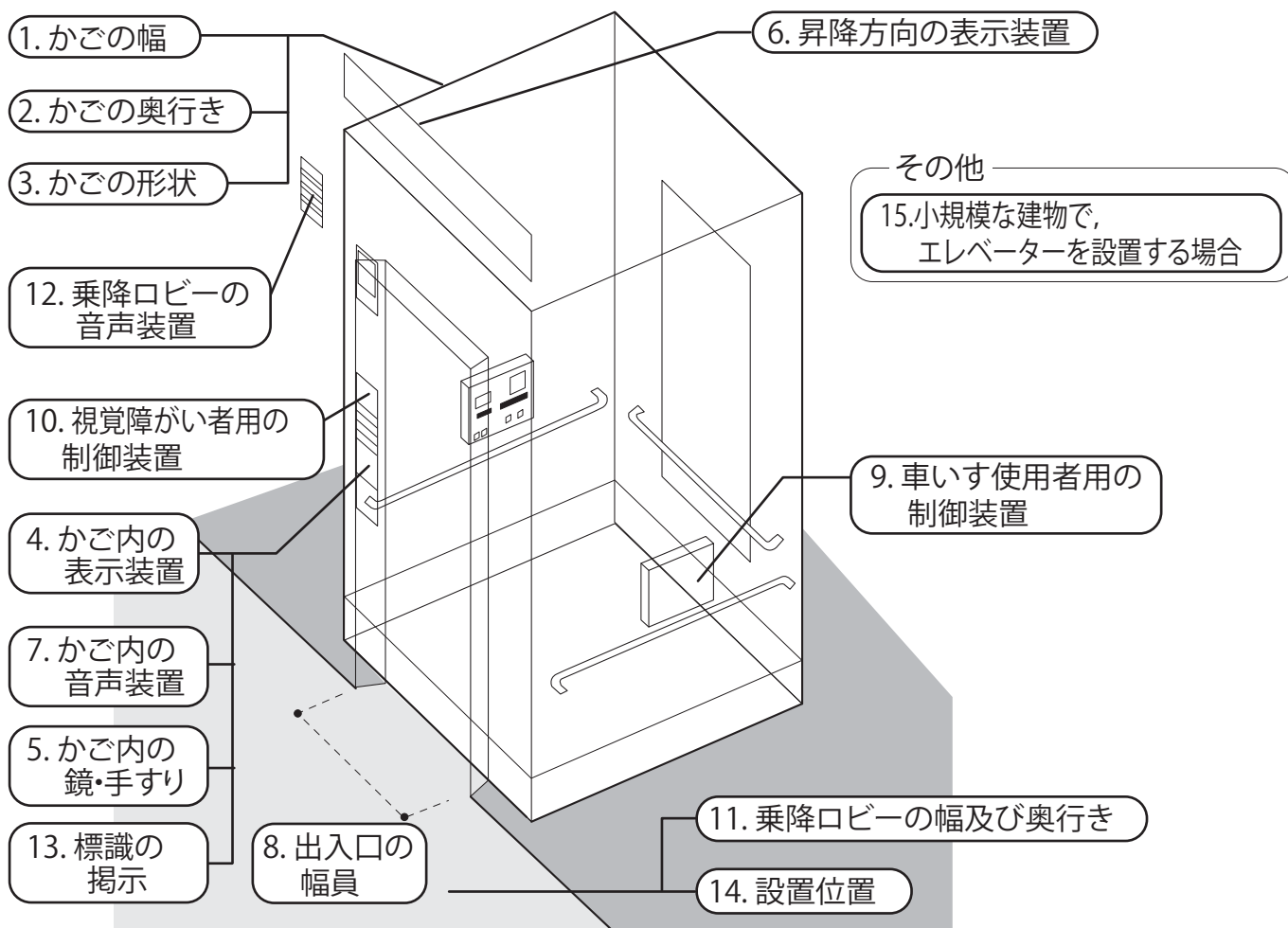
基本的な考え方

エレベーターは高齢者や障がい者等をはじめとして、階段の利用が困難な人にとっての垂直移動の手段として最も有効であり、階数にかかわらず垂直移動が必要な施設には可能な限り設置することが必要です。また、障がい者等が円滑に操作して目的の階へ移動出来るように案内や標示、操作盤などに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 不特定かつ多数の者が利用し、直接地上階に通じる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障がい者等が当該階において提供されるサービス等を受けることができる場合はこの限りではない）には、車いす使用者、視覚障がい者等も到達できるようにエレベーターを設けます。
- エレベーターのうち、1台以上は車いす使用者、視覚障がい者等が利用できるものを設置します。
- エレベーターは、玄関ホール等のわかりやすい場所に設けます。

整備項目



整備の対象

- 不特定かつ多数の人が利用し、直接地上に出ることができない階がある建築物に設置するエレベーターを対象とします。

留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。（次ページ参照）
- 整備基準では11人乗以上の、誘導基準では13人乗以上のエレベーターの1ヶ所以上の設置を求めています。
- また、整備基準では、小規模又は低層の建築物に設置する場合にも、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- 整備基準、誘導基準で整備を求めていない建築物にエレベーターを設ける場合も、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることができます。

整備基準の対象区分早見表

■ : 基準に適合したエレベーターを整備する

□ : エレベーターを設ける場合は基準に適合させる

■ 学校等施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	小規模2		
3以上	Bタイプ		
5以上			

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校です。

■ 学校等施設（上記以外）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Bタイプ	Aタイプ

※学校等施設(上記以外)とは、英会話スクールなどの各種学校や自動車学校です。

■ 共同住宅等

階数	用途に供する部分の床面積の合計	
	2,000㎡未満	2,000㎡以上
2以上	小規模2	
5以上	小規模1	Cタイプ

■ 自動車車庫

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	小規模2	Bタイプ	Aタイプ
5以上	小規模1		

■ 事務所及び工場（工場にあつては、作業場の面積を除く）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000㎡未満	2,000㎡以上	5,000㎡以上
2以上	小規模2	Bタイプ	Aタイプ
5以上	小規模1		

※小規模2についてはエレベーターを設置する場合に整備を求めます。

■ 上記以外の施設

階数	用途に供する部分の床面積の合計	
	2,000㎡未満	2,000㎡以上
2以上	小規模2	Aタイプ
5以上	小規模1	

区分A,B,C,小規模1,2は次ページを参照して下さい。

整備基準の整備内容早見表

整備内容	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	小規模1	小規模2
1. かごの幅 ・内のり140cm以上	●	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59㎡以上	—	—
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	●	●	● ※	—
3. かごの形状 ・車いすの転回に支障なし	●	●	—	—	—
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	—	—
5. かご内の鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	●	●
5. かご内の手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ ※2方向に出入口がある場合、出入口部は設置不要です。	●	●	● 左右2方向	● 1方向	● 1方向
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	—	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の開鎖を知らせる装置	●	—	—	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効80cm以上	●	●	●	●	●
9. 車いす使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 1面設置 戸の開放時間は 7秒	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	●	—	—	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・幅及び奥行きの内のり150cm以上	●	●	●	—	—
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	●	—	—	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

※P71のエレベーター機種表を参照してください。

誘導基準の整備内容早見表

整備内容	1台目			2台目以降	
	学校等施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設
1. かごの幅 ・内のり160cm以上	●	● 内のり140cm以上 床面積1.83㎡以上	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59㎡以上	● 内のり140cm以上 床面積1.83㎡以上
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	● トランク付きは 200cm以上	●	●	●
3. かごの形状 ・車いすの転回に支障なし	●	●	●	—	●
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	●	●
5. 鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	—	—
5. 手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ	●	●	●	—	—
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	●	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	—	—	●	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効90cm以上	●	● 80cm以上	●	● 80cm以上	● 80cm以上
9. 車いす使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 戸の開放時間は 10秒	● 戸の開放時間は 10秒	● 戸の開放時間は 10秒	—	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	—	—	●	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・内のり180cm以上	●	●	●	● 150cm以上	● 150cm以上
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	—	—	●	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

1. かごの幅

[整/5(2)ア 誘/5(2)ア]

○かごの幅は内のり140cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり105cm以上、かごの床面積1.59㎡以上とします。

♥かごの幅は内のり160cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり140cm以上、かごの床面積1.83㎡以上とします。

*「1.59㎡」とは、共同住宅用の9人乗エレベーターの必要面積です。

*「1.83㎡」とは、11人乗エレベーターの必要面積です。

2. かごの奥行き

[整/5(2)イ 誘/5(2)イ]

○♥かごの奥行きは、内のり135cm以上とします。

♥共同住宅等で、かご内にトランクが設けられている場合においては、トランクを含めたかごの奥行きは、内のり200cm以上とします。

*「135cm」とは、11人乗エレベーター及び13人乗エレベーターのかごの奥行き寸法で、電動車いすが収まる大きさです。

3. かごの形状

[整/5(2)ウ 誘/5(2)ウ]

○♥かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとします。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。

◇緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車いす使用者の手の届く範囲に設置します。

◇光電装置は車いすのフットレスト部分及び身体部の2ヶ所(20cm, 60cm程度)を通すように設置します。

◆かごの内部を見ることができるガラス窓を設置します。

◆必要に応じ、車いす当たりを取り付けることが望めます。

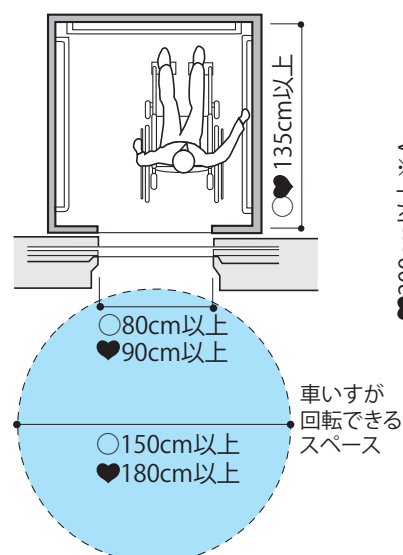
◆建物床とかごとの隙間は3cm以下とし、段差をなくすため、自動着床調整装置を設置することが望めます。

◆トランク付エレベーターは、救急の場合のストレッチャー対応が可能ですので設置が望めます。

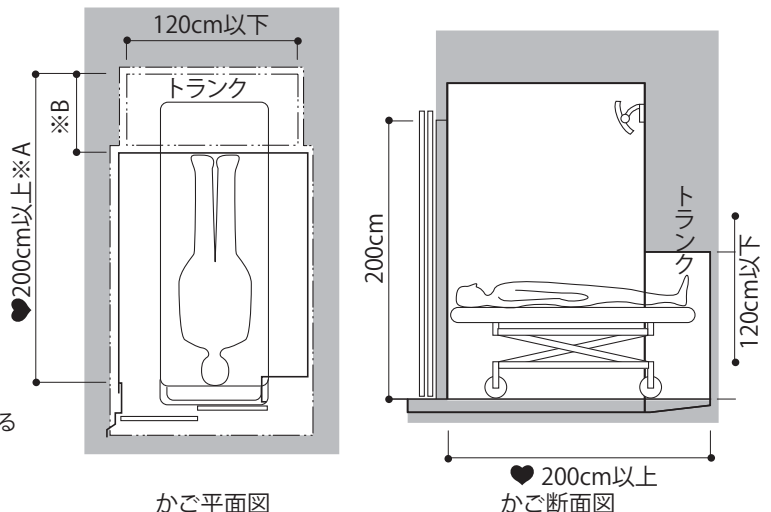
*非常時は、かごは直近の階で停止するため、「ガラス窓」を設置することで、緊急時に外部と筆談等のやりとりができ、聴覚障がい者などが安心して利用できるようになります。

*トランク付エレベーターとは、かごに担架あるいはストレッチャーの運搬を目的としたトランクを設けたものをいいます。

かごの寸法, 形状の例



トランク付エレベーターの例



※住宅用機種R9-2Sの場合、奥行きAは200cm、奥行きBは48cm

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. かご内の表示装置

[整/5(2)エ 誘/5(2)エ]

- ♥かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。

5. かご内の鏡・手すり

[整/5(2)オ 誘/5(2)オ]

- ♥かご内には、鏡等及び手すりを設けます。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けます。
- ◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターの正面壁についてはこの限りではありません。

*「鏡等」には、凸面鏡等も含まれません。
*鏡は、ステンレス鏡面または強化ガラスなど割れにくいものとし、出入口確認用として設置します。

6. 昇降方向の表示装置

[整/5(2)カ 誘/5(2)カ]

- ♥乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けます。

7. かご内の音声装置

[整/5(2)キ 誘/5(2)キ]

- ♥かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けます。
- ◆出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等を分かりやすく案内する音声案内装置を設けることが望まれます。

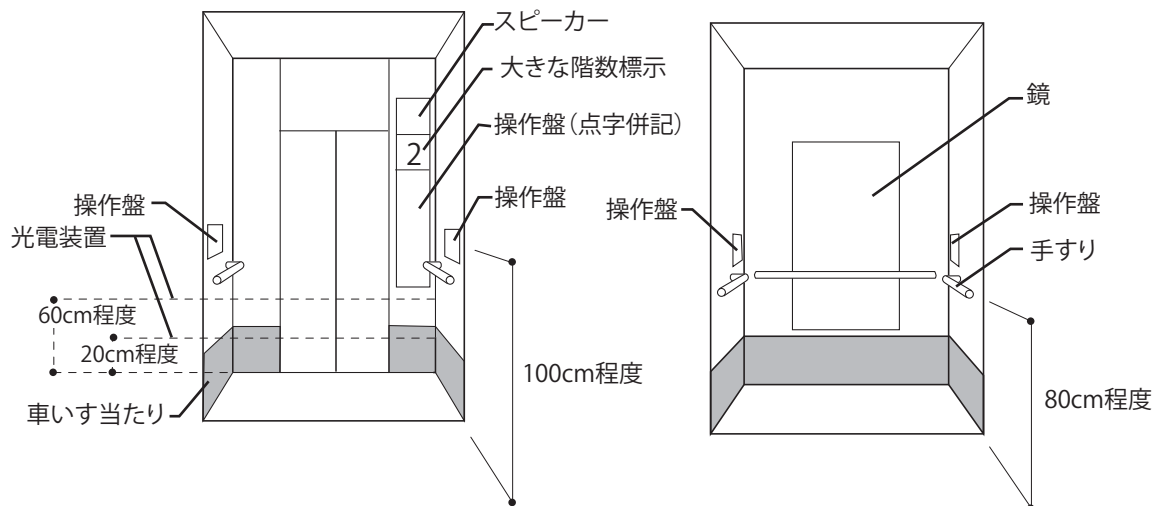
8. 出入口の幅員

[整/5(2)ク 誘/5(2)ク]

- かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上とします。
- ♥かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり90cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、80cm以上とします。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
*「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。

かご内の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

9. 車いす使用者用の制御装置

[整/5(2)ケ 誘/5(2)ケ]

- ♥かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けます。
- ◇制御装置は、左右の壁に設置し、一方は専用主操作盤、もう一方は専用副操作盤とします。
- ◇低位置の操作ボタンが押されたときには、戸の開放時間を通常よりも長くすることが必要です(10秒程度)。
- ◆高齢者や障がい者等が常時利用する建築物においては、さらに戸の開閉時間を長くするように配慮が望まれます。

*「車いす使用者が利用しやすい位置」は、車いす使用者の手の届く範囲に操作ボタンの位置がくるように、床高100cm程度とします。

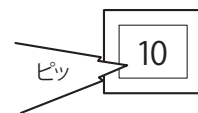
*「円滑に操作できる」とは、主操作盤に点字を付けることです。

10. 視覚障がい者用の制御装置

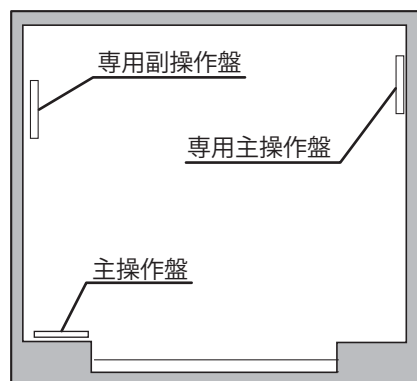
[整/5(2)コ 誘/5(2)コ]

- ♥かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者の利用に配慮した制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とします。
- ◆不特定かつ多数の人又は視覚障がい者が主に利用する建築物においては、戸の開閉時間を通常より長くするよう配慮が望まれます。
- ◆行先ボタンは押した感覚がわかるように配慮が望まれます。例えば、押した時に電子音でボタンが操作されたことを伝えることなどです。
- ◆行先ボタンは、点灯していない状態でも、文字が読みとりやすい配色とし、さらに文字部分を凸型形状とするなど、見ても触れても分かりやすいように配慮が望まれます。

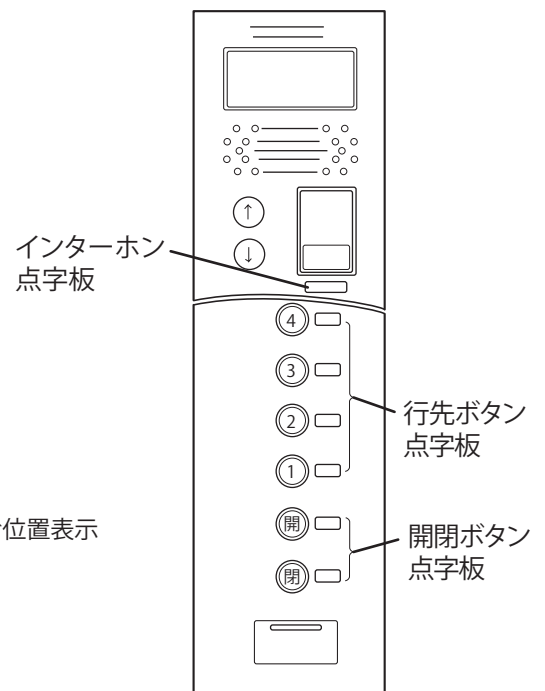
行先ボタンの例



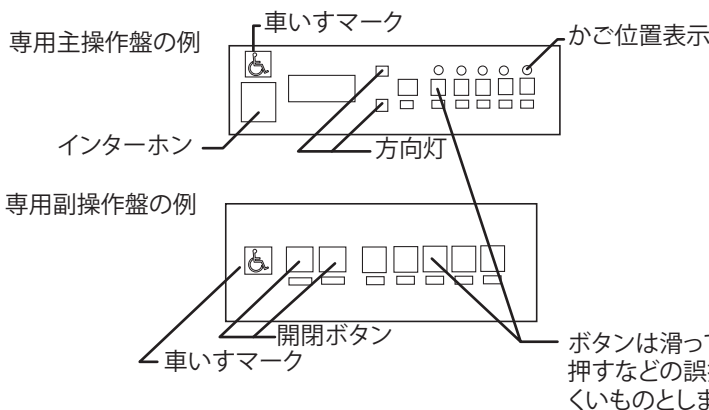
操作盤の設置位置の例



主操作盤の例



操作盤の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

11.乗降ロビーの幅及び奥行き

[整/5(2)サ 誘/5(2)サ]

- 乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり150cm以上とします。
- ♥乗降ロビーの幅及び奥行きは、内のり180cm以上とします。

*「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

*「180cm」とは、車いすが回転しやすい幅です。

12.乗降ロビーの音声装置

[整/5(2)シ 誘/5(2)シ]

- ♥乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置を設けます。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りではありません。

13.標識の掲示

[整/5(2)ス 誘/5(2)ス]

- ♥乗降ロビーまたはその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識を掲示します。

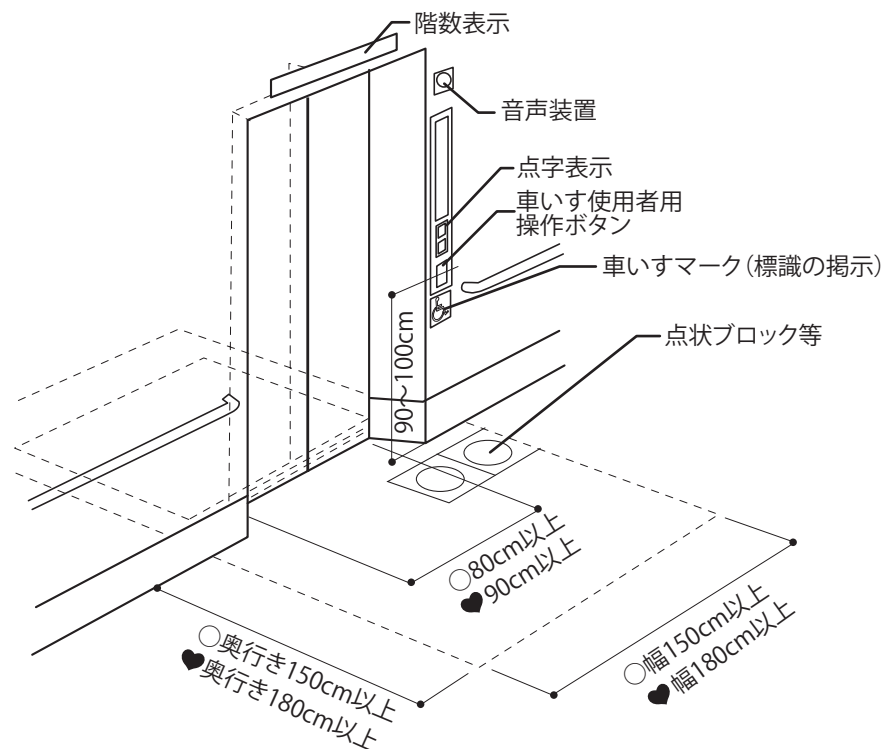
14.設置位置

[誘/5(2)]

- ♥エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設けます。
- ◆点状ブロック等を乗り場ボタンの位置に敷設することが望まれます。

*視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えることができます。

乗降ロビーの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

15.小規模な建物
で、エレベーター
を設置する
場合

[整/5(3)]

○高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。

[小規模1:5階以上で2,000㎡未満の場合]

◇車いす使用者が利用可能な奥行きを確保したエレベーターを設けます。

◇手すり、車いす制御装置、鏡を設け、かごの形状、口ビー装置、戸の開放時間を車いす使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、視覚障がい者に配慮した構造とします。

[小規模2:4階以下で2,000㎡未満の場合等]

◇手すりや、かご正面に鏡を設け、車いす使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、車いす使用者や視覚障がい者に配慮した構造とします。

*車いす使用者が利用できる奥行きを確保すれば、直進して入り、バックして出ることができるためです。

*車いす使用者や視覚障がい者に配慮した構造とするには、4~13(P68~70)の整備を行うことが必要です。用途によって整備を求めている施設もあります。(P64参照)

小規模1に適したエレベーター機種表(JIS規格による)

単位:mm

使 い 方			乗り込んだ状態で そのまま出る		
最小出入口幅			800		
		かごの内法寸法			
		(間口)	(奥行)		
適用機種 (JISA4301)	一般乗用	P-6-CO	1,400	850	×
		P-9-CO	1,400	1,100	○
		P-11-CO	1,400	1,350	○
		P-13-CO	1,600	1,350	○
		P-15-CO	1,600	1,500	○
			1,800	1,300	○
		P-17-CO	1,800	1,500	○
			2,000	1,350	○
		P-20-CO	1,800	1,700	○
			2,000	1,500	○
	P-24-CO	2,000	1,750	○	
		2,150	1,600	○	
	住宅用	R-6-2S	1,050	1,150	○
		R-9-2S	1,050	1,520	○
		RT-9-2S	1,050	1,520+480	○
寝台用	B-750-2S	1,300	2,300	○	
	B-1000-2S	1,500	2,500	○	
非常用	E-17-CO	1,800	1,500	○	
JIS規格外	住宅用 (中低層 共同住宅用)	R-4-2S	900	1,400	○

○:車いす使用者が利用可能 ×:車いす使用者が利用困難

※JIS規格外の住宅用(中低層共同住宅用)エレベーターは、各メーカーの規格を参考にしています

表中の条件について

手動車いすをかご内で転回しない仕様は、車いすで前進(または後進)で乗り込み、後進(または前進)で出ることとし、添乗者または利用者が少なくとも一人同乗できる条件とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

6. 便所

a(福祉型便房)

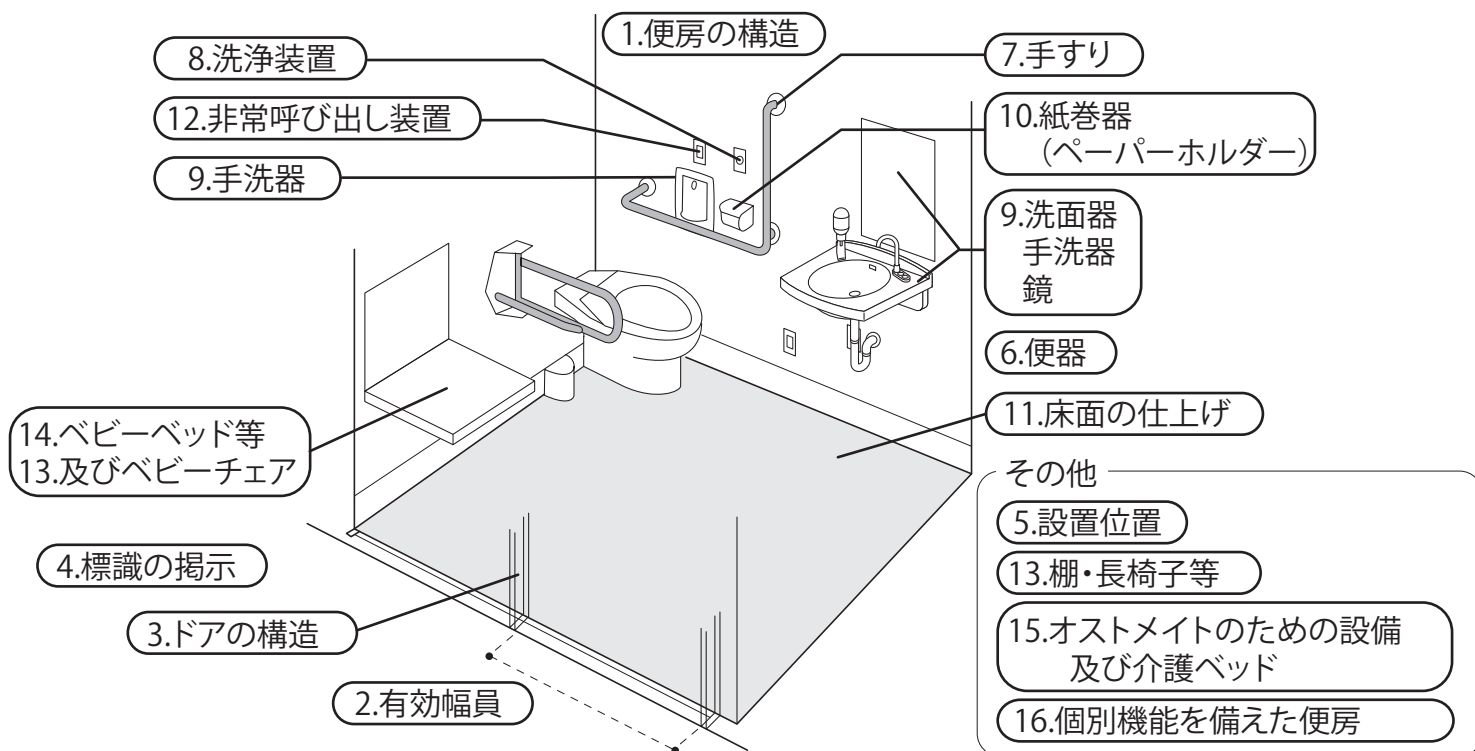
基本的な考え方

車いす使用者や子ども連れの人が外出した際に困ることのひとつは、利用できるトイレが少ないことです。したがって、利用可能な便房がわかりやすく利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

設計のポイント

- 福祉型便房とは、車いす使用者が利用可能な便房(個室)のことです。
- 車いす使用者が利用可能な便房の有無、位置について情報提供を行うことが必要です。また、玄関ホール等のわかりやすい位置に設け、一般の人も利用できるように、一般便所と一体もしくはその出入口の近くに設ける必要があります。
- 便房は、車いす使用者がなるべく容易に利用できるように、車いすの転回スペースの確保や手すり、手洗器等を適切な位置に設置し、さらに子ども連れの人に配慮してベビーベッド、ベビーチェア等を設け、誰でも利用できる便所とすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する便所を設ける場合に整備の対象とします。

- 留意事項**
- 整備基準では、建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(P75参照)
誘導基準では、すべての用途や規模の建物で整備を求めています。
 - 整備基準では、「建築物ごと」に福祉型便房等の基準に合う便所1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。ただし、福祉型便房がない階は、「6.便所b(一般便所)」の整備を求めています。
 - 誘導基準での必要数 $\text{必要数} \geq \text{当該階の便房総数} \times 2 / 100$ (総数が200以下の場合)
 $\geq \text{当該階の便房総数} \times 1 / 100 + 2$ (総数が200を超える場合)
※端数は全て切り上げる
 - 誘導基準では、「階ごと」に福祉型便房等の基準に合う便所の整備を求めています。従って、駐車場の目的に使われる階のうち、「車いす使用者駐車施設がない階」については対象外です。
 - 従業員専用の場合は適用されません。ただし、物品販売施設等で客の利用が考えられる場合は対象とします。

福祉型便房からの機能分散

- 近年、福祉型便房の多機能化が進み、利用者のニーズに応じた設備配置スペースの確保が求められていることや利用者が集中している等の傾向も踏まえ、福祉型便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、下記のような基本的な考え方で計画することが望まれます。
(なお、下記のような考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみで福祉型便房に代えることはできません。)

考え方①：個別機能を備えた便房の設置

福祉型便房の利用集中を軽減するために、車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房を設置します。

考え方②：福祉型便房と簡易型機能を備えた便房の設置

車いす使用者用便房に他の機能を付加した便房を設置する場合は、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置します。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房(福祉型便房を含む)を1か所以上設けた上で設置します。

考え方③：福祉型便房の設置

施設用途を十分に考慮して福祉型便房のみで十分に機能する場合は、福祉型便房を設置します。この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望まれます。

○福祉型便房の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が1,000㎡以上	用途面積が2,000㎡以上
福祉型便房の整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 交通機関の施設, 公衆便所, 官公庁舎, 学校等施設, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, 金融機関等の施設, サービス施設, 公益事業施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	自動車車庫	事務所, 工場, 複合施設

注) 公衆便所で安全管理上基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は整備は求めません。

共同住宅の集会場は, 集会施設として適用します。

注) 工場では見学施設を設ける場合, 見学施設の床面積の合計が300㎡以上の施設では, 福祉型便房の整備を適用します。

♥福祉型便房の誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

1. 便房の構造

[整/6(1)ア 誘/6(1)]

- ♥車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され, かつ, 腰掛便座, 手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設けます。

*「十分な空間」とは, 車いすが転回, 回転できるスペース(140~150cm)を設けることです。

- ◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし, かつ, 右または左からの側面移乗のできるものとします。

*「右または左からの側面移乗のできるもの」とは, 片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

- ◇その他必要な設備として, 洗浄装置, 洗面器, 鏡, 紙巻器, 非常呼出し装置, 棚及びフックなどの設備を適切に配置します。

- ◆階ごとに設置する場合は, 階ごとに右, 左の移乗方向を変えることが望まれます。

- ◆電動車いす・リクライニング式車いすなどの使用者や介護が必要な人のための利用を考慮して, より十分なスペースを確保することが望まれます。

2. 有効幅員

[整/6(1)イ 誘/6(1)イ]

- ♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は, 80cm以上とします。

*「80cm」とは, 車いすが通過できる最低幅です。

- ◆可能な場合は, 90cm以上とすることが望まれます。

3. ドアの構造

[整/6(1)ウ 誘/6(1)ウ]

- ♥福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は, 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とします。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは, 引き戸が最適ですが, 可能であれば自動引き戸とします。構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。また, 段が生じる場合は, 2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

- ◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは, ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

*車いすが寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ, スムーズに出入りができます。

- ◆ドアは, 内側から閉めると自動的に施錠され, 外側に「使用中」の表示を行い, 非常の場合を考慮して外部から解錠できるものが望まれます。

- ◆手動式の場合は吊り戸式引き戸とし, 取っ手はレバー式か棒状のものが望まれます。

- ◆手動式引き戸の場合は, 軽い力での操作が可能で, 自動的に戻らないタイプとし, 取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望まれます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 標識の掲示

[整/6(1)エ 誘/6(1)エ]

- ♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示します。
- ◆建物内に福祉型便房の位置をわかりやすく表示し、誘導することが望まれます。
- ◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望まれます。
- ◇標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

福祉型便房の表示の例



5. 設置位置

[誘/6(1)オ]

- ♥福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

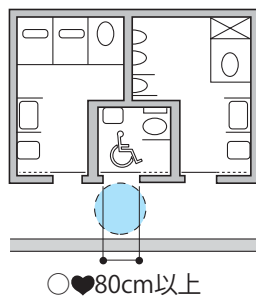
- ①福祉型便房のない便所に、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合
- ◇車いす使用者が円滑に利用できるように、便所の位置や廊下の幅員等に配慮します。
- ◆福祉型便房を備えた便所は、建物出入口の近くで、わかりやすく利用しやすい場所に設置することが望まれます。
- ◆福祉型便房は便所内の出入口付近に設置し、便所の出入口からのアプローチを確保することが望まれます。

*「適切に配置された便房」とは、「6. 便所b(一般便所)」が整備されたものです。

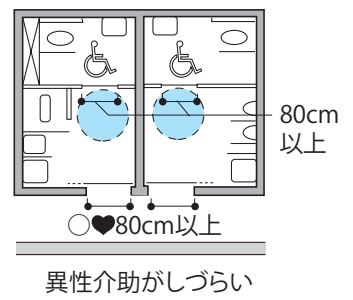
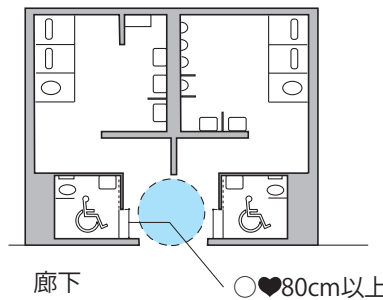
*介助者が異性の場合は便所内に同行することが難しいことから、福祉型便房を配置する場合は、男女が共用できる位置に設けるなど設置位置には十分な配慮が必要です。

*「アプローチを確保」とは、便房前に車いすが転回、回転できるスペース(140~150cm)を設けることです。

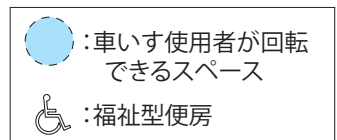
男女兼用の福祉型便房を設けた例



男女別に福祉型便房を設けた例



車いすの移動を考慮して、廊下や便所内通路が狭い場合は、出入口を90cm以上とします



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

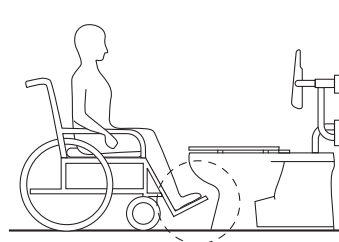
6. 便器

○腰掛便座を設けます。

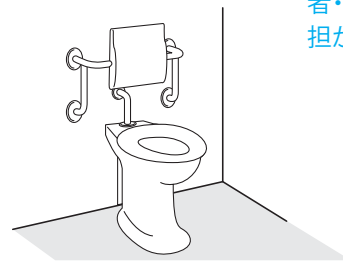
- ◆便器の高さは、車いすと便器間の移乗のしやすさや座った時の姿勢の安定など、多岐にわたる利用者の行為を考慮して、便座面の高さで40cm程度になるものとします。
- ◆車いすの接近しやすい袴部分の突き出しが少ないものが望まれます。
- ◆背もたれがあると座位バランスが安定する上に、後ろから支える介助者の負担が軽減され、排泄介助が楽に行えます。
- ◆便座は、後始末のしやすさや便ふたを開ける手間を軽減できるよう、温水洗浄便座の便ふたなしが望まれます。
- ◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望まれます。

*体の不自由な方や身体機能の低下が見られる高齢者など、おしりを拭く動作ができない人に配慮して温水洗浄便座の設置が望まれます。介助を要する重度の障がい者など、温水洗浄便座があることで、障がい者・介助者双方の心理的・物理的負担が軽減されます。

車いすで接近しやすい便器の例



背もたれの例



7. 手すり

○手すりを設けます。

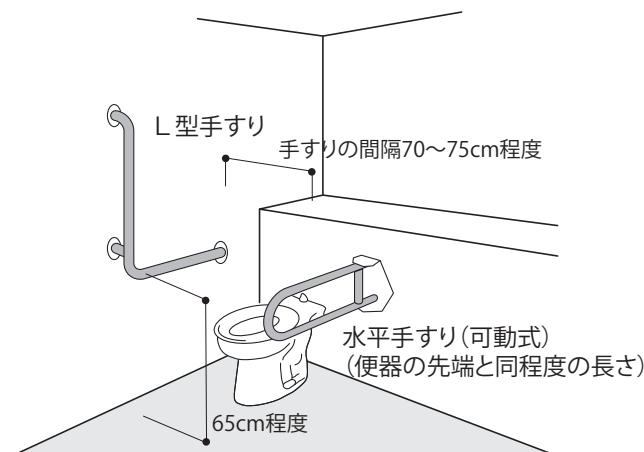
- ◇便器側方の壁側の手すりは、車いす使用者の便器への移乗や便器上での座位の安定のための水平手すり、立ち座りや立位バランスをとるためのタテ手すりが一体になっているL型手すりを65cm程度の高さに設置します。
- ◇便器側方の壁と反対側の手すりは、障がい者の多様な行為や介助のしやすさを考慮し、可動式の水平手すりを設置します。
- ◇L型手すりは壁から20cm程度離れたものを設置すると、下肢の不自由な方などが便器に座った状態で上体を左右に傾けながら衣服の着脱を行う際、肩が入るスペースが十分に確保できます。
- ◇可動式の水平手すりは、L型手すりと左右対称の位置で手すり間隔が70～75cm程度になるようにします。

*「手すり」は、車いすから便器までの移乗を補助することと座位バランスをとるために設けます。

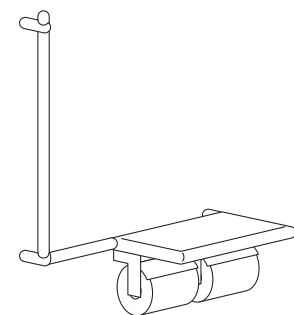
*水平手すりを可動式とするのは、介助スペースを確保することや便器への横アプローチを確保するためです。

*L型手すりの水平部分の高さは腰掛便器の座面高さから上に25cm程度となるようにします。

手すりの設置例



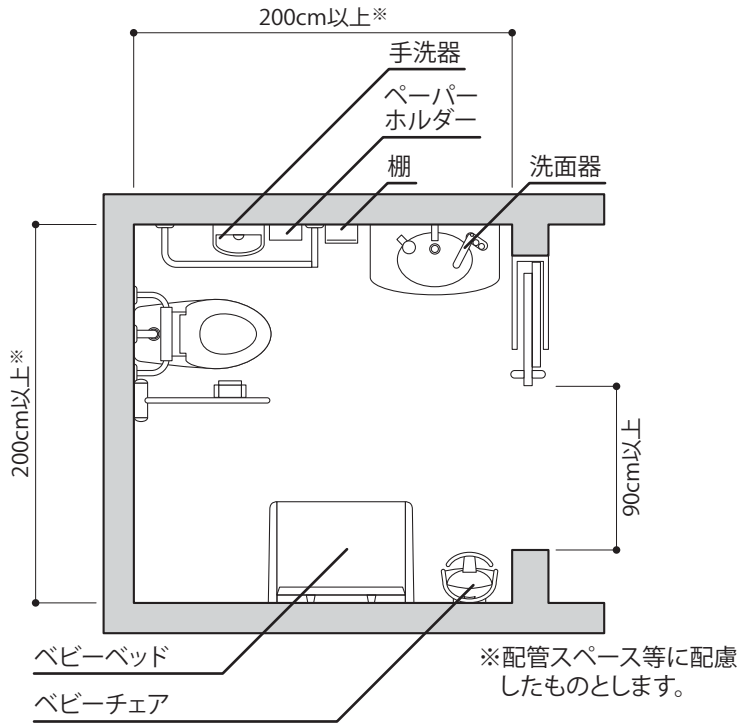
棚付きの手すりの例



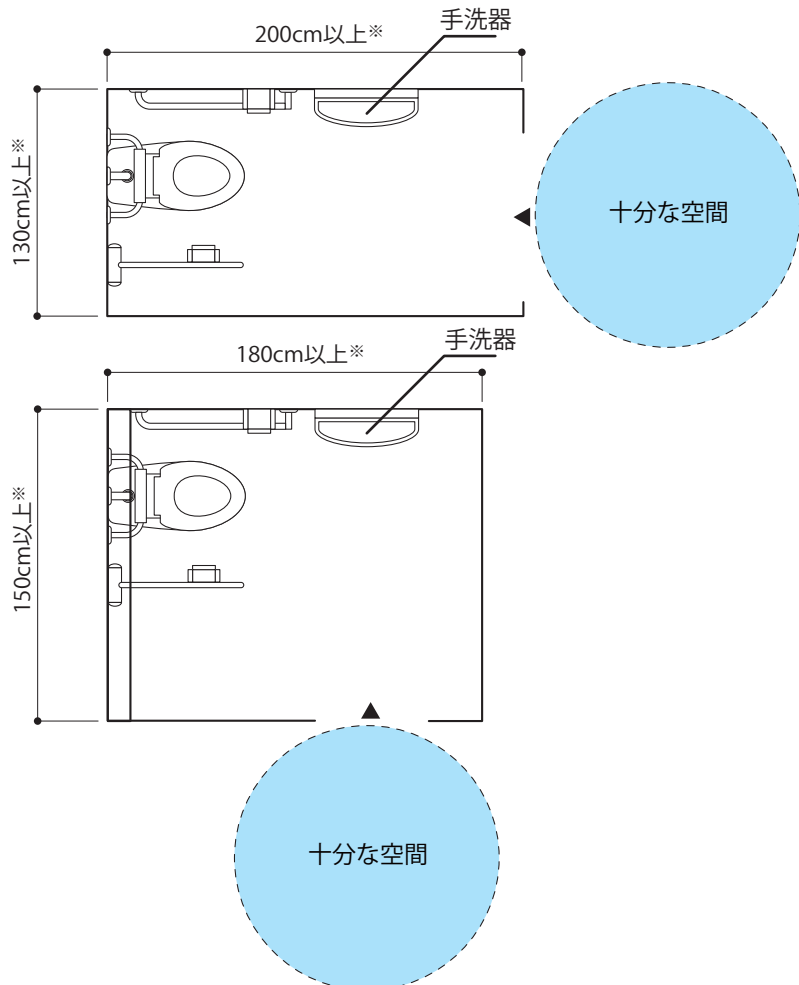
手のひらやひじで身体のバランスをとることができます

○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

公共性の高い施設, 大規模な施設での福祉型便所の例
(車いすが転回, 回転できるスペースが確保されている)



便房内に十分な空間が確保できない場合のやむを得ない場合の対応例



※配管スペース等に配慮したものとします。

※便房内で車いすが転回, 回転できない場合は, 当該便所の外部付近で転回, 回転できる十分な空間を確保します。

○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 *: 語句の解説等

8. 洗浄装置

- ◇便座に腰掛けたまま無理なく利用できる位置及び車いすに乗ったまま利用できる位置に設置します。
- ◇くつべら式、タッチ式、光感知式のものなど、操作しやすく、誤動作しにくいものとします。なお、光感知式を設置する場合は、JIS規格に合わせた上で設置します。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆便座に腰掛けて使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して設置します。
- ◆洗浄ボタン、非常呼び出しボタンなどは、色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望めます。
- ◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望めます。

* 洗浄装置は視覚障がい者が探しやすい位置に設置するとともに、操作方法が分かりやすいものとします。同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望めます。

* 福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

* 弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。

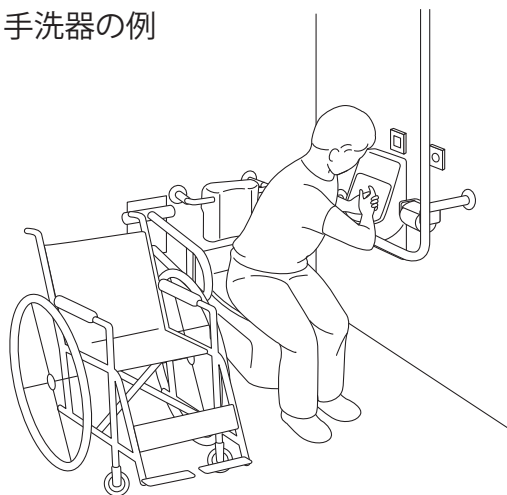
9. 洗面器・手洗器・鏡

- ◇洗面器は車いす使用者の利用に配慮し、洗面下部に車いすで膝が入るスペースを確保します。
- ◇平面鏡は、車いす使用者等でも上半身が十分に映るように、鏡の下端の高さを90cm程度以下とし洗面器に接するくらい低くつけます。また、立位でも映るように長尺鏡とします。
- ◇水栓器具はレバー式、自動水栓など簡単に操作できるものとします。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆手洗器と洗面器は併設することが望めます。
- ◆手洗器は便座に腰掛けたまま利用できる位置に設置します。

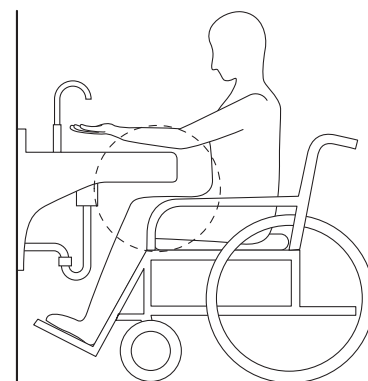
* 「鏡」は、車いすが回転できない場合に後方を確認するためにも設けます。平面長尺鏡を付けるのは車いす使用者だけでなく、すべての人に使いやすくするためです。そのため、傾斜鏡は不可としています。

* 便器に座ったまま使える「手洗器」は、排泄障害を伴う障がい者が、摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に必要です。

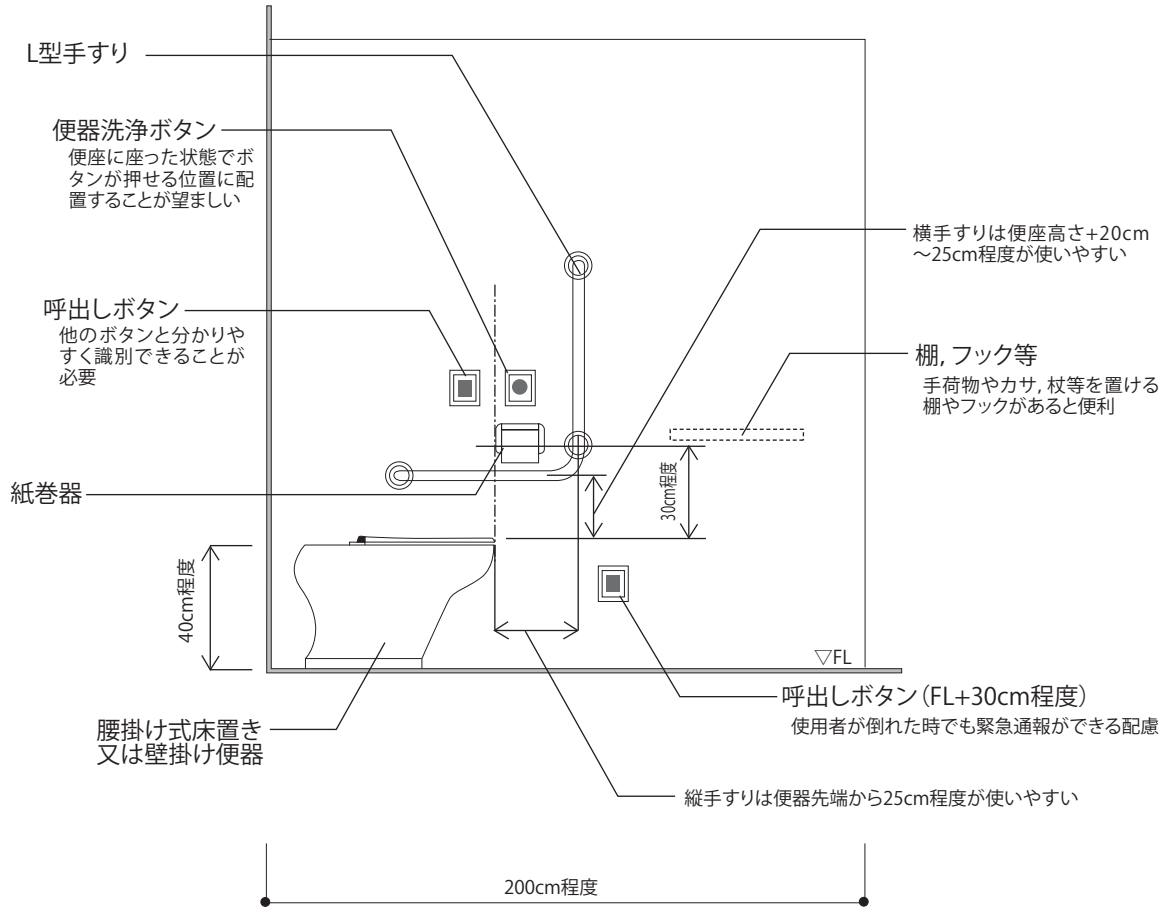
手洗器の例



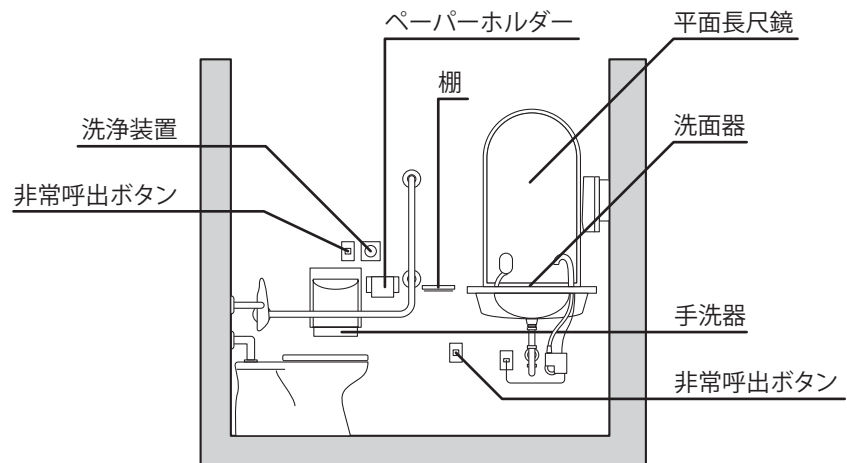
洗面器の例



側面壁の操作系設備の配置例
(JIS S0026に基づく配置の例)



洗面器・手洗器, 鏡の設置例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

10. 紙巻器（ペーパーホルダー）

- ◆便座に腰掛けて使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して、いずれの場合でも使いやすい位置に設置します。

*「便座に移乗せず使用する場合」とは、装着尿器の使用者など車いすに座ったままで排泄物を処理する場合があります。

11. 床面の仕上げ

- ◇表面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。

*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望まれます。

12. 非常呼び出し装置

- ◇便座に腰掛けた状態で無理なく手の届く位置に設けます。
- ◆転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望まれます。
- ◆非常呼び出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また便所の出入口には、非常呼び出し装置作動ランプを設置することや、事務所、受付等、常時人がいる所に通報できることが望まれます。

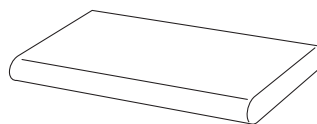
13. 棚・長椅子等

- ◇壁には車いす使用者の利用の妨げにならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設置します。
- ◆広いスペースの便房内には、荷物置きや更衣等のための長椅子を設置することが望まれます。

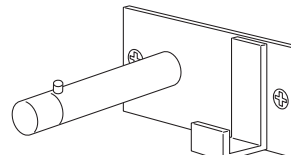
*便房内の棚やフックは、身に付けているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多いため、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

棚及びフックの例

棚

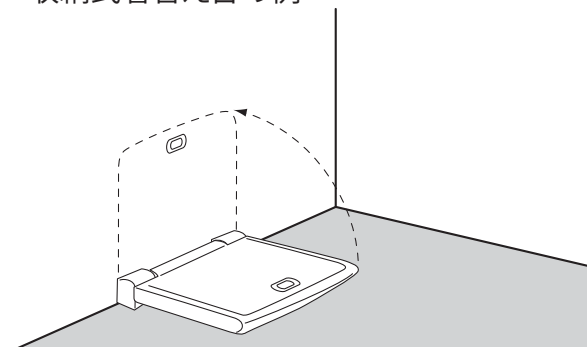


フック



- ◆収納式着替え台を設けると、幼児を立たせてのおむつ替え、着替え、荷物置きに利用できます。

収納式着替え台の例



14.ベビーベッド等 及びベビーチェア

[整/6(4) 誘/6(3)]

○♥必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口またはその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

ただし、一般便所にベビーベッド等及びベビーチェアがそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りではありません。

注) 整備基準は下表に定める施設、誘導基準はすべての施設

*「必要に応じて」とは、老人施設などで育児中の人利用が見込めない施設や宿泊施設(客室のみの場合)で、設置する必要性がない場合は除きます。

*「ベビーベッド」とは、主に赤ちゃんのおむつ換えのためのベッドです。

*「ベビーチェア」とは、赤ちゃんの体を安全に固定できる椅子です。これにより、赤ちゃんを抱いたままで用を足さなくてもよくなります。

*「男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上」とは、男女の区別なく便所にはベビーベッド等及びベビーチェアの整備が必要との考えによるものです。

○ベビーベッド等及びベビーチェアの整備基準適用施設

壁面収納型ベビーベッド等、ベビーチェアの整備が必要な施設	用途面積が2,000㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
	医療施設、物品販売施設、教育文化施設、金融機関等の施設、官公庁舎、地下街等	興行施設、集会施設、展示場、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場、飲食施設、サービス施設、公益事業施設、複合施設

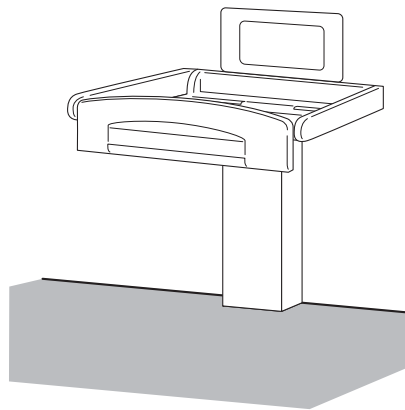
注) 交通機関の施設についてはすべての施設にベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用します。

注) スポーツ遊技施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

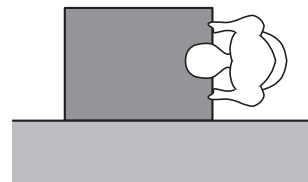
♥ベビーベッド及びベビーチェアの誘導基準適用施設

- ・すべての施設を対象としています。

ベビーベッドの例

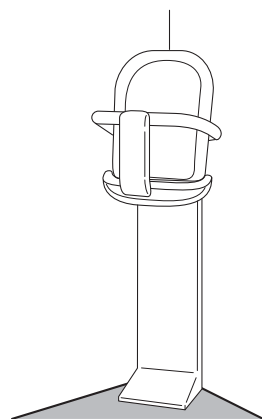


ベビーベッドの設置レイアウト例

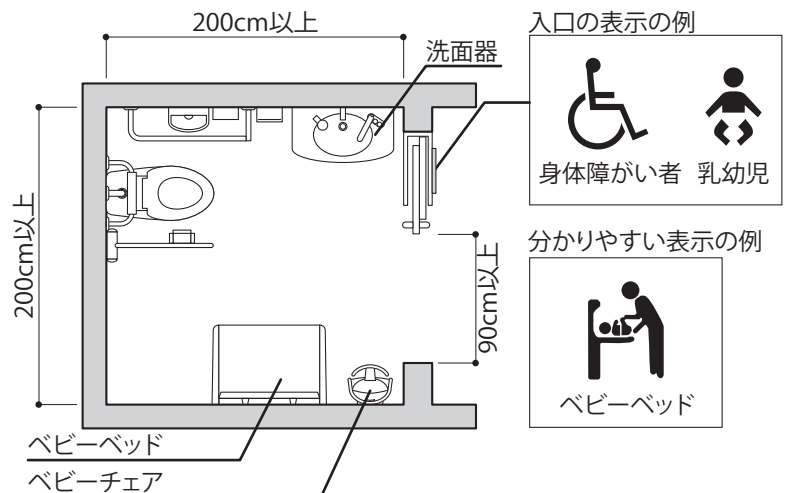


ベビーベッドのタイプに応じて作業スペースを確保してください。

ベビーチェアの例



ベビーベッド、ベビーチェアの設置例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

15.オストメイトのための設備及び介護ベッド

[整/6(5) 誘/6(4)]

○オストメイトのための設備の整備基準適用施設

オストメイトのための設備の整備が必要な施設	用途面積が50㎡以上
	公衆便所
	用途面積が2,000㎡以上
特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公共用歩廊	

注) 公益事業施設及び地下街等は、10,000㎡以上の施設にオストメイトのための設備の整備を適用します。

○介護ベッドの整備基準適用施設

介護ベッドの整備が必要な施設	用途面積が10,000㎡以上
	医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設

♥オストメイトのための設備及び介護ベッドの誘導基準適用施設

オストメイトのための設備及び介護ベッドの整備が必要な施設	用途面積が2,000㎡以上
	医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設

○必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、次に掲げるオストメイトのための設備及び介護ベッド(長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

*介護ベッドは、肢体不自由者などがズボンやパンツを着脱したり、介護が必要な人のオムツ替えなどを行う時などに利用します。

*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上、または管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

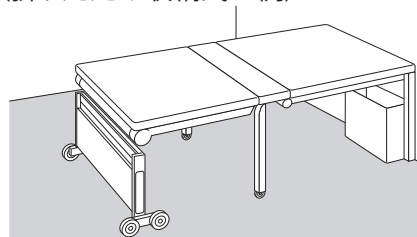
○オストメイトのための設備

- 洗浄機能付き汚物流し
- 腹部を洗浄できる給湯設備(ハンドシャワー型)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服を掛けるための金具等

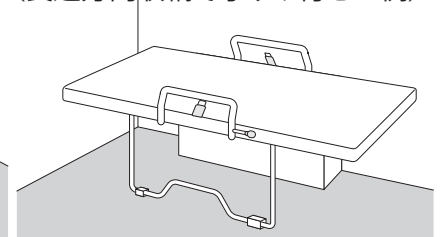
♥1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、オストメイトのための設備及び介護ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

*介護ベッドを必要としている人にとって、介護ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

介護ベッドの例
(折りたたみ収納式の例)



(長辺方向収納で手すり付きの例)



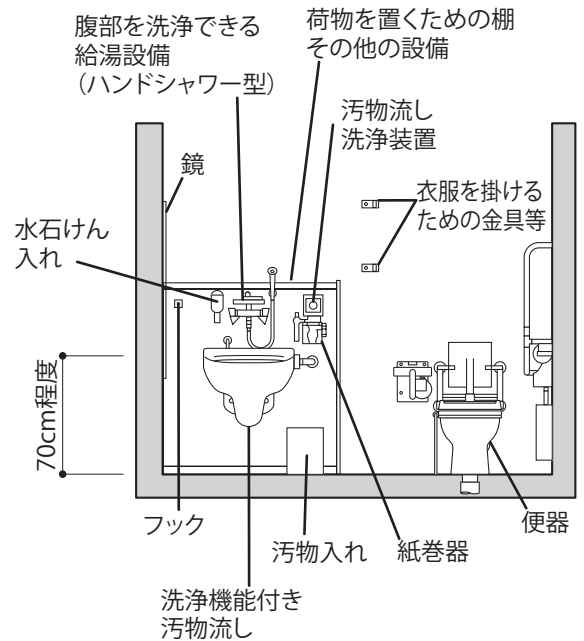
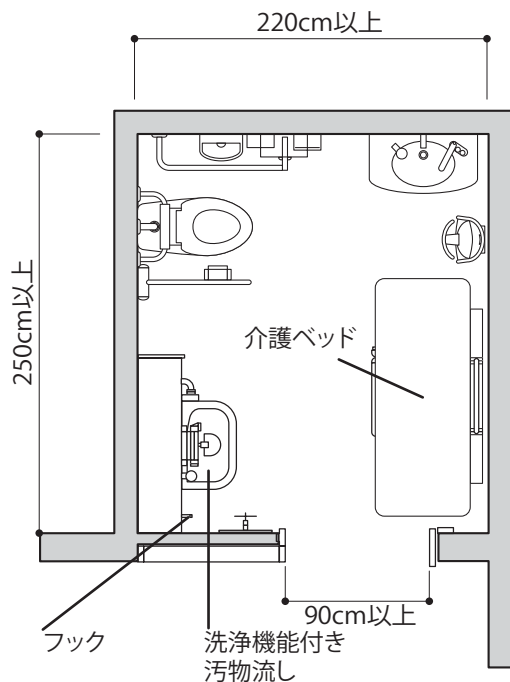
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

オストメイト対応の例

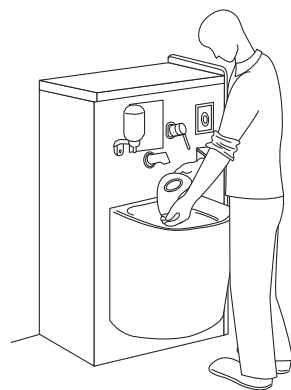
- ・オストメイトの方がストーマ装具（便や尿をためておくために腹部のストーマ部分に装着する袋）や汚れ物を洗浄するための汚物流しや汚物入れを設け、汚れた腹部を洗浄する設備として、ハンドシャワーの付いた金具及び「水石けん入れ」を設け、お湯が使えるように「給湯設備」を設けます。
- ・汚れや水分を拭き取るための「トイレットペーパー（紙巻器）」や、ストーマ装具の付け替えの際に使う様々な器具など「荷物を置くための棚」、「衣服を掛けるための金具等」を設けます。
- ・トイレ入口には、オストメイトも使用できることを明示する案内板を掲示します。

*「オストメイト」とは人工肛門・人工膀胱造設者のことです。
*「ストーマ」とは人工肛門・人工膀胱のことです。

*オストメイトマークを大きく表示することで、内部障がい者が安心して円滑に利用できます。



排泄物の処理方法の例



利用者の身長に合わせて汚物流しの高さが変わると使いやすい

入口の表示の例

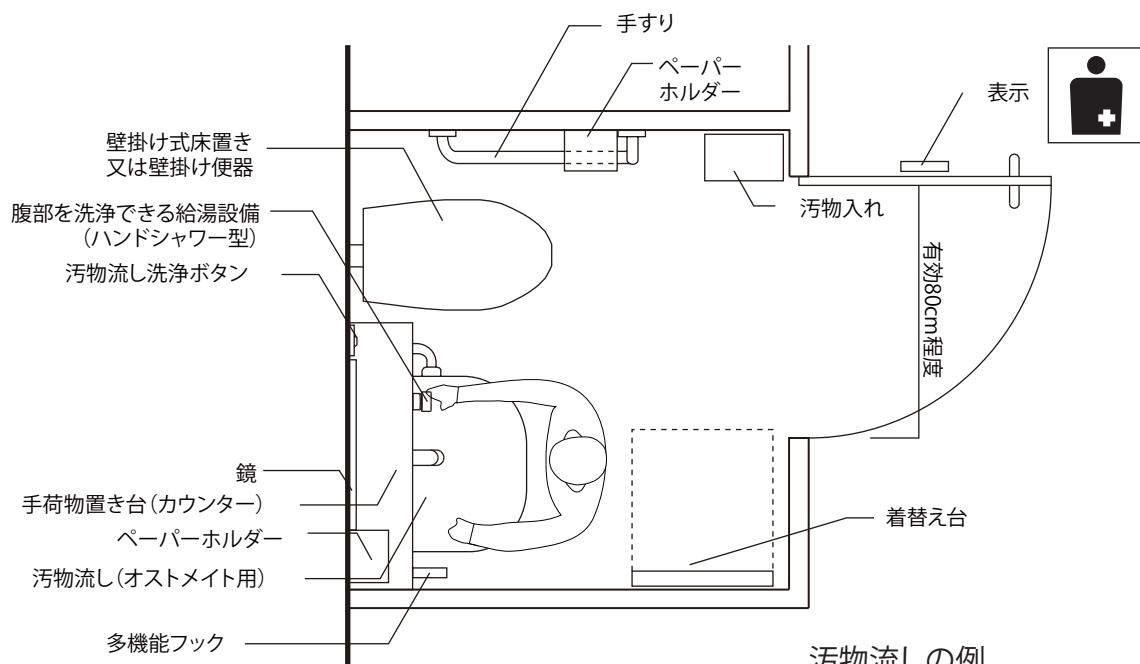


- ◆汚物流しのそばには、ストーマ装具の装着状態を確認することができる位置に鏡（低い位置に設置した鏡）を設置することが望めます。

*鏡は、オストメイトが自分の目線でストーマの装着状態が確認できるように、反射角を考慮に入れた位置や大きさ、または角度可変タイプなどとなります。

16.個別機能を備えた便房

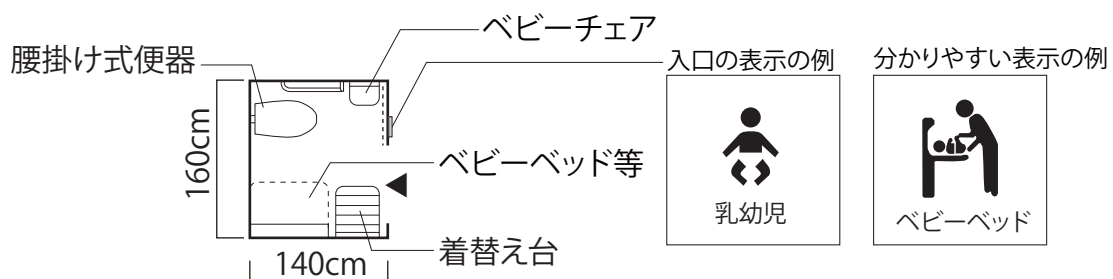
個別機能を備えた便房の例(オストメイト用設備)



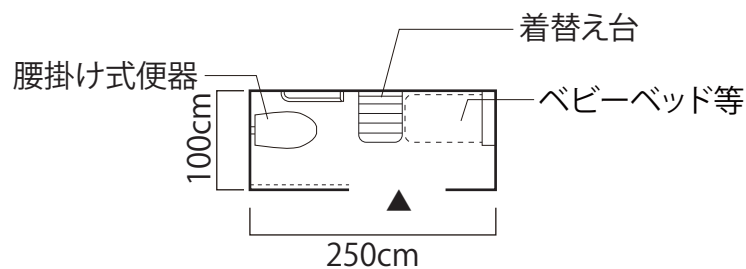
汚物流しの例



個別機能を備えた便房の例(乳幼児連れに配慮した便房)



着替え台の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

6. 便所

b (一般便所)

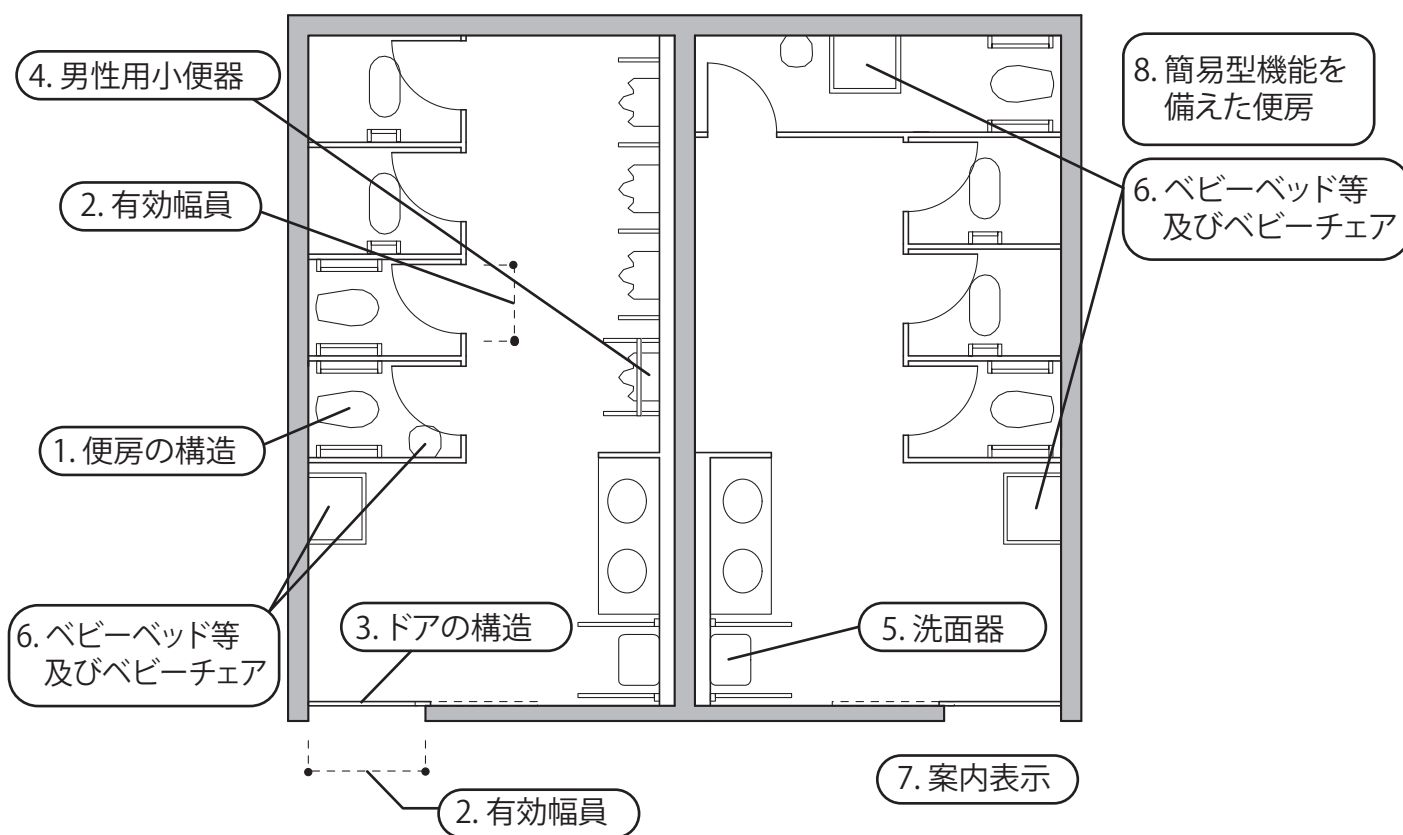
基本的な考え方

今後の高齢社会に対応するため、高齢者等に配慮した便所が設置されていることが必要です。

設計のポイント

- 便所は、高齢者や杖使用者等も利用するので、各便所には腰掛便座のある便房を設けることが重要です。また、着座や立ち上がり等のため、手すりを設置することが必要です。
- 便房に至る経路は、杖使用者等の利用を考慮し、有効な幅員を確保するとともに、段を設けないようにすることが必要です。
- 視覚障がい者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望まれます。
- 福祉型便房の設置義務のない施設においては、車いす使用者等も利用可能な簡易型便房を設置することが望まれます。
- 高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

- 留意事項**
- 福祉型便房の設置対象外の建物についても、腰掛便座や手すり等が設置された便所を整備する必要があります。
 - 整備基準では、設置する「階ごと(福祉型便房が設けられている階は除く)」に高齢者等に配慮した腰掛便座、手すり、男子用小便器等が設置された便所の1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。
 - 事務所や工場、共同住宅等は来客等を想定して共用部分において整備を求めています。

1. 便房の構造

[整/6(2)ア]

○便所を設ける際には、腰掛便座、手すり等を適切に配置されている便房がある便所を1以上設けます。

◇1以上の便房には、腰掛便座、手すり等を設けます。

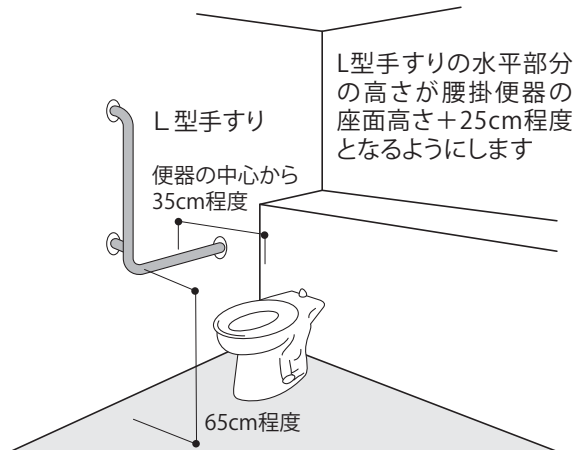
◆便房は便所の出入口に最も近い位置に設けることが望まれます。

◆手荷物や排泄器具等を置くことができる棚や服等を掛けるフックを設けることが望まれます。

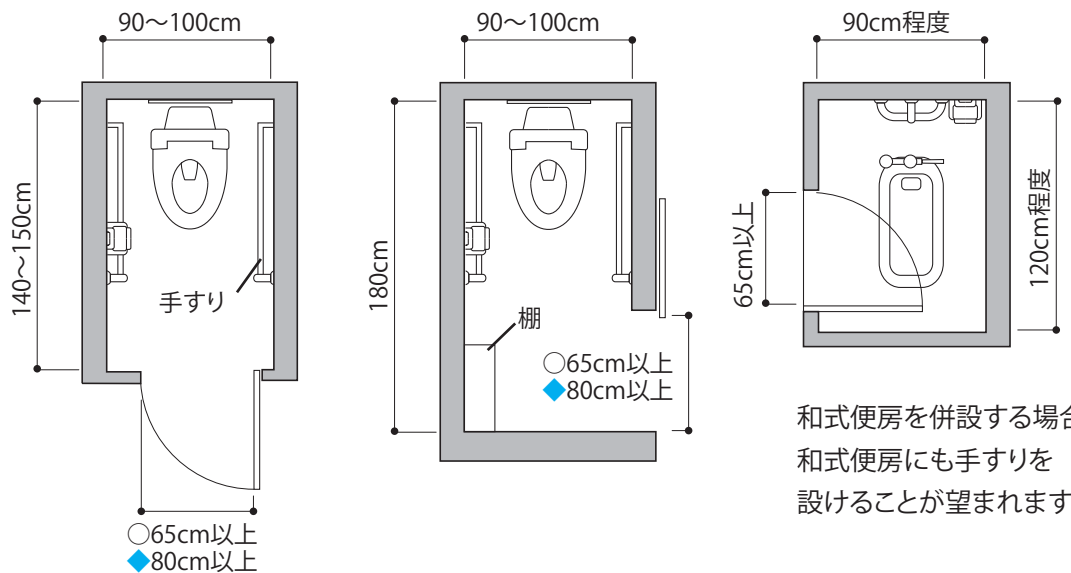
◆両側に手すりを付けることが望まれます。

◆和式便房に手すりを付けることが望まれます。

L型手すりの例



一般便房の設置例



杖使用者の利用に配慮したもので、通常よりも広めにとり、腰掛便座に手すりを設けています

*腰掛便座は、和風便器に比べ無理なく着座できます。

*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。

*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。

*和式便房の手すりは、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用しやすいように設置します。

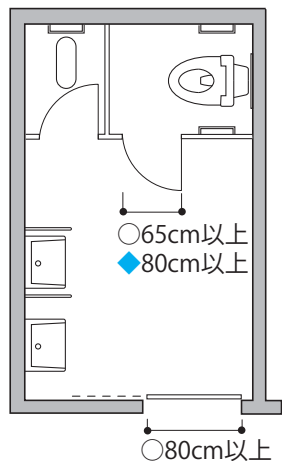
2. 有効幅員

[整/6(2)イ]

- 便所を設ける階では、便所の出入口は有効幅員80cm以上、便房の出入口は有効幅員65cm以上の便所を1以上設けます。
- ◇1以上の便房の出入口は、有効幅員65cm以上とします。
- ◆便房の出入口の有効幅員も、80cm以上とすることが望まれます。

*「80cm以上」とするのは、高齢者や障がいのある方がスムーズに通れるようにするためです。
*「65cm」とは、杖使用者や高齢者等が入るために必要な最低幅です。

出入口の有効幅員の例



車いすが回転できるスペース
(直径150cm程度)を確保
することが望まれます。

3. ドアの構造

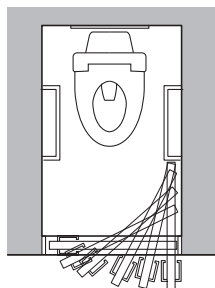
[整/6(2)ウ]

- 便所を設ける階において、便所の出入口にドアを設ける場合には、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造の便所を1以上設けます。
- ◇高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
- ◆便房の出入口の錠や開閉ボタンは、操作しやすくわかりやすいつくりのものとし、状況に応じて扉の色との対比や操作方向を表示することが望まれます。
- ◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望まれます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適です。
*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

*便房のドアも引き戸が最適ですが、開き戸とする場合は、便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたったりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人に当たらないよう配慮することが必要です。

引き込み式ドア構造の例



便房の周囲の状況から戸幅がとりづらい場合は効果的です



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

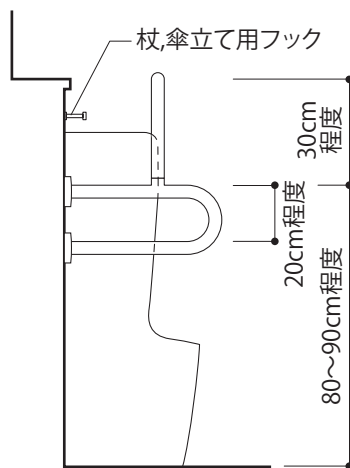
4. 男性用小便器

[整/6(3) 誘/6(2)]

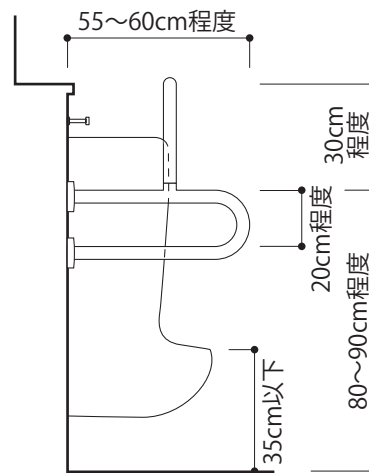
- 小便器のある便所を設ける階では、床置き式の小便器
その他これに類する小便器がある便所を1以上設け
ます。
- ♥小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び
両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他こ
れに類する小便器がある便所を1以上設けます。
- ◆女性用便所の中にも床置き式の小便器又はこれに類する小
便器を設けることが望まれます。

- *「これに類する小便器」とは、低リップ
タイプ的小便器で、「リップ」とは
小便器の前方に張り出した受け部
のことです。
- *「手すり」は、杖使用者等が前や横
に体を預けるために利用されます。
手すりはストールに近づけて設置
し、また、小便器のうち出入口に一
番近いものに設置します。
- *女性用便所の中にも「小便器を設
ける」とは、子ども連れに配慮する
ためです。
- *床置き式小便器や壁掛式低リップは、
身長の高い人から低い人まで使い
やすい構造です。

床置き式ストールの例



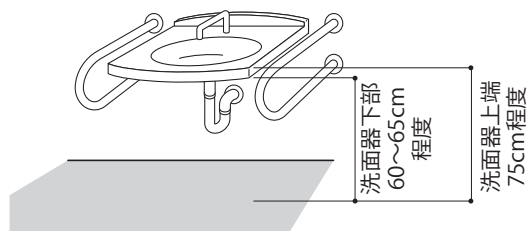
壁掛式低リップの例



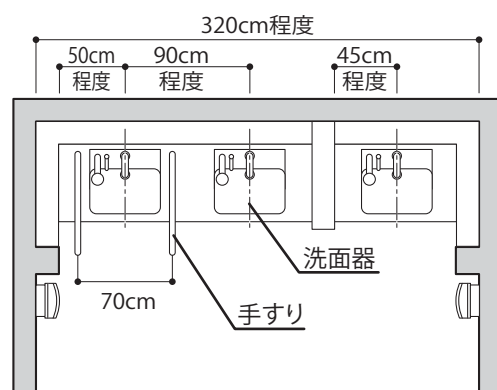
5. 洗面器

- ◆杖使用者, 歩行困難者, その他障がいのある方が使用する洗面器は, 左右に寄りかかることができる手すりを設置することが望まれます。

杖使用者等の歩行困難者用洗面器の例



洗面所での設置レイアウト例



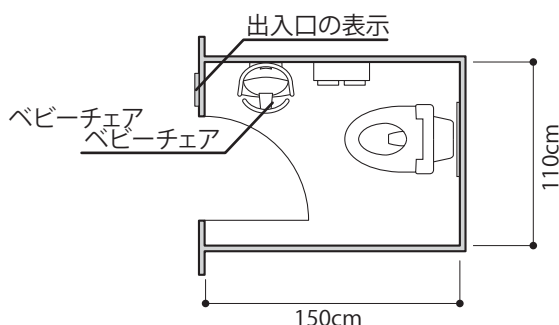
6. ベビーベッド等及びベビーチェア

[整/6(4) 誘/6(3)]
※適用する用途・規模は「6. 便所 a (福祉型便房)」の項を参照 (P74)

- ♥必要に応じて, 壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上 (男性用及び女性用の区分があるときは, それぞれ1以上) 設け, 設備を設けた便房及び便所の出入口またはその付近に, その旨を表示した標識を掲示します。

ただし, 福祉型便房にベビーベッド等及びベビーチェアがそれぞれ1以上 (男性用及び女性用の区分があるときは, それぞれ1以上) 設けられる場合は, この限りではありません。

ベビーチェアの設置例



乳幼児用の設備を備えた便所の出入口の表示の例



7. 案内表示

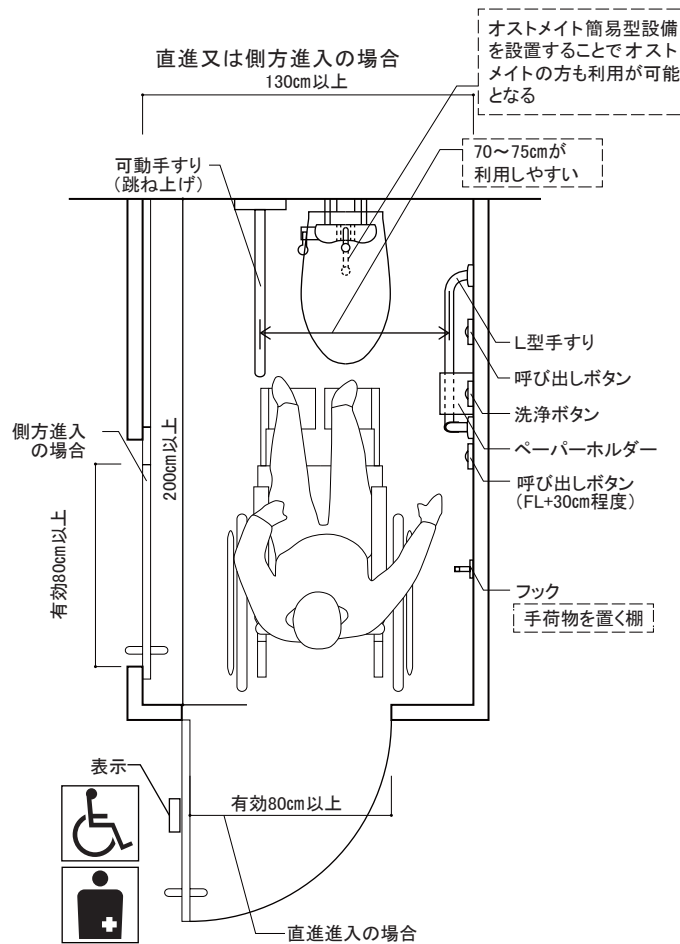
- ◆便所の出入口付近に, 男子用及び女子用の区別 (当該区別がある場合に限る) 並びに便所の構造を音, 点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望まれます。

* 目の不自由な人は表示だけでは男女の区別は分かりません。

○: 整備基準 ♥: 誘導基準 ◇: 標準的な整備内容 ◆: 望ましい整備内容 *: 語句の解説等

8. 簡易型機能を備えた便房

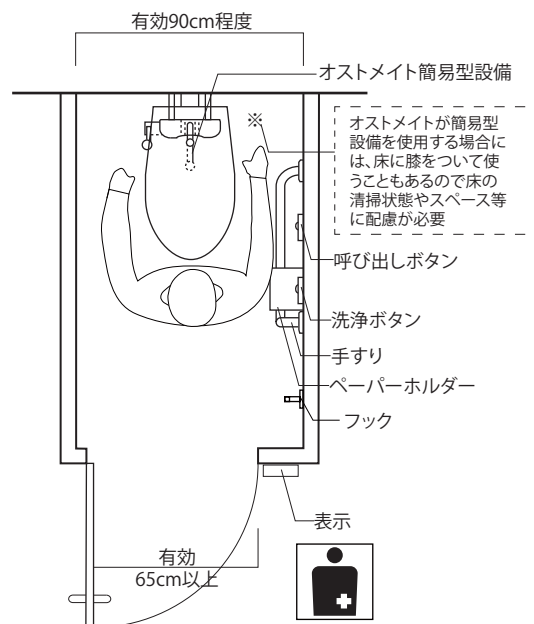
簡易型機能を備えた便房の例(車いす使用者用)



※上記の有効寸法は、配管スペースに配慮したものとします。

- *車いす使用者にとって便房の入り口は引き戸が利用しやすいです。
- *便所入口に車いす使用者が利用できる旨の案内サインを設置すると、利用者が安心して便所に入ることができます。
- *便房内は、車いすから便座に移乗できる十分な広さの確保や便座の両側に手すりを設置することで利用しやすさが向上します。
- *フックや棚は車いす使用者の利用の妨げにならないように配慮します。

簡易型機能を備えた便房の例(オストメイト用)



※上記の有効寸法は、配管スペースに配慮したものとします。

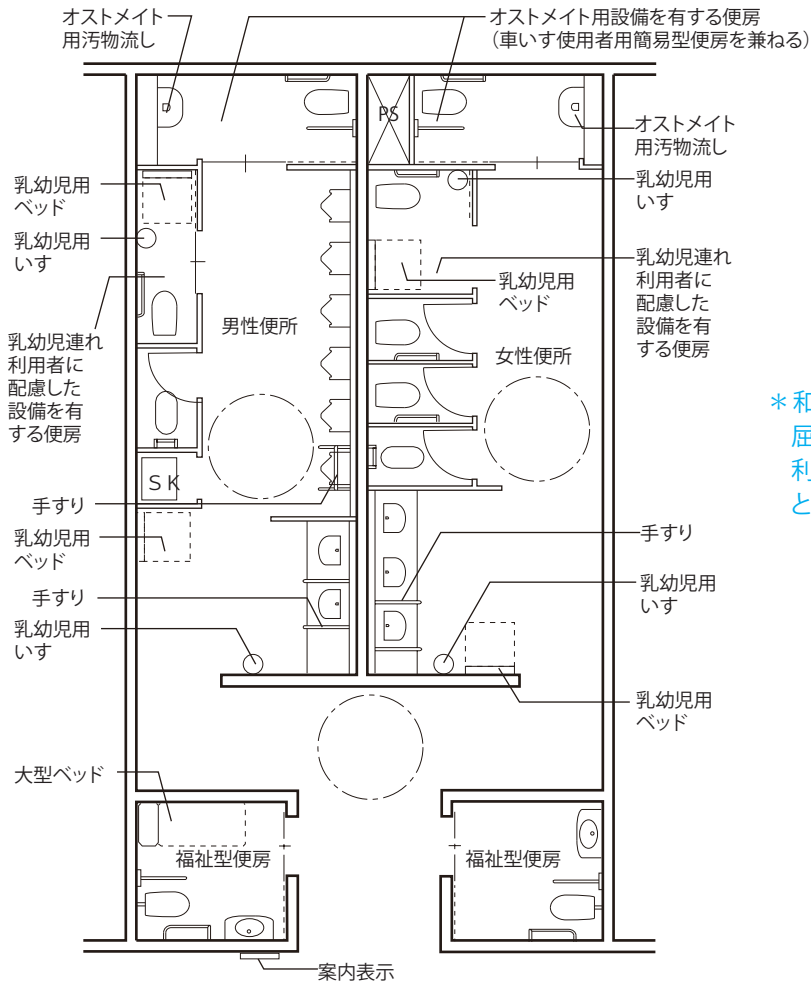
※簡易型機能を備えた便房のみの設置は認められません。

- *便所入口にオストメイトの方が利用できる旨の案内サインを設置すると、利用者が安心して便所に入ることができます。
- *便房内に、交換用パウチなどの備品や荷物を置くことができる十分な広さの荷物置きがあることで、利用しやすさが向上します。

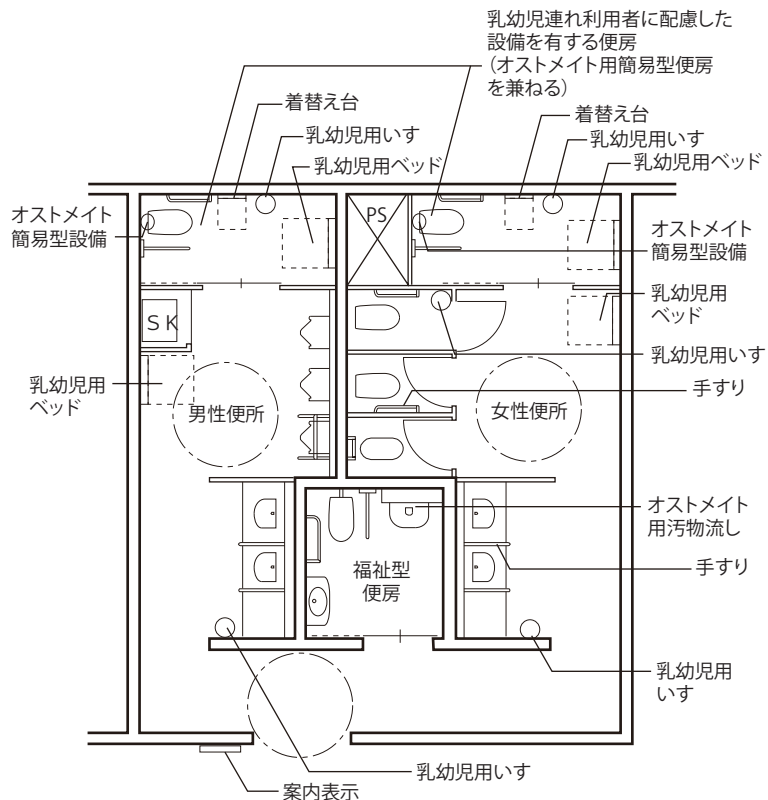
オストメイト用簡易型設備



簡易型機能を備えた便房を配置した便所の例



*和式便房を設置した場合は、立ち屈みの際に足腰の弱っている人が利用できるよう手すりを設置することが望めます。



○:整備基準 ♥誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

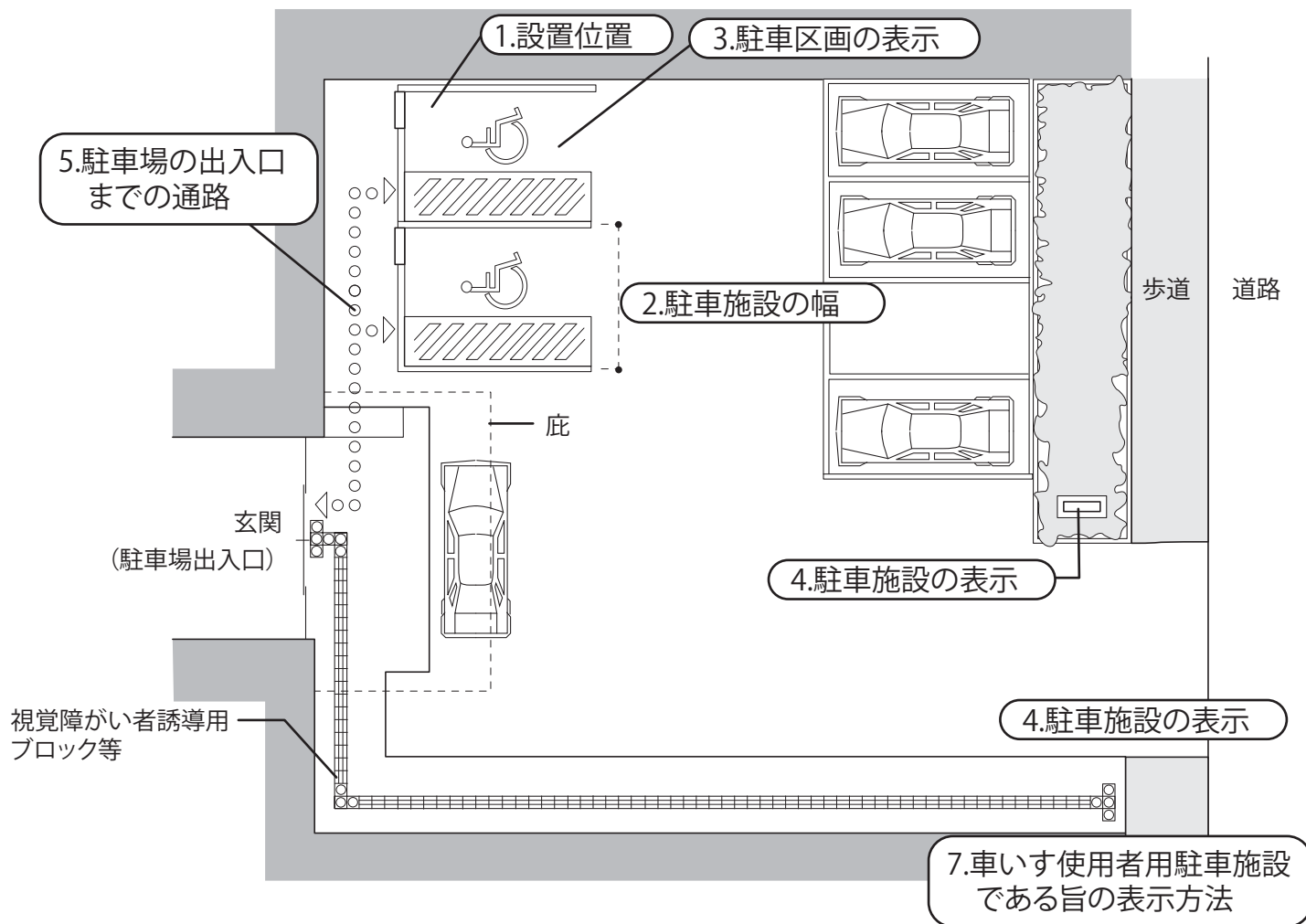
7. 駐車場

基本的な考え方

自動車は高齢者や障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車いす使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車いす使用者等に配慮した整備が必要です。

- 設計のポイント**
- 車いす使用者用の駐車スペースは、建物の出入口に近いところに設けるとともに、車いす使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
 - 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。

整備項目



整備の対象 | 駐車場を対象とします。

留意事項 | 整備が求められる施設については次ページを参照して下さい。

車いす使用者用駐車施設の必要数

整備基準	必要数 ≥ 1	(全駐車台数が100台以下の場合)
	必要数 ≥ 全駐車台数 × 1/100	(全駐車台数が100台を超える場合)
誘導基準	必要数 ≥ 全駐車台数 × 2/100	(全駐車台数が200台以下の場合)
	必要数 ≥ 全駐車台数 × 1/100 + 2	(全駐車台数が200台を超える場合)

※端数は全て切り上げる

○車いす使用者用駐車施設の整備基準適用施設

- ・不特定かつ多数の人が利用する駐車場
- ・福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）第7条第3項の規定に基づく共同住宅等の車いす使用者のための駐車場

♥車いす使用者用駐車施設の誘導基準適用施設

- ・誘導基準は、すべての施設を対象としています。

1. 設置位置

[整7(1)ア 誘7(2)ア]

- ♥車いす使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる建物出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

- *車いす使用者の移動の負担を軽減するために、建物出入口にできる限り近い位置に設置します。
- *建物の駐車場への出入口と玄関ホールを兼ねる場合は、玄関ホールからの距離が対象となります。
- *屋内駐車場の場合は、駐車場出入口、またはエレベーターまでの距離を短くするようにします。

2. 駐車施設の幅等

[整7(1)イ 誘7(2)イ]

- ♥車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

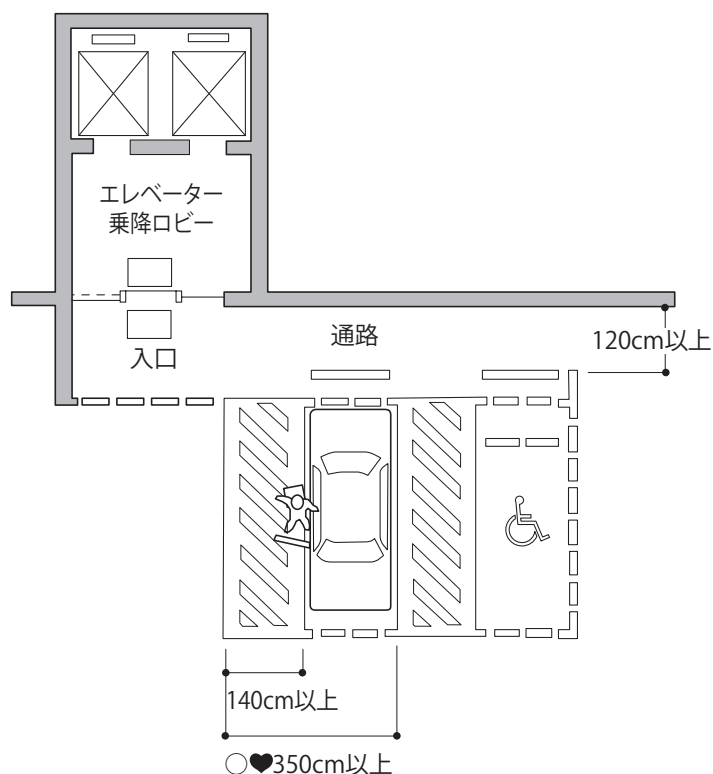
- ◇車いす使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平坦とします。

- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。

- ◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。

- *「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車いすが転回でき、介護者が横につき添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。
- *車いす使用者用駐車施設の床面は、車両と車いす間の乗降の際に、車いすが動いたり傾いたりしないようにします。
- *「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。
- *車体の後方スペースは、トランクから車いすを積み下ろしするなど多様な状況にも対応できます。

屋内駐車場の例



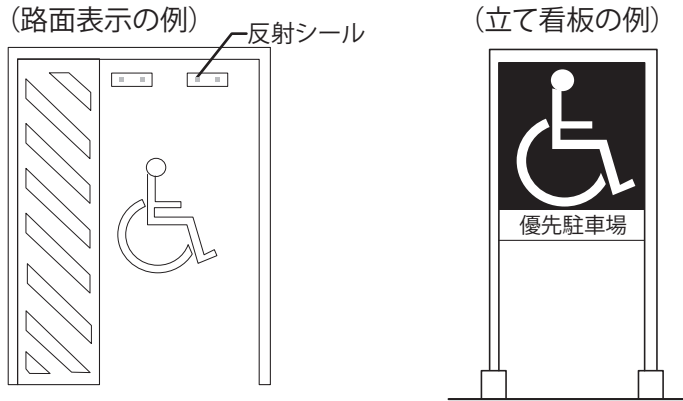
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

3. 駐車区画の表示

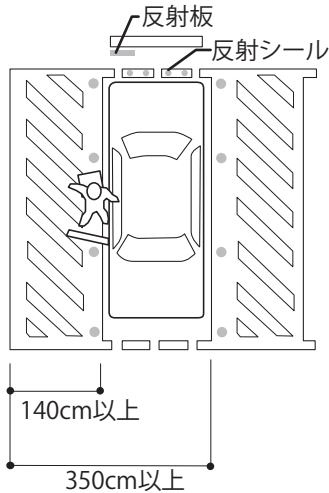
[整7(1)ウ 誘7(2)ウ]

- 車いす使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。ただし、整備基準では、全駐車台数が5台未満の駐車場についてはこの限りではありません。
- ◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまづき防止に有効です。

車いす使用者駐車区画の表示の例



反射シールの設置例



5台未満の例
(5台以上の場合は「優先」→「専用」)

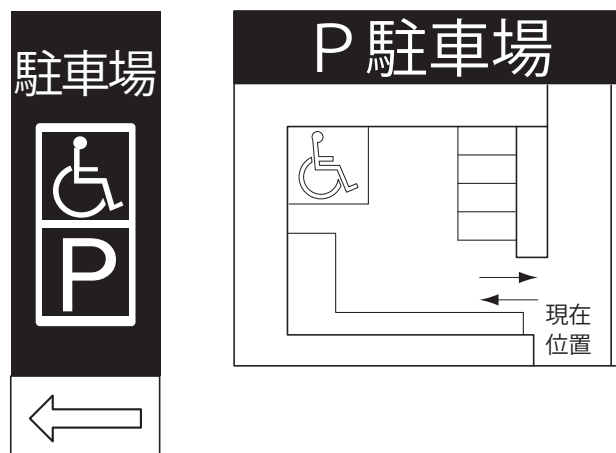
- *「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。
- *全駐車台数が5台未満の場合、「専用」使用することが難しいことが想定されます。この場合は、「優先」とするなどの表示を行うことが望まれます。
- *「反射シール等を貼ることは、例えば頸部障害等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまづき防止にもなります。
- *床面積の合計2,000㎡以上の特別特定建築物(バリアフリー法施行令第5条)は、当該駐車場のすべてに表示が必要です。

4. 駐車施設の表示

[誘7(4)]

- 道路から駐車場に通じる出入口に、車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



- *「見やすい方法」とは、駐車場の出入口に車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

5. 駐車場の出入口までの通路

[整7(2) 誘7(3)]

○♥車いす使用者用駐車施設に通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、「8.敷地内の通路」で定めるように下表の構造とします。

* 駐車場の出入口から駐車施設までの駐車場内の通路が対象です。
* 駐車場内の通路に、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等を配慮します。

※「8.敷地内の通路」の項を参照(P100)

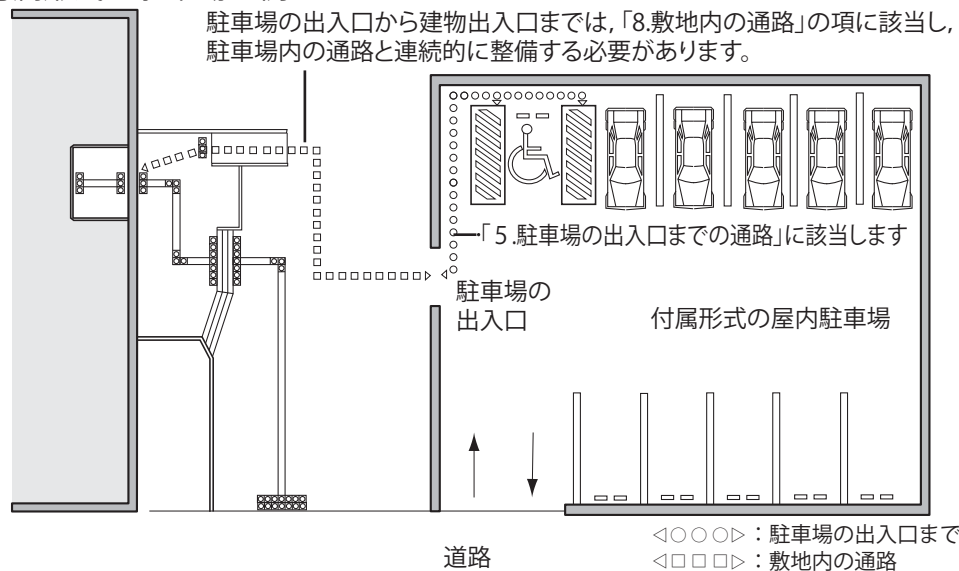
※「9.手すり」の項を参照(P106)

「8.敷地内の通路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
車いすの転回スペース	区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設ける	
高低差がある場合	3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける	3の項(1)及び(3)から(7)(ただし、こう配は1/15)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P52)の項を参照してください。

付属形式の駐車場の例



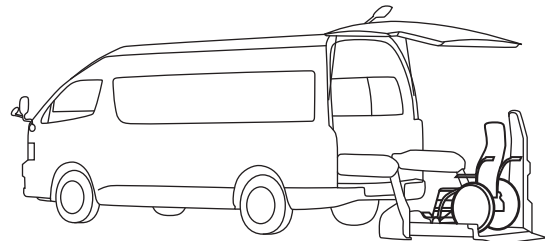
○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

6. 屋根や庇

- ◆ 駐車スペース及び通路に屋根または庇を設けることが望まれます。
- ◆ 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合は、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望まれます。

* 車いす使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘をさすことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

車いす用リフト付き車両の例示



7. 車いすユーザー用駐車施設である旨の表示方法

- ◆ 車いすユーザーに分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望まれます。
- ◆ 一般スペースと区別が付きやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望まれます。

8.敷地内の通路

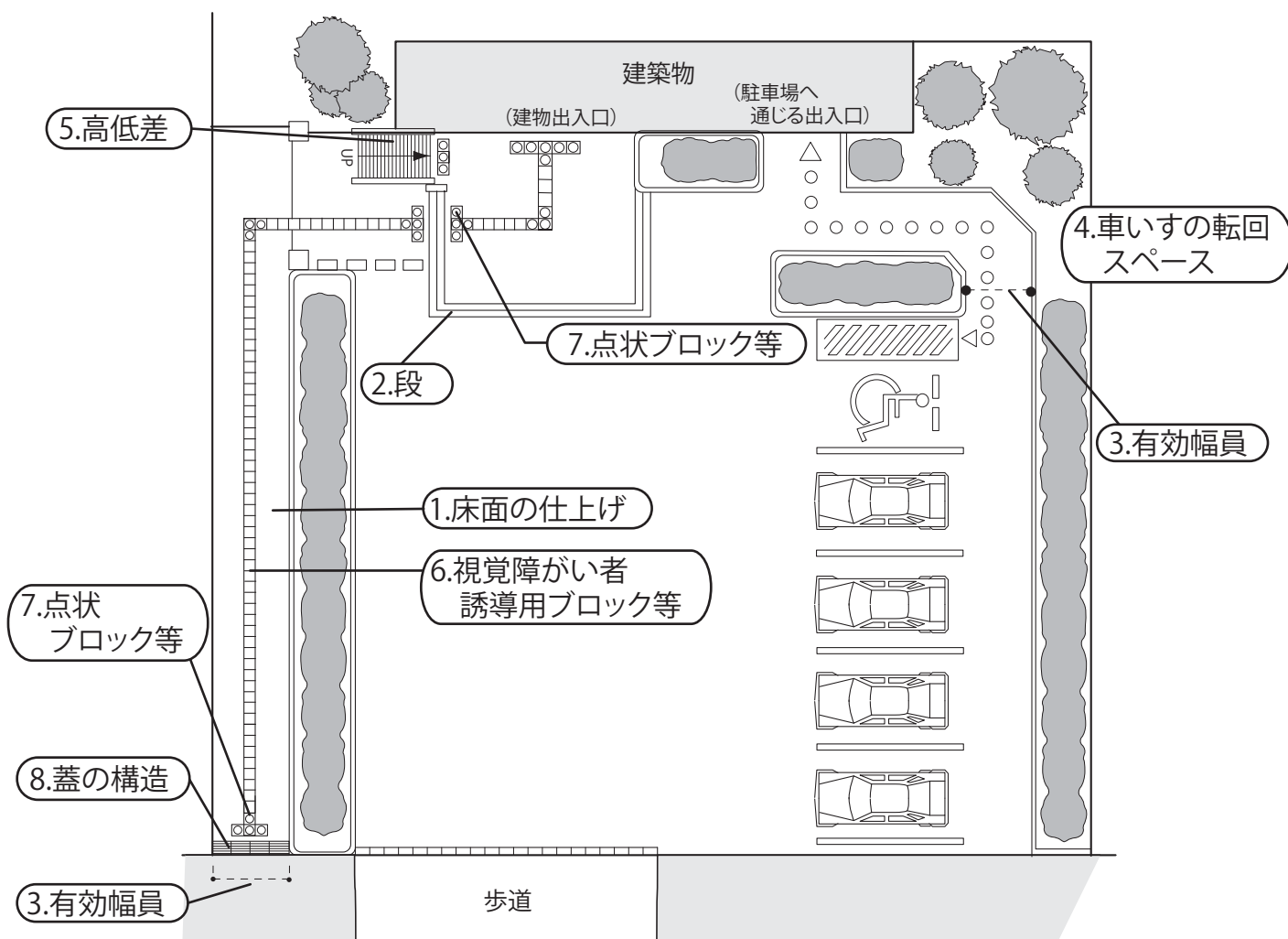
基本的な考え方

道路から建物の出入口まで、また、駐車場から建物の駐車場出入口までの敷地内の通路は、高齢者や障がい者等がわかりやすく、支障なく移動できるように配慮する必要があります。

設計のポイント

- 歩行者の通路は、車道との分離、傾斜路または昇降機による段差の解消、車いすの利用に対応した通路幅員の確保、わかりやすい案内標示や視覚障がい者の誘導等にも配慮する必要があります。
- 様々な障害や身体機能の低下を持つ人も、一般の人と同じ経路で建築物に到達できるように配慮する必要があります。

整備項目



整備の対象

- 道等から建物出入口と駐車場から駐車場へ通じる建物出入口（駐車場出入口）に至るすべての通路を対象とします。

留意事項

- 整備基準では、床面の仕上げ、段、排水溝の蓋についてすべての敷地内の通路の整備を求め、1以上の敷地内の通路（移動等円滑化経路）については、車いす使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての敷地内の通路の整備を求めています。
- ただし、整備基準、誘導基準ともに地形の特殊性により困難であり、出入口から道等に至る車路を設けた場合はこの限りではありません。

1. 床面の仕上げ

[整/8(1) 誘/8(1)]

- ♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとします。

*全ての通路が対象となります。
*「滑りにくい材料」とは、「3. 資料編」参照。(P307)
*車いすでは移動が困難となる砂利敷きの採用を避ける必要があります。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設けます。

2. 段

[整/8(2) 誘/8(2)]

- ♥段を設ける場合は、「4. 階段」で定めているように下表の構造とします。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路となっており、それ以外の経路で、段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」の項を参照
(P58)

※「9.手すり」の項を参照
(P106)

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅員		内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注)用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「階段の識別」について付加基準があります。「4.階段」(P58)の項を参照してください。

3. 有効幅員

[整/8(3)ア 誘/8(3)ア]

- 通路の有効幅員は、120cm以上とします。
ただし、1経路が対象です。
(「4. 車いすの転回スペース」～「7.点状ブロック等」)
も同様に1経路が対象です。
- ♥通路の有効幅員は、180cm以上とします。

*「地形の特殊性により困難」とは、敷地と道路の高低差が大きく、こう配が確保できない場合でも、建物出入口まで車で行けることが必要との判断です。
車の利用しか考えられない施設も同様の扱いとなります。
ただし、駐車施設から建物出入口までの通路は除外していません。

4. 車いすの転回スペース

[整/8(3)イ]

- 区間50m以内ごとに、車いすが転回できるスペースを設けます。

5. 高低差

[整/8(3)ウ 誘/8(3)イ、(5)]

- ♥主要な敷地内通路に高低差がある場合は、「3. 傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場、または車いす使用者用昇降機を設けます。
- ♥こう配は、1/15以下とします。

*歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望まれます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいため、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望まれます。

※「3.傾斜路」の項を参照(P52)

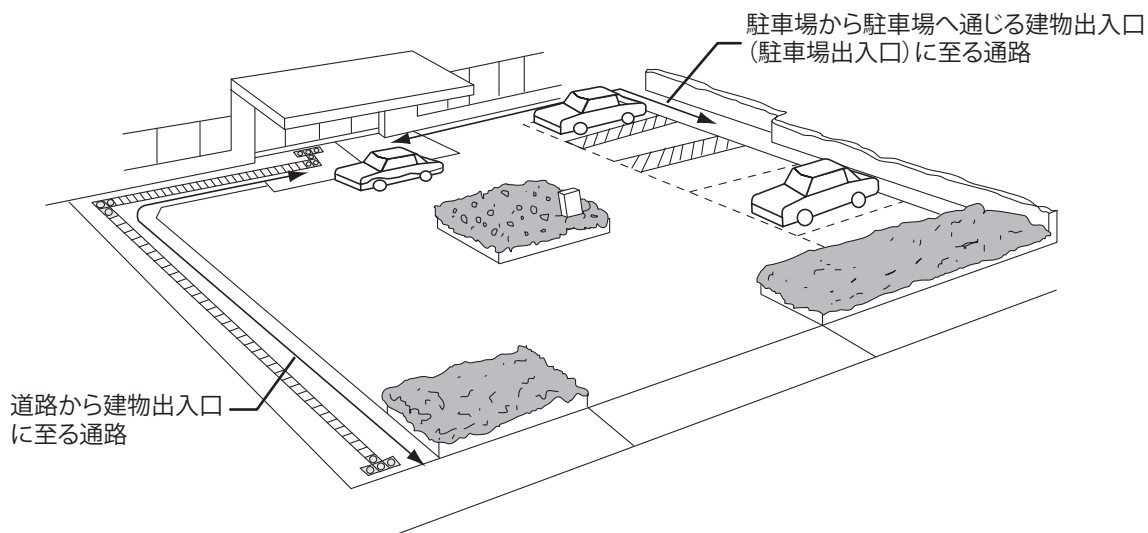
「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。
「3.傾斜路」(P52)の項を参照してください。

※「9.手すり」の項を参照(P106)

「3.有効幅員」「4.車いすの転回スペース」「5.高低差」の対象となる通路



6. 視覚障がい者誘導用ブロック等

[整/8(4)ア 誘/8(4)ア]
※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照 (P110)

○♥道等から案内設備までの敷地内の通路には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況または用途により整備が必要でないまたは適当でない場合

◇視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する場合は、歩行者空間を明確にするために、路面の仕上の色を変えたり、白線を引く等の措置が必要です。

◆点字ブロックの整備が必要な通路でない通路にあっても、点字ブロックを敷設することが望まれます。

*整備基準は、1以上の通路、誘導基準はすべての通路に適用します。

*駐車施設から建物出入口までに規定はありませんが、この場合、視覚障がい者には同伴者がいると考えられるためです。

*その他の通路における点状ブロック敷設は、視覚障がい者が誘導ブロックによる誘導ルートから逸れた場合の危険性を回避するためです。

7. 点状ブロック等

[整/8(4)イ 誘/8(4)イ]
 ※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P110)

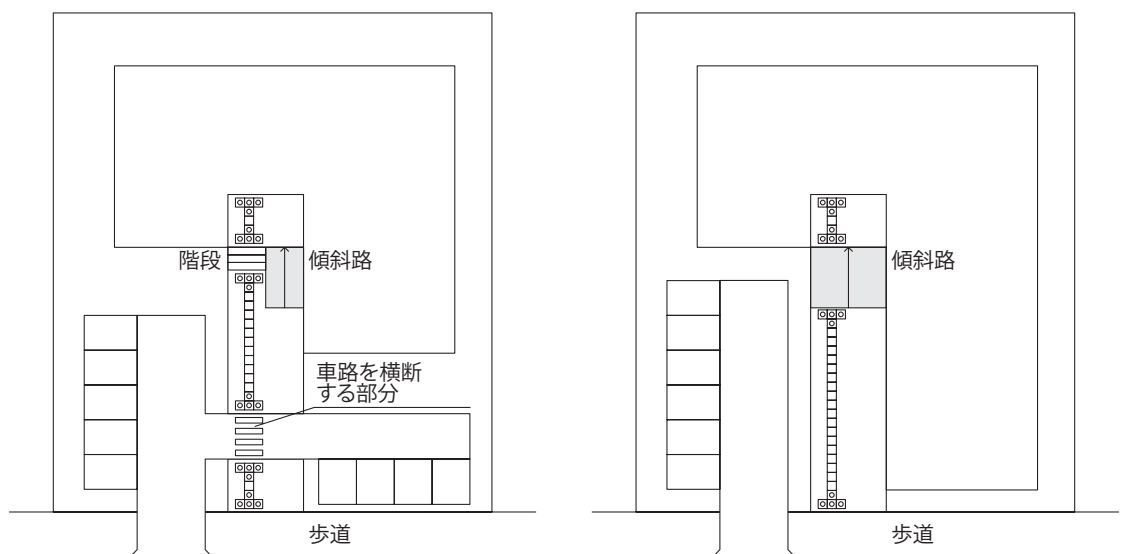
- 道等から案内設備までの敷地内の通路で、車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に点状ブロック等を敷設します。

*整備基準は、1以上の通路、誘導基準は全ての通路に適用します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況または用途により整備が必要でないまたは適当でない場合

視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準の敷設例



8. 蓋の構造

[整/8(5) 誘/8(6)]

- 敷地内の通路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

*すべての通路が対象となります。

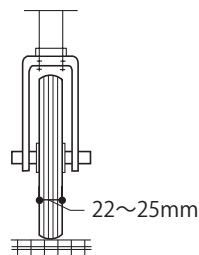
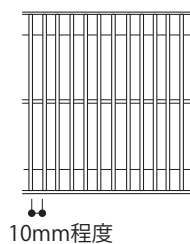
*車いすの車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まないような形状とします。

*歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望まれます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいため、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望まれます。

- ◆通路面と蓋の面の段をなくすことが望まれます。

蓋構造の例

車いすの車輪(前輪)



9.手すり

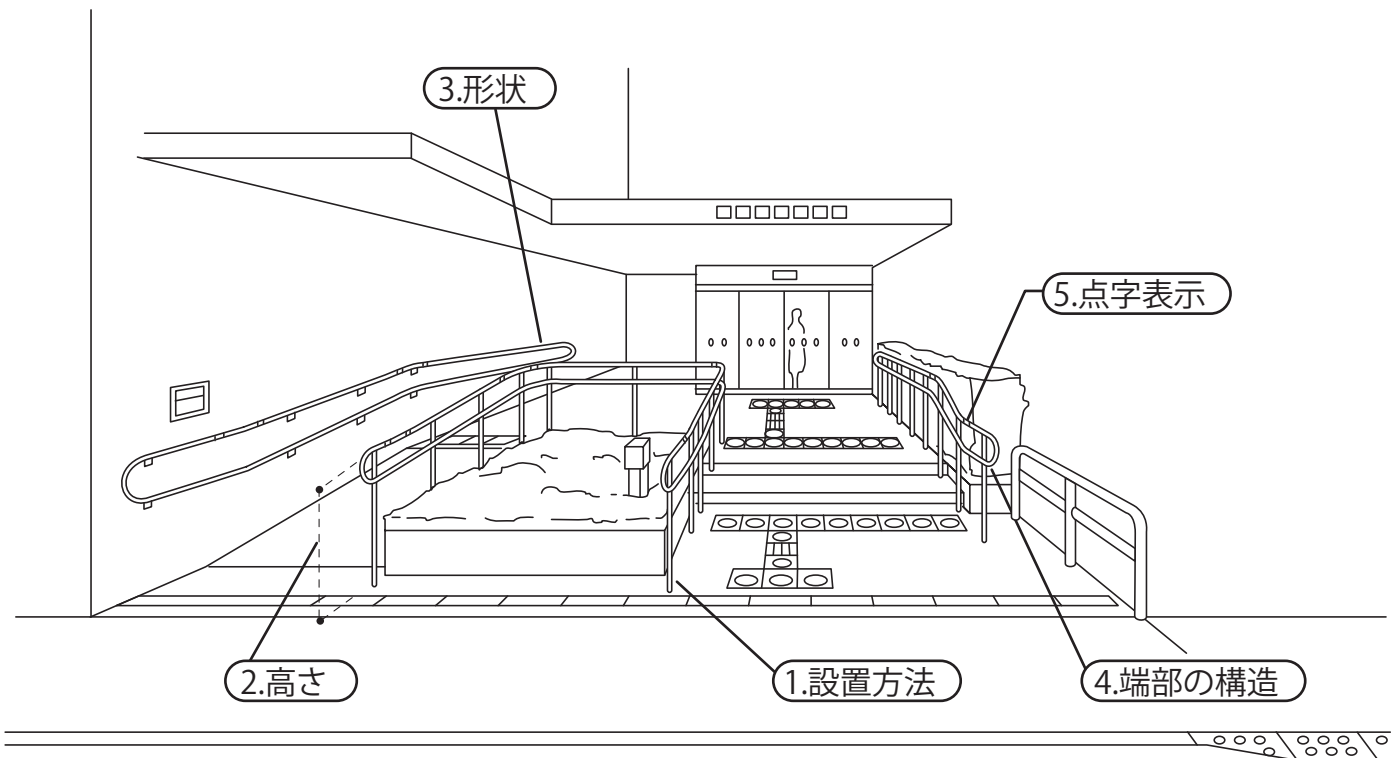
基本的な考え方

手すりは、高齢者や障がい者等の安全を確保したり、歩行や移動などの動作を補助するものであり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する必要があります。

設計のポイント

- 手すりは、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。

整備項目



整備の対象 | □傾斜路，階段及び敷地内の通路に設ける手すりを対象とします。

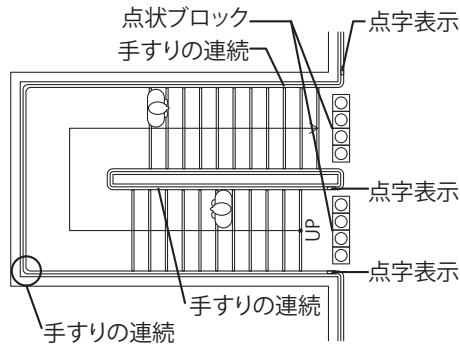
1. 設置方法

[整/9(1) 誘/9(1)]

○手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



*点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

2. 高さ

[整/9(2) 誘/9(2)]

○取り付けの高さは、80cm程度とします。

♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

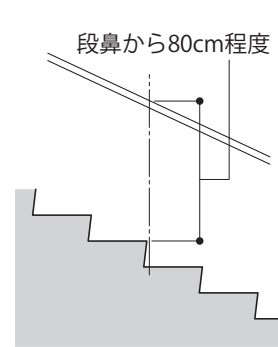
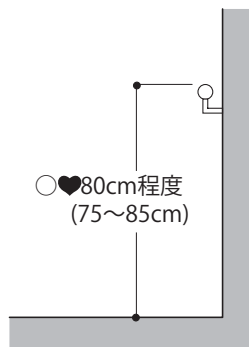
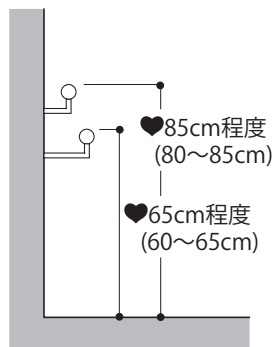
*手すりを2本設けるのは、高齢者や障がい者等、身長之差などさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

(2本の場合)

(1本の場合)

(階段の場合)



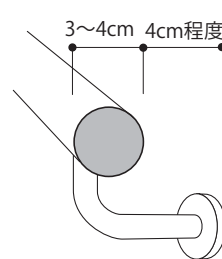
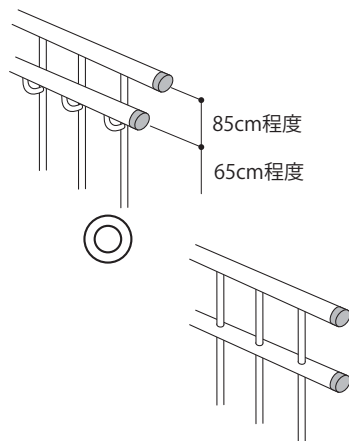
3. 形状

[整/9(3) 誘/9(3)]

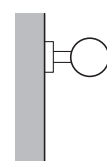
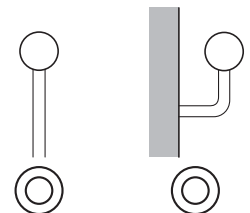
○♥手すりの形状は、握りやすいものとしします。

手すり(2本)の例

手すりの形状の例



◎:望ましい整備例
▲:望ましくない整備例



(握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

(手すりが連続していないため)

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 端部の構造

[整9(4) 誘9(4)]

○♥ 傾斜路並びに階段及び段の上下端部では、手すりを高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

*「(手すりの)両端を壁面または下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通り終えたことを知らせるための措置です。

◇ 壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

◆ 手すりの端部の長さは、階段や傾斜路においては起終点から45cm以上かつ水平部分を30cm以上確保することが望まれます。

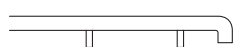
*「水平部分を確保」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

端部の形状の例

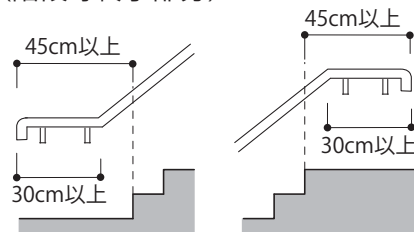
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)



(階段等終了部分)



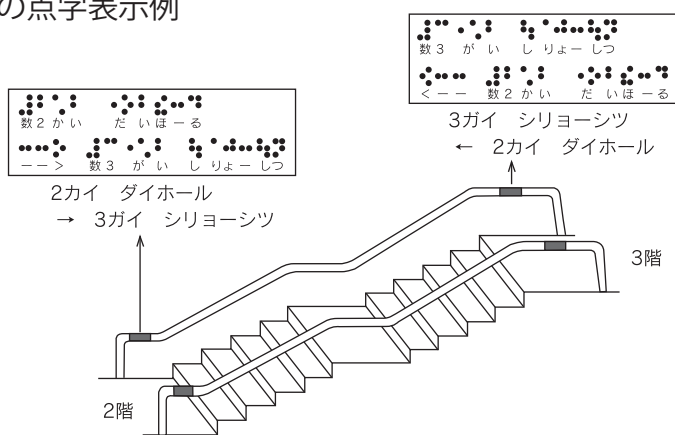
5. 点字表示

[誘9(5)]

♥ 手すりの端部やわん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

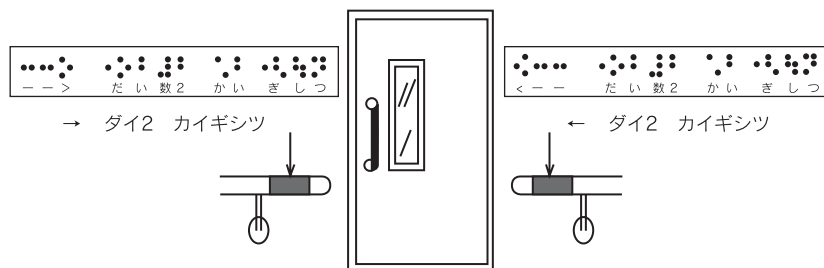
*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

階段手すりの点字表示例



備考 ■部を点字で表示する

室出入口の点字表示例



備考 ■部を点字で表示する

◇ 点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

基本的な考え方

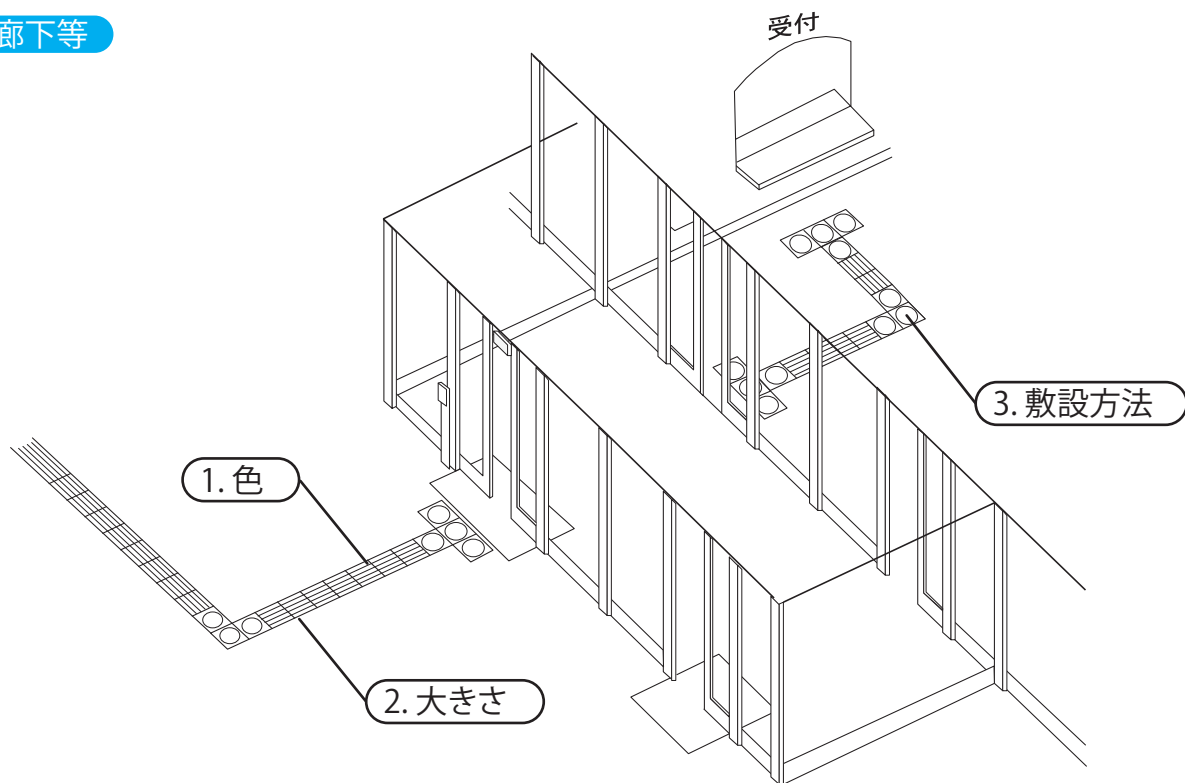
視覚障がい者誘導用ブロック等は、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

設計のポイント

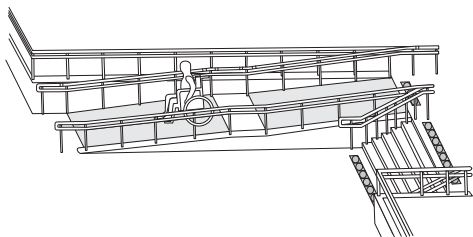
- 弱視者に配慮した色とします。
- 視覚障がい者の動作を考慮して、壁とのあきを確保します。
- 単純な動線で対象施設へ導くことが重要です。

整備項目

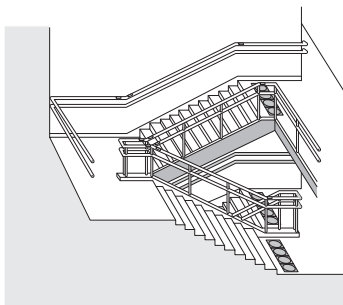
廊下等



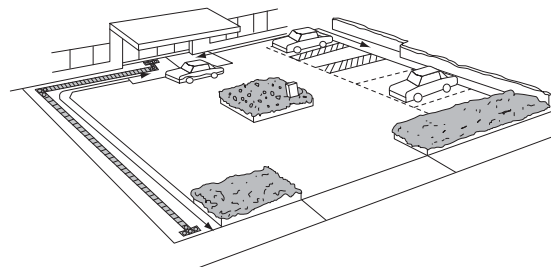
傾斜路



階段



敷地内の通路



整備の対象 | 廊下等, 傾斜路, 階段及び敷地内の通路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準適用施設

視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声誘導装置等の整備が必要な施設	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、サービス施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	事務所、工場、複合施設

♥視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導基準適用施設

・誘導基準では施設にかかわらず整備が必要です。ただし、共同住宅、学校等施設、自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず、整備が必要です。

○♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とします。

○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相または彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相または彩度の差が大きい」ことが必要な施設	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボウリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、原則として黄色とします。やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は、周辺の床の仕上げと輝度比2.0以上を確保します。

輝度

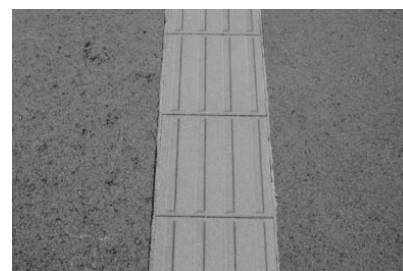
・ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものです。輝度は輝度計により測定することができます。

輝度比

・輝度比は以下の式で算出できます。

$$\text{輝度比} = \text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)} \div \text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}$$

輝度比2.8の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

1. 色

[整/10(1) 誘/10(1)]

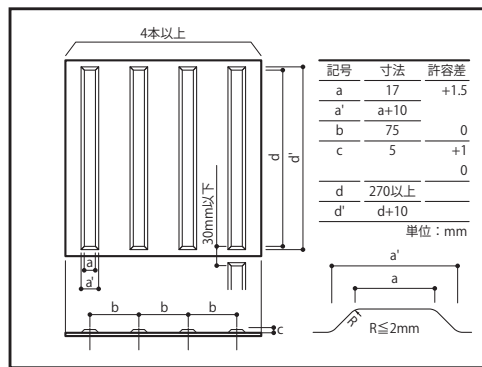
2. 大きさ

[整/10(2) 誘/10(2)]

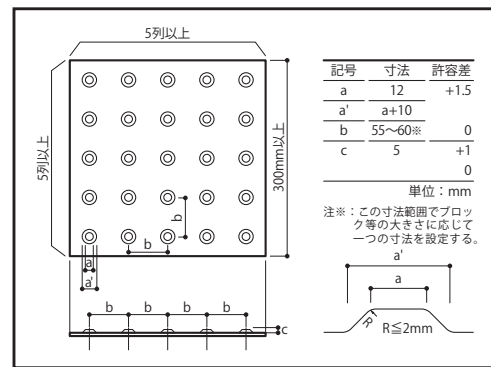
○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

◇原則として,JIS T9251に合わせたものとします。

線状ブロック等



点状ブロック等



3. 敷設方法

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとします。

◇線状ブロック等は誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、原則として連続して敷設します。

◇点状ブロック等は屈折部、段差部分、危険箇所の前面(約30cm離す)に敷設します。また、階段降り口では段鼻から約30cm離し、またエレベーター入口では押しボタン側に寄せて敷設します。

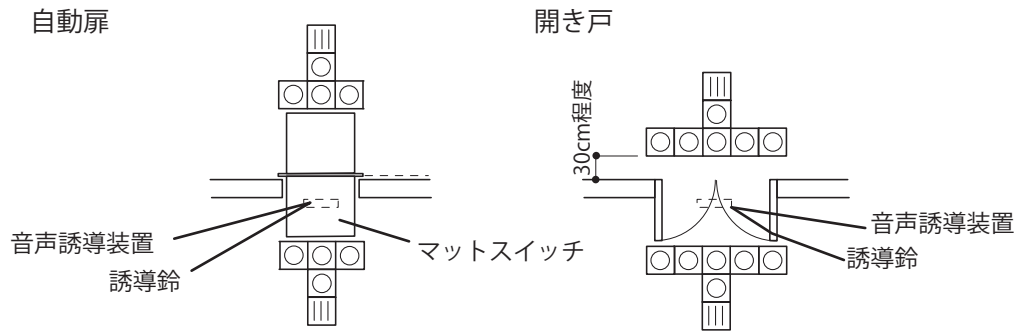
*原則として湾曲しないよう直線上に敷設し、屈折する場合は直角に配置します。

*自動式引き戸でマットを使用する場合はマット直前に、開き戸の場合は開いた先端に点状ブロック等を配置します。

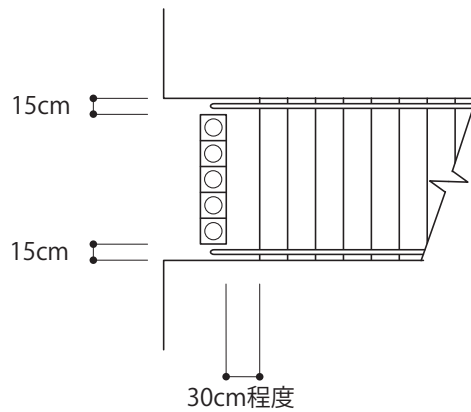
*敷設位置は、店舗のショーウィンドウ等の前で立ち止まっている人や店舗を出入りする人との交錯を考慮して、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とします。(例：百貨店、地下街、商店街等)

視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法

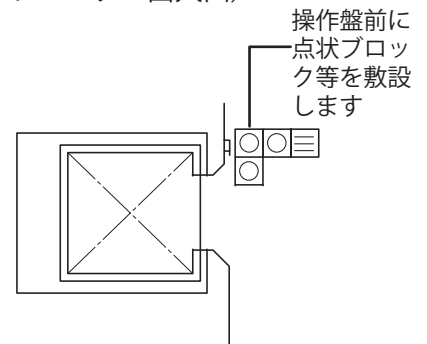
(建物出入口前後)



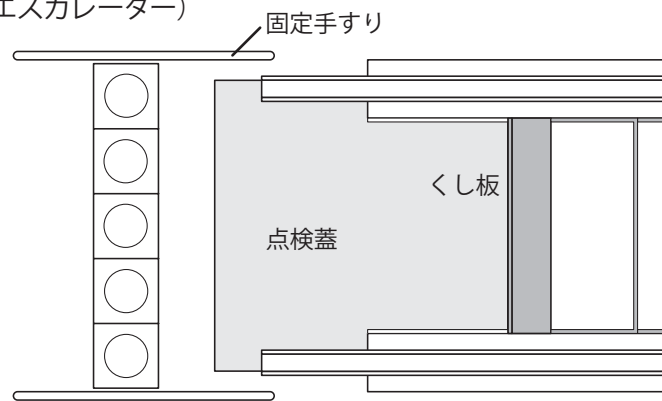
(階段前後)



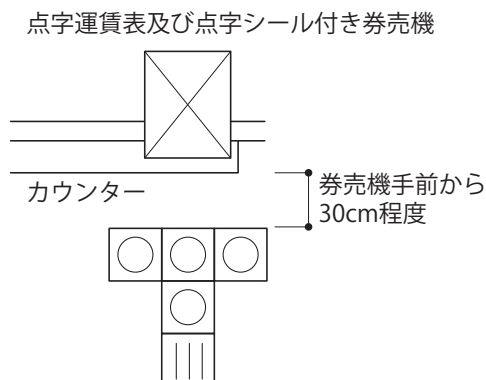
(エレベーター出入口)



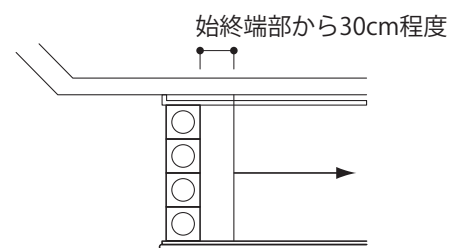
(エスカレーター)



(券売機)



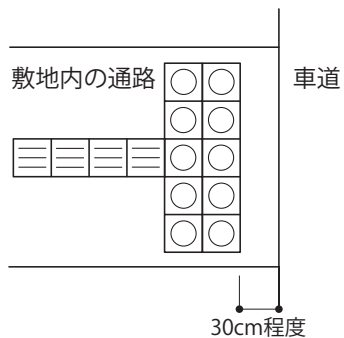
(傾斜路)



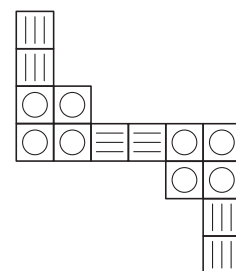
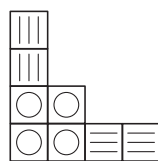
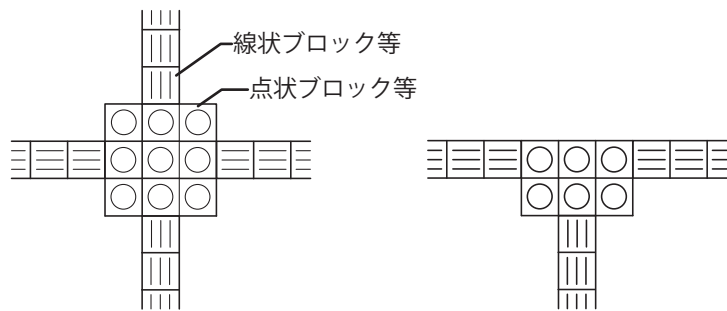
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

外部等, 危険性の高い場所への敷設

(道路境界)

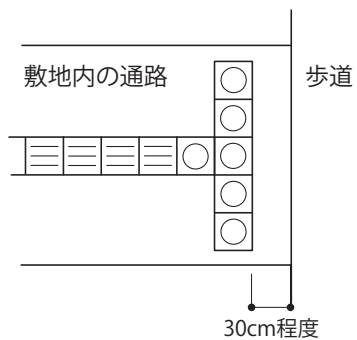


(屈折部)

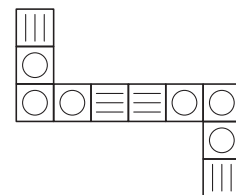
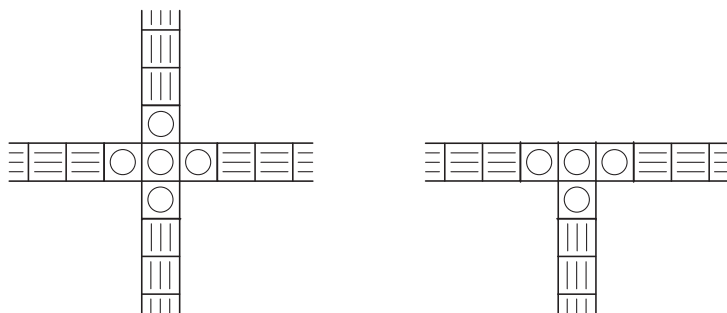


建物内部等, 危険性の少ない場所への敷設

(道路境界)



(屈折部)



11.客席及び舞台

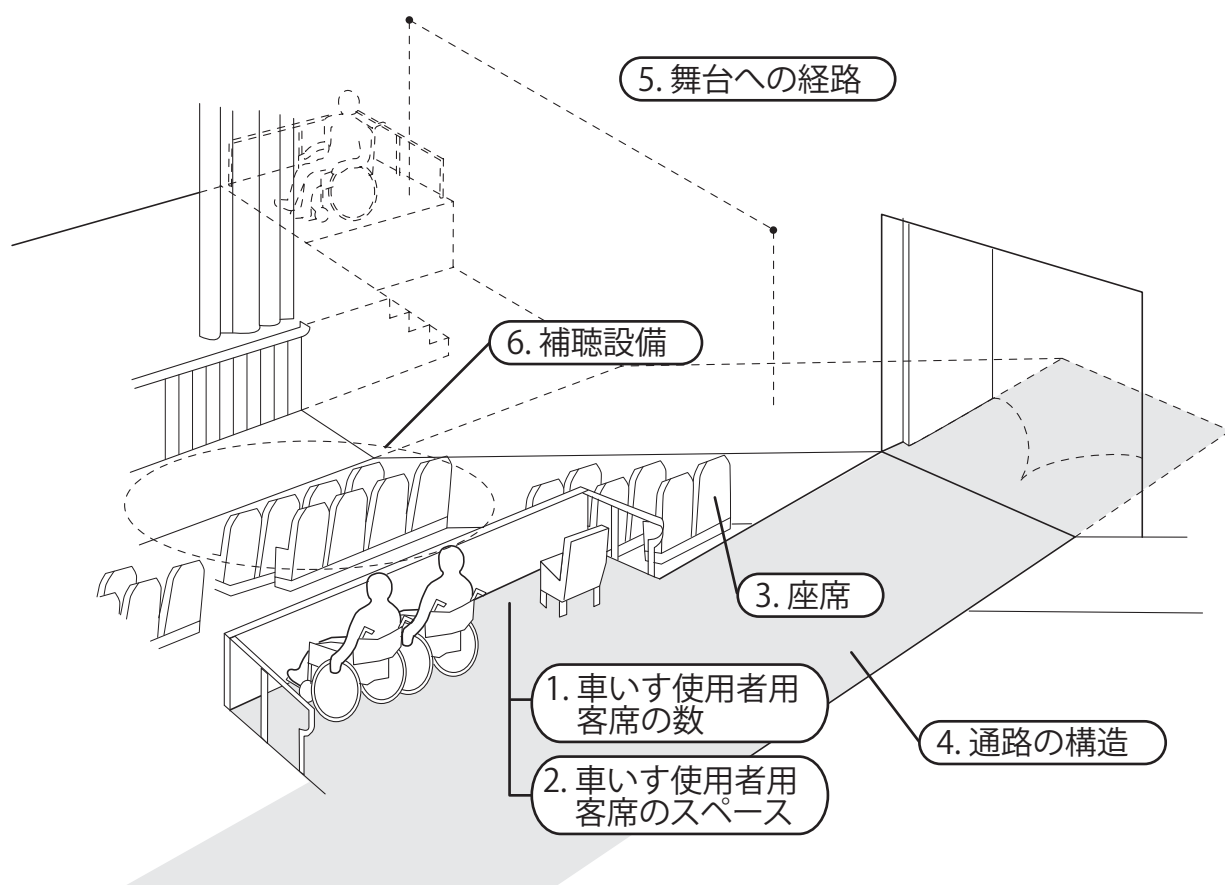
基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者が利用できる客席のスペースや、舞台に容易に上れるよう配慮する必要があります。また、聴覚障がい者の観覧に配慮した設備を設ける必要があります。

設計のポイント

- 劇場、ホールなど、観客席を持つ建築物では、車いす使用者が出入口から容易に到達できるよう通路を確保し、車いす使用者が見やすく安定して停止できるスペースを設けます。
- 舞台にも車いす使用者が容易に上れるよう段差のない通路や昇降機設置などに配慮する必要があります。
- 聴覚障がい者への配慮として、集団補聴器等を設置する必要があります。

整備項目



整備の対象 □不特定かつ多数の人が利用する興行施設や集会施設、スポーツ施設等に設けられる観客席や舞台等を対象とします。

留意事項 □車いす使用者用客席の必要数
 整備基準 必要数 ≥ 2
 誘導基準 必要数 ≥ 2 (1室の客席数が400席以下の場合)
 必要数 $\geq 2 + (1室の客席数 - 400) / 200$ (1室の客席数が400席を超える場合)
 ※ (1室の客席数 - 400) / 200の端数は全て切り上げる
 ※必要数は、最大でも20席までとする

□車いす使用者が支障なく舞台上がれる経路の確保を、整備基準では400席以上の場合に、誘導基準では席数にかかわらず求めています。

1. 車いす使用者用客席の数

[整/11(1)ア 誘/11(1)]

○♥出入口から容易に到達できる位置に、車いす使用者用客席を2以上設けます。さらに、誘導基準においては客席数が400を超える場合には、200席増えるごとに1を加えた客席(最大20席)を設けます。

*客席数は、複数の室がある場合でも、1室の客席数で算定します。

2. 車いす使用者用客席のスペース

[整/11(1)イ 誘/11(1)イ]

○1席当たり幅85cm以上、奥行き110cm以上とします。

♥1席当たり幅90cm以上、奥行き150cm以上とします。

◆車いす使用者席に隣接して介護者用の座席(可動式)を設けることが望まれます。

*JIS規格大型手動車いすに人が座った場合、「85cm」は両側10cmの余裕のある幅として、「110cm」は最低必要な幅として採用しています。ただし、電動車いす等大きめの車いすを使用している人も増えてきているので、一定時間以上を過ごすこととなる観覧スペースは、より余裕のある空間を確保するよう努めることが重要です。

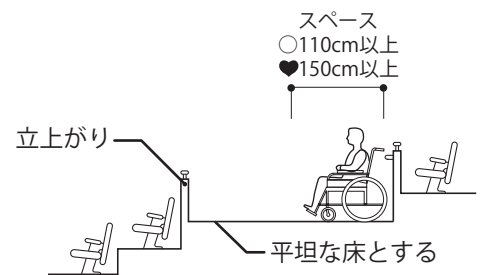
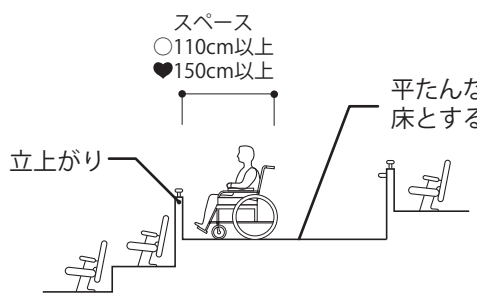
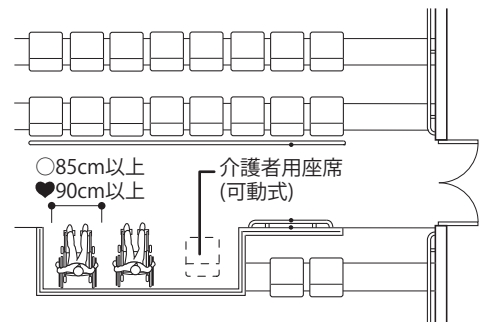
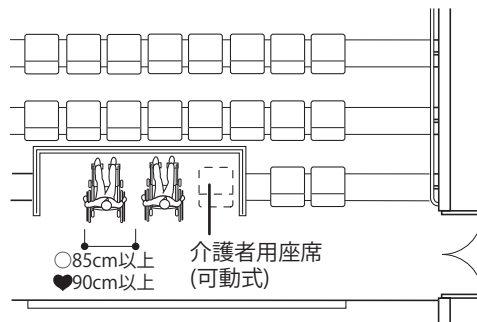
[整/11(1)ウ 誘/11(1)ウ]

○♥床は水平とし、表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(1)エ 誘/11(1)エ]

○♥転落防止のためのストッパー等を設けます。

車いす使用者客席の例

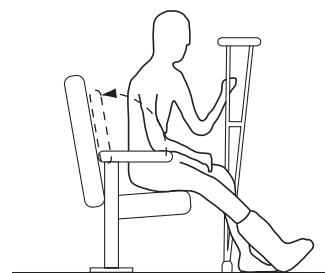
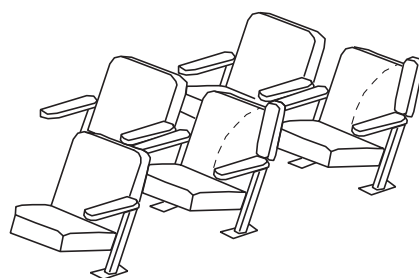


3. 座席

◆通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式が望まれます。

*「跳ね上げ式」とするのは、高齢者や障がい者の座席への離着席を容易にするためです。

跳ね上げ式のひじ掛けの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 通路の構造

[整/11(2)ア 誘/11(2)ア]

○通路の有効幅員は、120cm以上とします。

♥通路の有効幅員は、150cm以上とします。

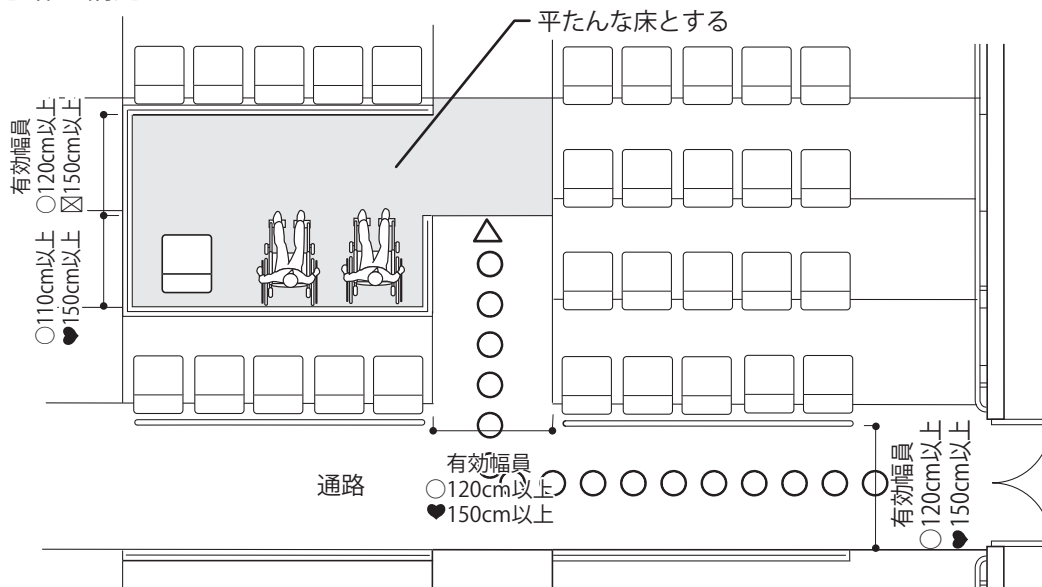
◆ドアの前後は車いすの回転が容易にできるように、180cm以上の水平部を設けることが望まれます。

*「通路」とは、客席のある室の出入口から車いす使用者用客席までです。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

*「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

通路の構造



[整/11(2)ウ 誘/11(2)ウ]

○♥床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(2)イ 誘/11(2)イ]

○♥高低差がある場合は、「3. 傾斜路」で定められているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用昇降機を設けます。

※「3.傾斜路」の項を参照 (P 52)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

※「9.手すり」の項を参照 (P 106)

注) 用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜の識別」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P52)の項を参照してください。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

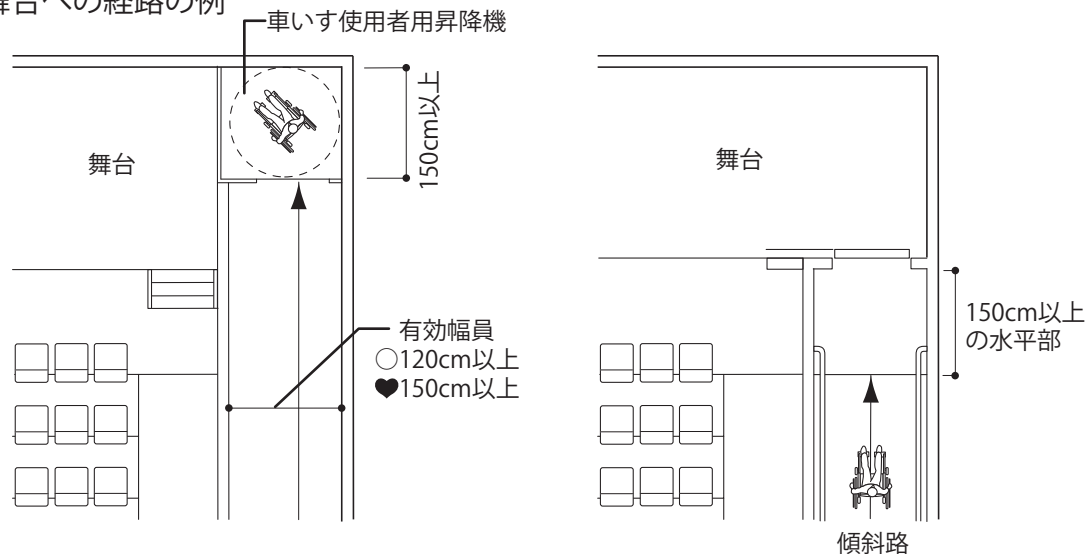
5. 舞台への経路

[整/11(3) 誘/11(4)]

- 車いす使用者が支障なく舞台上上がることができるような経路を1以上設けます。

*整備基準では客席を有する室が多数ある場合でも、1室の客席が400未満の場合は対象となりません。
*舞台に上る経路とは、建物出入口から舞台までです。
この経路は、車いす使用者が利用可能な有効幅員、こう配等への配慮が必要です。

舞台への経路の例

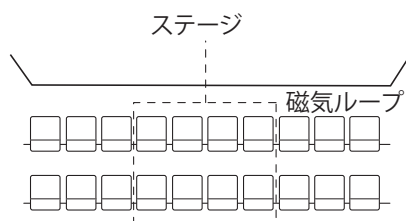


6. 補聴設備

[誘/11(3)]

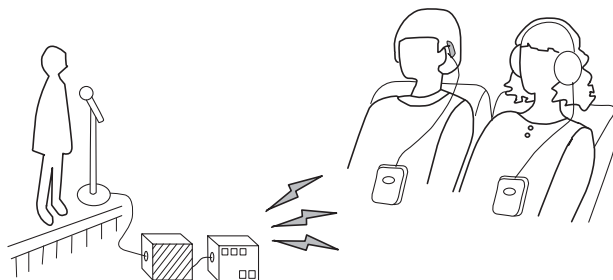
- 集団補聴器等は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備とします。

聴覚障がい者用磁気ループの例



磁気ループアンテナを床面に敷設(設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う)し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる装置をいいます。

赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいいます。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせで使用することができます。

12.浴室、シャワー室及び更衣室

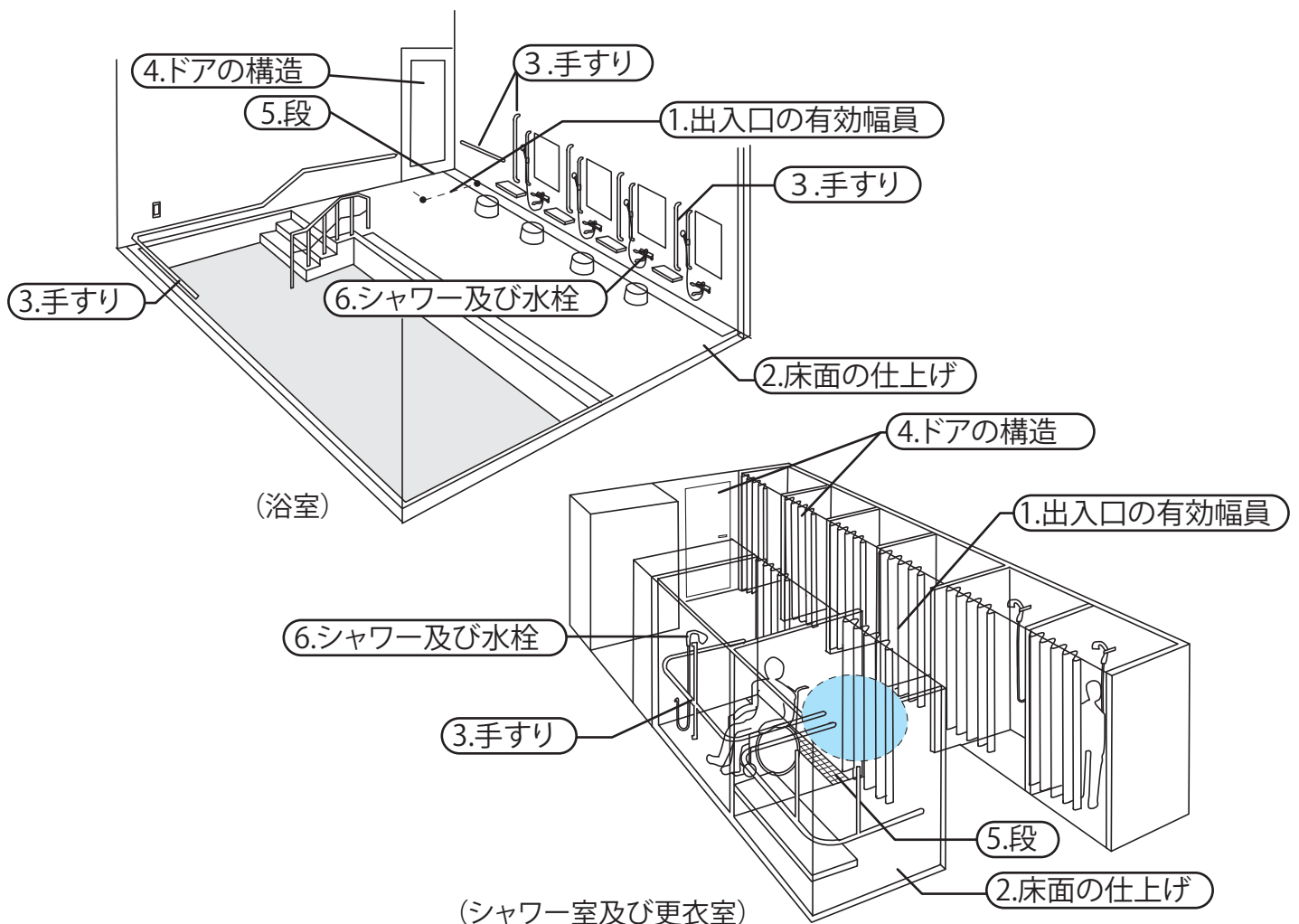
基本的な考え方

浴室、シャワー室、更衣室は、高齢者や障がい者等が、支障なく利用できるよう整備する必要があります。

設計のポイント

- 浴室は、高齢者、障がい者等にとって転倒などの危険の大きな場所であるため、床の仕上げや移動の補助となる手すり等を適切に整備する必要があります。
- 更衣室、シャワー室についても段差の解消や手すり等を整備し、併せて車いす使用者に配慮したスペースを確保することが望まれます。また、異性の介助者が一緒に使用できるように、必要に応じて男女兼用タイプの配置にも配慮します。

整備項目



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する共同浴室、シャワー室及び更衣室を対象とします。

- 留意事項** | 医療施設、宿泊施設、社会福祉施設、公衆浴場等の共同浴室や、スポーツ遊技施設のシャワー室、更衣室が対象と考えられます。
 整備基準、誘導基準ともに1ヶ所以上の整備を求めています。
 宿泊施設等の個室の浴室は「13.客室」の項（P123）に定めています。

1. 出入口の有効幅員

[整/12(1) 誘/12(1)]

○♥出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

- ◆車いす使用者の利便性を考えると、90cm以上が望ましい寸法です。
- ◆更衣室、脱衣室、シャワー室の通路は150cm以上確保することが望まれます。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。

2. 床面の仕上げ

[整/12(2) 誘/12(4)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

3. 手すり

[整/12(3) 誘/12(5)]

122ページを参照してください。

4. ドアの構造

[誘/12(2)]

♥引き戸式、または高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

*シャワー室のブースはアコーディオンカーテンも効果的です。

*やむを得ず、開き戸とする場合は、閉鎖動作時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いドアチェックを設けることが望まれます。

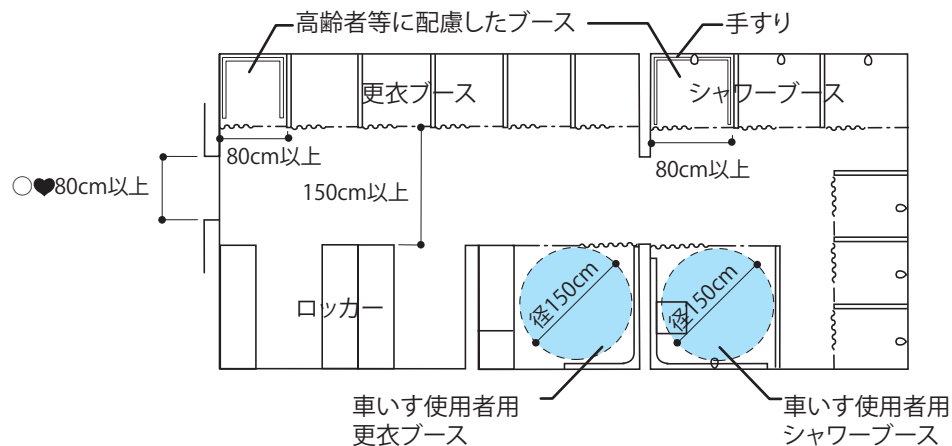
5. 段

[誘/12(3)]

♥出入口及び室内には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段を設けないものとします。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。車いす使用者等の利用が想定されない場合でも、高齢者等の負担にならない段差とします。

更衣室、シャワー室の例



*整備基準では、高齢者等に配慮した整備を求めています。

*誘導基準では、車いす使用者にも配慮した整備を求めています。

6. シャワー及び水栓

[誘/12(6)]

♥高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とします。

- ◆混合操作を容易にするため、サーモスタット(自動温度調節器)の付いたシングルレバー式が望まれます。
- ◆視覚障がい者への配慮として、温度調節の範囲がわかりやすくできるような点字表示することが望まれます。

*「円滑に利用できる」とは、水栓金具はレバー式などの操作のしやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーで、シャワーヘッドが昇降可能なもの、または、上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

3. 手すり

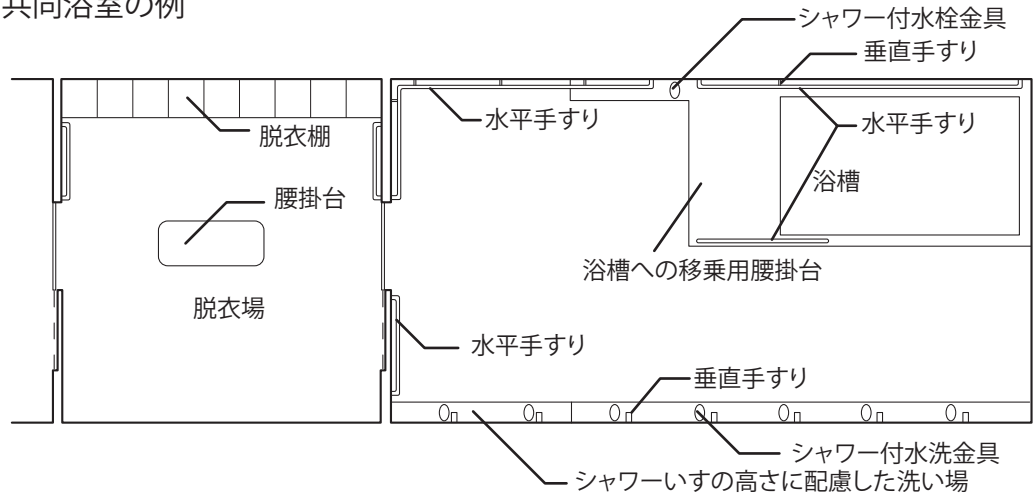
[整/12(3) 誘/12(5)]

○♥手すりを必要な場所に設けます。

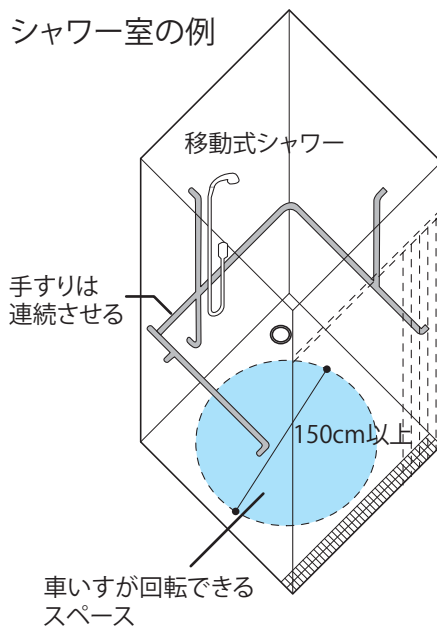
◇手すりは、水平・垂直の両タイプのものでします。

*「必要な場所」とは、浴室においては、浴槽、洗い場の周囲、更衣室、シャワー室においてはブースの周囲です。
*垂直手すりは、立ち上がりの動作を補助するものです。

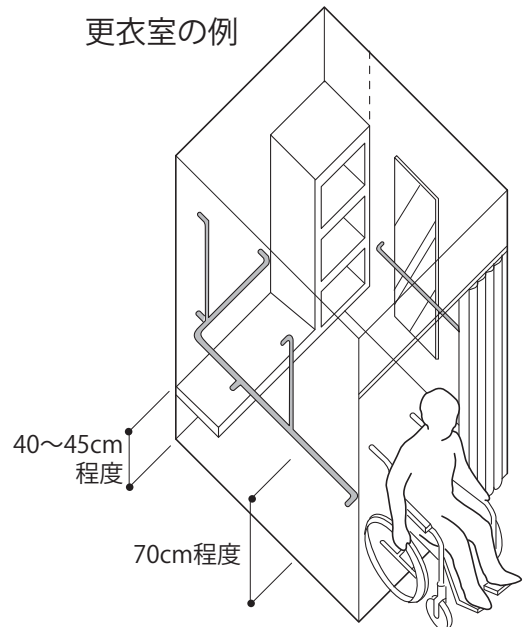
共同浴室の例



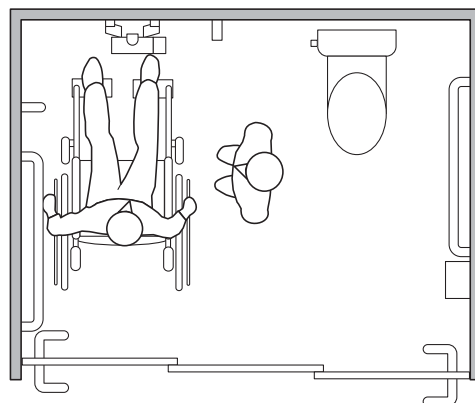
シャワー室の例



更衣室の例



シャワー付トイレユニットの例
(シャワー介助の場合)



13.客室

基本的な考え方

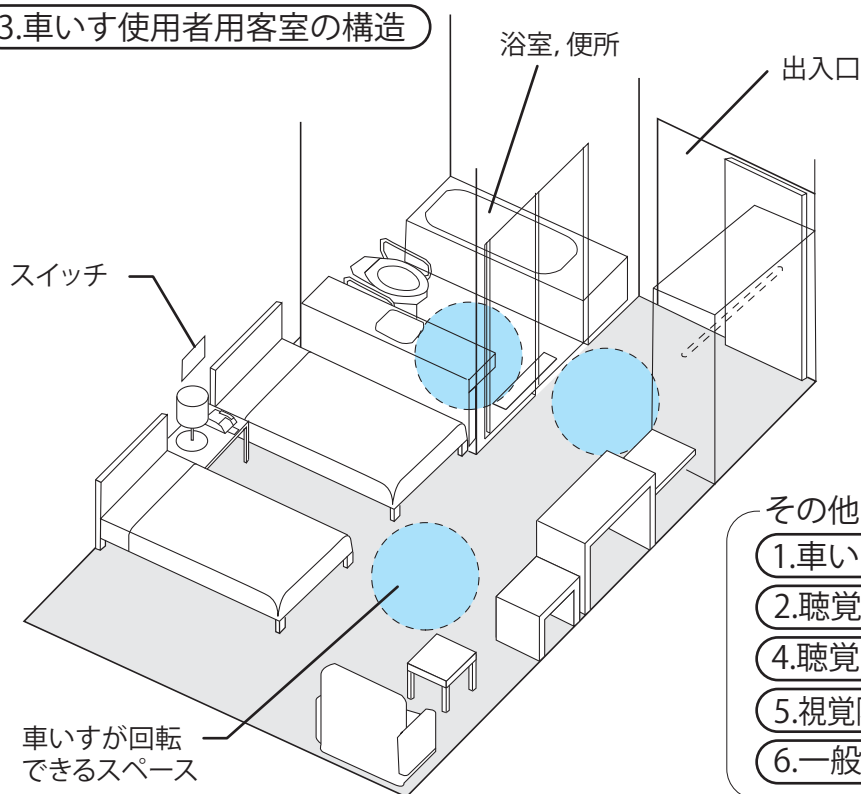
宿泊施設等においては車いす使用者や聴覚障がい者等の利用に配慮した客室を確保します。また、一般客室においても高齢者等に配慮した設備を行う必要があります。また、移動の困難性を考慮して避難しやすい位置に設けるとともに、緊急時の対策にも配慮します。

設計のポイント

- 車いす使用者に配慮した客室においては、段差を設けず、車いす使用者の転回が可能なスペース及び車いすで使用可能な洗面所、浴室等を設けます。また、設備についても、位置・高さの配慮を行います。
- 車いすからの移乗の簡便さなどから、ベッドの位置、形状を考慮する必要があります。
- 聴覚障がい者等が容易に情報の伝達ができるよう整備を行う必要があります。
- 一般客室においても、高齢者への配慮として段差の解消やスペースの確保、浴室の手すりの設置等配慮していくことが望まれます。

整備項目

3.車いす使用者用客室の構造



その他

- 1.車いす使用者用客室の数
- 2.聴覚障がい者用客室の数
- 4.聴覚障がい者用客室の設備
- 5.視覚障がい者用に配慮した設備
- 6.一般客室の構造

整備の対象 □ 宿泊施設に設けられる客室を対象とします。

留意事項

- 車いす使用者用客室の必要数
 整備基準 必要数 ≥ 1 (用途面積が2,000m²以上かつ総客室数が50室以上の場合)
 (総客室数が100室以上の場合)
 誘導基準 必要数 \geq 総客室数/50 (総客室数が200室以下の場合)
 必要数 \geq 総客室数/100+2 (総客室数が200室を超える場合)
- 聴覚障がい者用客室の必要数
 整備基準 必要数 ≥ 4 (総客室数が100室以上の場合)
 誘導基準 必要数 ≥ 4 (総客室数が250室以下の場合)
 必要数 $\geq 4 + (\text{総客室数} - 250) / 150$ (総客室数が250室を超える場合)
 ※端数はすべて切り上げる

1. 車いす使用者用客室の数

[整/13(1) 誘/13(1)]

○車いす使用者が円滑に利用できる客室を用途面積が2,000m²以上かつ総客室数が50室以上の場合または総客室数が100室以上の場合は1以上設けます。

♥車いす使用者が円滑に利用できる客室を総客室数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数、総客室数が200を超える場合には当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けます。

誘導基準による
車いす使用者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
50以下	1
51以上 100以下	2
101以上 150以下	3
151以上 200以下	4
201以上 300以下	5
以下同様に100増えるごとに1を加える	

2. 聴覚障がい者用客室の数

[整/13(2) 誘/13(2)]

○聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4以上設けます。ただし、100室未満はこの限りではありません。

♥聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を総客室数が250以下の場合には4以上、250を超える場合には4に客室数が250を超える客室数150(150に満たない端数は、150とする)ごとに1を加えて得た数以上設けます。

誘導基準による
聴覚障がい者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
250以下	4
251以上 400以下	5
401以上 550以下	6
551以上 700以下	7
以下同様に150増えるごとに1を加える	

*車いす使用者客室と聴覚障がい者用客室は兼用させることができます。

3. 車いす使用者用客室の構造

[出入口]

○出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

◇出入口には、車いす使用者の支障となる段差は設けません。

◆出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けることが望まれます。

*出入口とは、客室出入口、浴室・便所出入口のことです。

*「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。廊下幅が狭い場合は、容易に進入するために「90cm」とします。

[スペース]

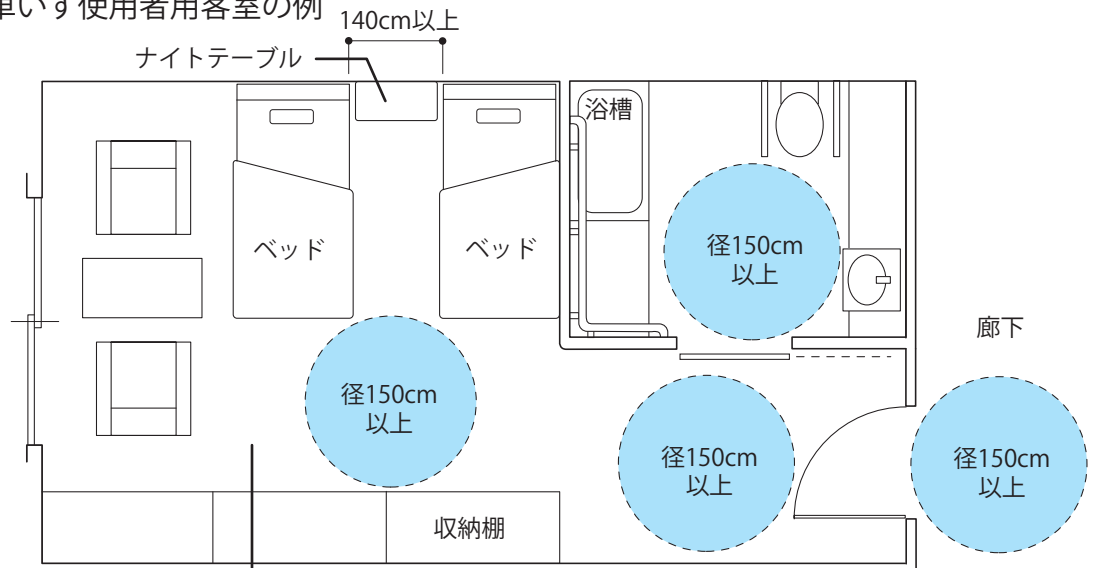
◇ベッド回り、出入口(便所・洗面所・浴室の出入口を含む)回り、便所・洗面所・浴室には、車いす使用者が回転できる直径150cm以上のスペースを確保します。

*ベッドへの移動や浴室などへの移動を容易にするためです。

◆ベッドの間隔は、140cm以上設けることが望まれます。

*「140cm」とは、車いすが転回できる幅です。

車いす使用者用客室の例



室内は車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積

車いす使用者が回転できるスペース

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

[床の仕上げ]

- ◇床面は滑りにくい仕上げとします。
- ◇毛足の長いじゅうたん等は避けます。

*車いすの操作が困難となることを避けるためです。

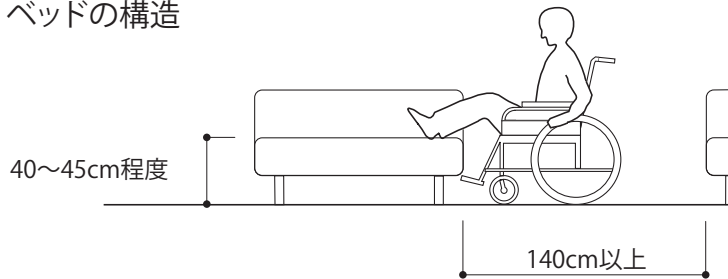
[ベッド]

- ◆高さは車いすの座面の高さ(40~45cm)程度とし、ベッドの下には車いすのフットレストが入るものとするのが望まれます。
- ◆ベッドは2ベッドとすることが望まれます。

*車いすからの移乗がしやすいよう配慮するためです。

*車いす使用者に介助者が同行する場合の利用を考慮しています。

ベッドの構造



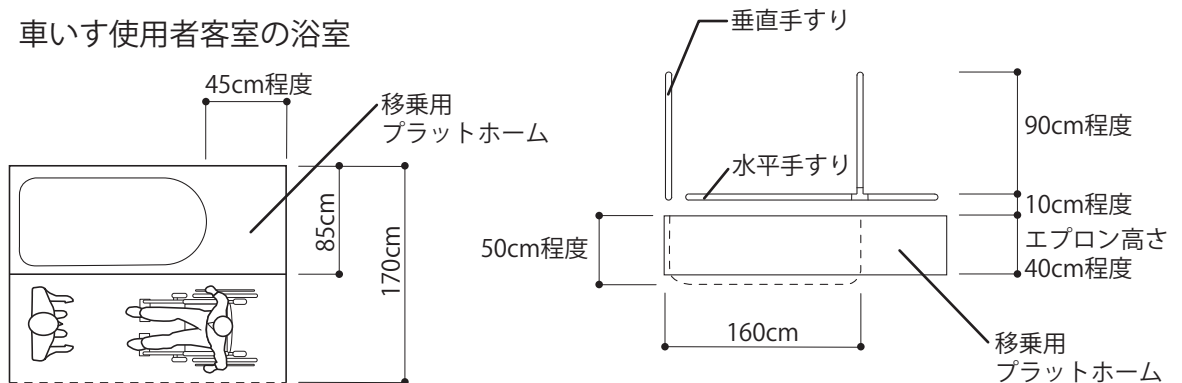
[浴室, 便所]

- ◇洗場及び浴槽の周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させます。
- ◇浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車いす座面と同程度の高さ40cm程度とします。
- ◇浴室の場合、シャワー及び水栓は円滑に操作できるものとし、取り付け高さは、洗い場から手が届き、かつ、浴槽に座ったまま操作可能な高さとし、
- ◇浴室には、浴槽の縁の1ヶ所に、車いすから移乗できるプラットフォームを設けます。プラットフォームの高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、長さは45cm程度とします。
- ◇便所には、両側に手すりを設けます。

※「12.浴室, シャワー室及び更衣室」の項を参照(P120)

※「6.便所a(福祉型便房)」の項を参照(P74)

車いす使用者客室の浴室

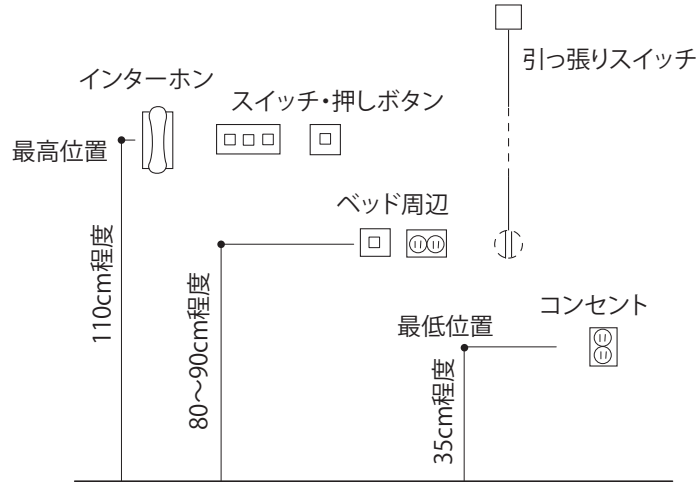


〔コンセント,スイッチ〕

◇照明はベッド上からも操作できるものとします。

◆コンセント,スイッチ,収納棚などは車いすでの使用に適する高さ及び位置とすることが望まれます。

コンセント,スイッチの設置高さ



使いやすいスイッチの例

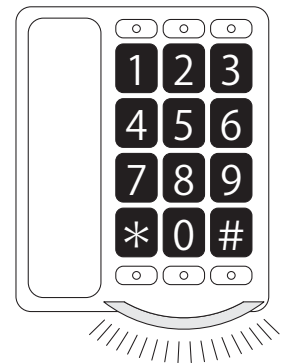


4. 聴覚障がい者 用客室の設備

◇客室内の電話機は点滅灯付音量増幅装置付を設置します。
◇聴覚障がい者のために,フラッシュまたはバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置します。

◆ドアノック,電話やファクシミリのコール,ドアベルやインターホン,目覚まし時計,乳児の泣き声,火災報知器の警報音を感知して,スタンドや照明を点滅させたり,携帯型バイブレーターを振動させて,音声情報を視覚情報や体感情報に変えて伝える機器を貸し出すことが望まれます。

点滅灯付音量増幅装置付 電話機



5. 視覚障がい者 用に配慮した 設備

◆視覚障がい者に部屋番号がわかるように,番号(算用数字)を浮き出したものにするのが望まれます。

◆室の案内や非常用通路などを点字で表示した備品を設けることが望まれます。

6. 一般客室の構 造

◆一般客室においても段差の解消,便所・浴室の出入口幅員の確保,手すりの設置を行うことが望まれます。

*高齢者にとっては,段差の解消や手すりを設置することが望まれます。また,車いす使用者に介助者が同行する場合に利用が可能となります。

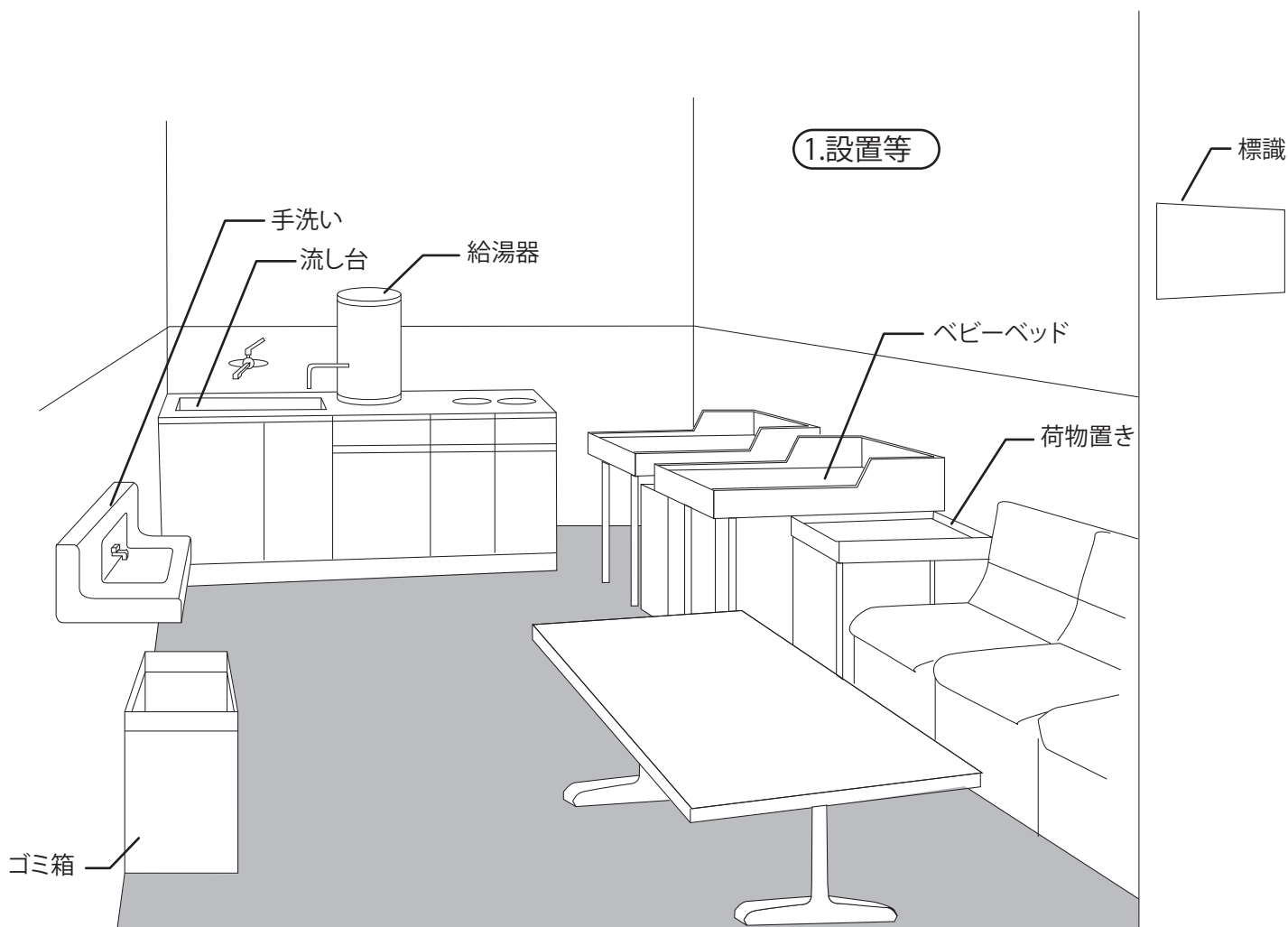
14.授乳スペース

基本的な考え方

乳幼児と一緒に活動することの不自由さを軽減し、気がねなく外出できる環境づくりを行うため、育児中の人の利用が考えられる施設には授乳スペース等の設備を設ける必要があります。

設計のポイント ●授乳スペースは、乳幼児が食事をするところであるため、落ちついた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。なおかつ、廊下等からの視線の遮へいに注意する必要があります。

整備項目



整備の対象 | 授乳スペースを対象とします。

留意事項 | 5,000㎡以上の次ページに定める施設で整備を求めています。

○♥授乳スペースの適用施設

授乳スペースの整備が必要な施設	用途面積が5,000㎡以上で必要に応じて 医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設
-----------------	---

注) スポーツ遊技施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）（通称：風営法）第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

1. 設置等

[整/14 誘/14]

○必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

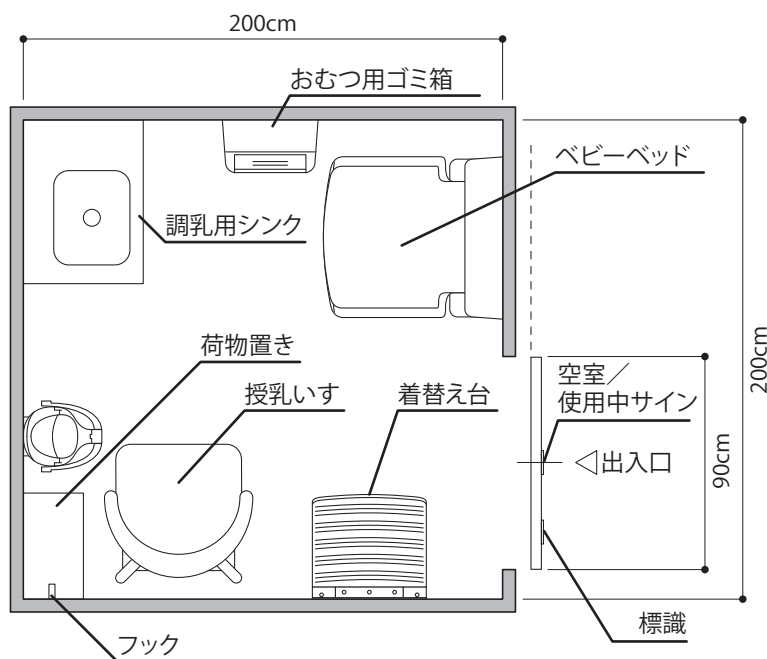
♥必要に応じて授乳できるスペースを設け、ベビーベッド等を備えるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

*「必要に応じて」とは、老人施設などで育児中の人の利用が見込めない施設や宿泊施設（客室のみの場合）で設置する必要性がない場合が考えられます。

*「授乳できるスペース」とは、授乳、おむつ替えをするためのものです。

*「ベビーベッド等」とは、ベビーベッドの他、手洗い、流し台、給湯器、いす、ごみ箱、荷物置き等です。

小規模な授乳スペースの例



◆乳児のおむつ替え用にベビーベッド、幼児を立たせてのおむつ替え用に着替え台を設置します。

◆おむつ用ゴミ箱を設置します。

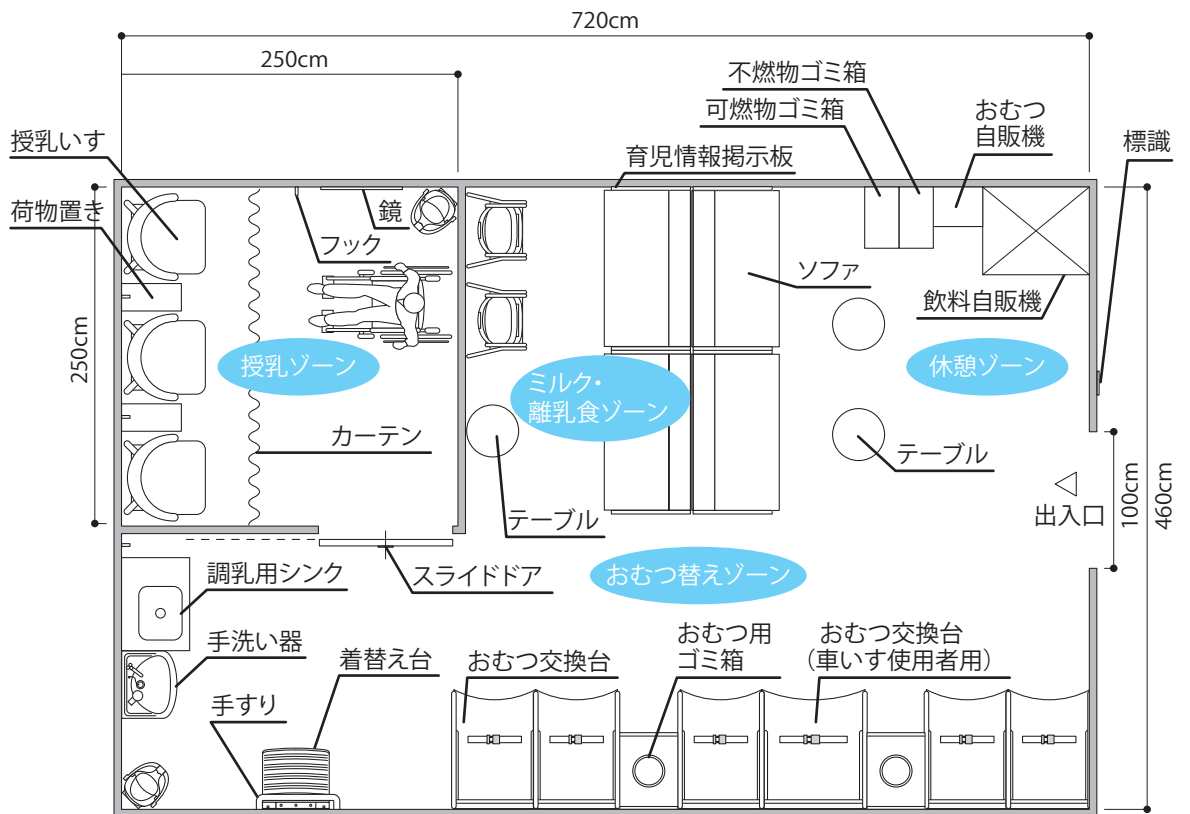
◆母親ができるだけ楽な姿勢で授乳できるように、授乳専用いすを設置します。調乳に適した温度（50℃）で、かつ殺菌されたお湯を供給できるシンクを設置します。

◆調乳や授乳後の母親の身づくろいの際、ベビーチェアがあると乳幼児を安全に座らせておくことができます。

◆授乳後の母親の身づくろいのために鏡を設置します。

◆荷物を置くための台やフックを設けます。

大規模な授乳スペースの例



- ◆ おむつ交換台は入口から近い場所に設置します。
- ◆ 車いす使用者が利用できるよう、おむつ交換台のうち1台は、幅が広くシート高の低いものとします。
- ◆ 母乳の方専用の授乳室を設け、入口には「授乳室」と分かる表示と男性の入室を禁じる注意を表示し、ドアを開けたときに外から授乳の様子が見えないように内側にカーテンをつけるなど配慮が望まれます。
- ◆ ミルクの方には調乳に適した温度(50℃)で、かつ殺菌されたお湯を供給できるシンクを設けることが望まれます。
- ◆ 同伴者が利用しやすいように、入口に近い場所に休憩スペースを設けます。

15. 標識類

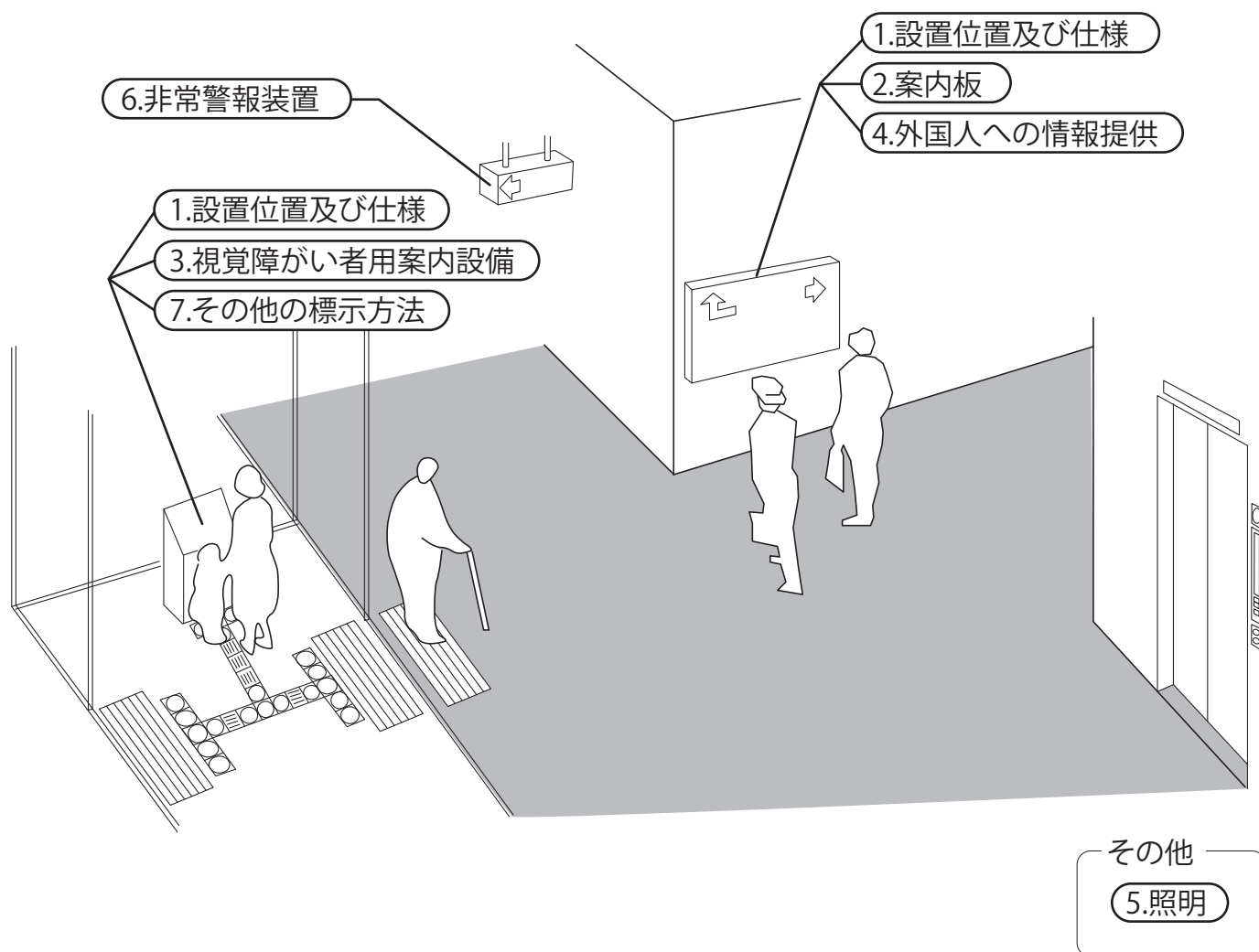
基本的な考え方

建築物における案内標示は、障がい者等が支障なく目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達できるよう配慮します。

設計のポイント

- 設置にあたっては、車いす使用者や視覚障がい者の通行を妨げないよう配慮します。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等・案内板・サイン・音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮します。

整備項目



整備の対象 | □ 標識類を対象とします。

1. 設置位置及び仕様

[整/15(1) 誘/15(1)ア]

[誘/15(1)イ,ウ,オ]

○標識類は、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

♥わかりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度の差の大きい色とします。

◇色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行います。

◇案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要があります。

◇表示内容が、JIS Z 8210に定められているときは、これに適合させます。

◆照明器具を内蔵したものが見やすさに優れています。

◆色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが望まれます。

◆色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なります。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示等の色使いについては、「図 色覚に障がいのある人の見え方の例 (P313参照)」を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められます。

◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望まれます。

♥高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設けます。

♥車いす使用者が見やすい高さに設けます。

♥周囲には、車いす使用者が容易に近づけるような、十分なスペースを確保します。

◆突出型の室名札を設ける場合は、視覚障がい者等の通行上支障とならないような高さに取り付けることが望まれます。

◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、建物のどの場所からでも分かりやすい位置・高さに設置することが望まれます。

*「見やすく理解しやすい」とは、文字は大きく表示し、記号、図等はピクトグラムで統一することが考えられます。(色は「3.資料編」(P310)参照)また、変色しにくい材質のものを使用します。

*文字は色によっては見えにくい人もいます。ピクトグラムを併用することで効果的に情報を伝えることができます。

*「見やすい高さ」とは、車いす使用者に配慮して110cm程度とします。

*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

2. 案内板

[整/15(2) 誘/15(2)]

- ♥建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①当該エレベーターその他の昇降機、便所もしくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合。
- ②案内所を設ける場合。

○♥案内板の適用施設

案内板を設置することが必要な施設	用途面積が50m ² 以上
	公衆便所
	用途面積が2,000m ² 以上
	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公共用歩廊

3. 視覚障がい者用案内設備

[整/15(3) 誘/15(3)]

○♥建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、または便所の配置を点字等の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

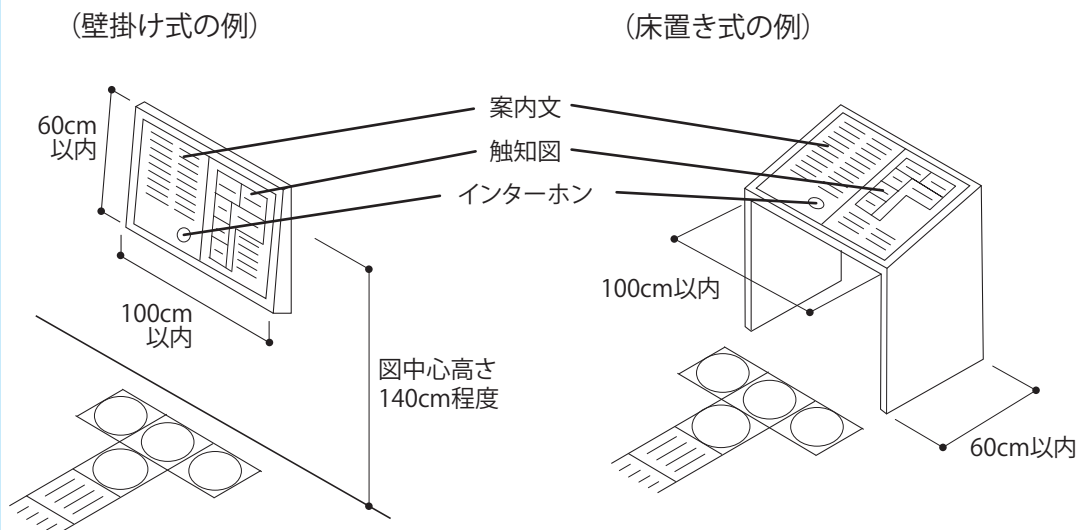
- ①案内所を設ける場合。
- ②主要な出入口において常時勤務する者により、視覚障がい者を誘導することができる場合。

*「点字等」とは、点字のほか文字等の浮き彫りや音による案内のことです。

○♥視覚障がい者用案内設備の適用施設

視覚障がい者用案内設備の整備が必要な施設	用途面積が50㎡以上
	公衆便所
	用途面積が2,000㎡以上
	特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。))若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公共用歩廊

視覚障がい者用案内設備(触知図)の例



- ◆視覚障がい者への情報伝達方法として、音声装置、点字付の触知図の設置が望まれます。
- ◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、IC タグや携帯電話のGPS 機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。
- ◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。
- ◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることが分かっていても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

*触知図を設置する場合は、JIS TO922を参考にしてください。

4. 外国人への情報提供

[整/15(4) 誘/15(4)]

- ♥案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は, 多言語化, ルビふり等に配慮します。

*「外国人への情報提供」は「3.資料編」参照 (P318)

5. 照明

[誘/15(1)エ]

- ♥照明装置を設ける場合は, 十分な照度を確保します。
- ◆照明装置を設ける場合は, 照明は逆光, または反射すること等により見にくくならないように配慮することが望まれます。
- ◆ケースがある場合, ケースが反射すること等により見にくくならないよう配慮することが望まれます。

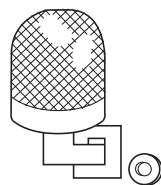
*一般的な大人の目線の高さだけを考慮すると, 車いす使用者にはまぶしく見えづらいことがあります。

6. 非常警報装置

[誘/15(1)カ]

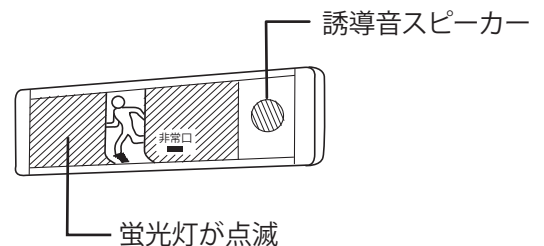
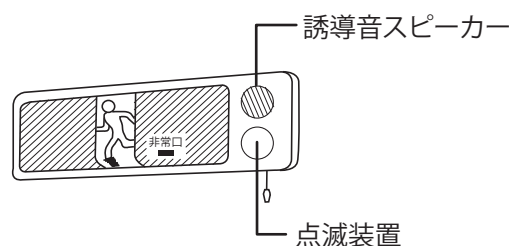
- ♥誘導灯, 自動火災報知設備等を設ける場合には, 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音, 光等による非常警報装置を設けます。
- ◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう, 視覚障がい者には音声・音響等で, 聴覚障がい者には文字などの視覚情報を提供できるよう整備することが望まれます。

警報装置の例



非常ランプ
(火事など非常の際に点滅します)

非常口誘導灯の例



7. その他の標示方法

- ◆聴覚障がい者への情報伝達方法として, 電光掲示板等の設置が望まれます。

*電光掲示板の文字スピードは, 速くなりすぎないように配慮します。

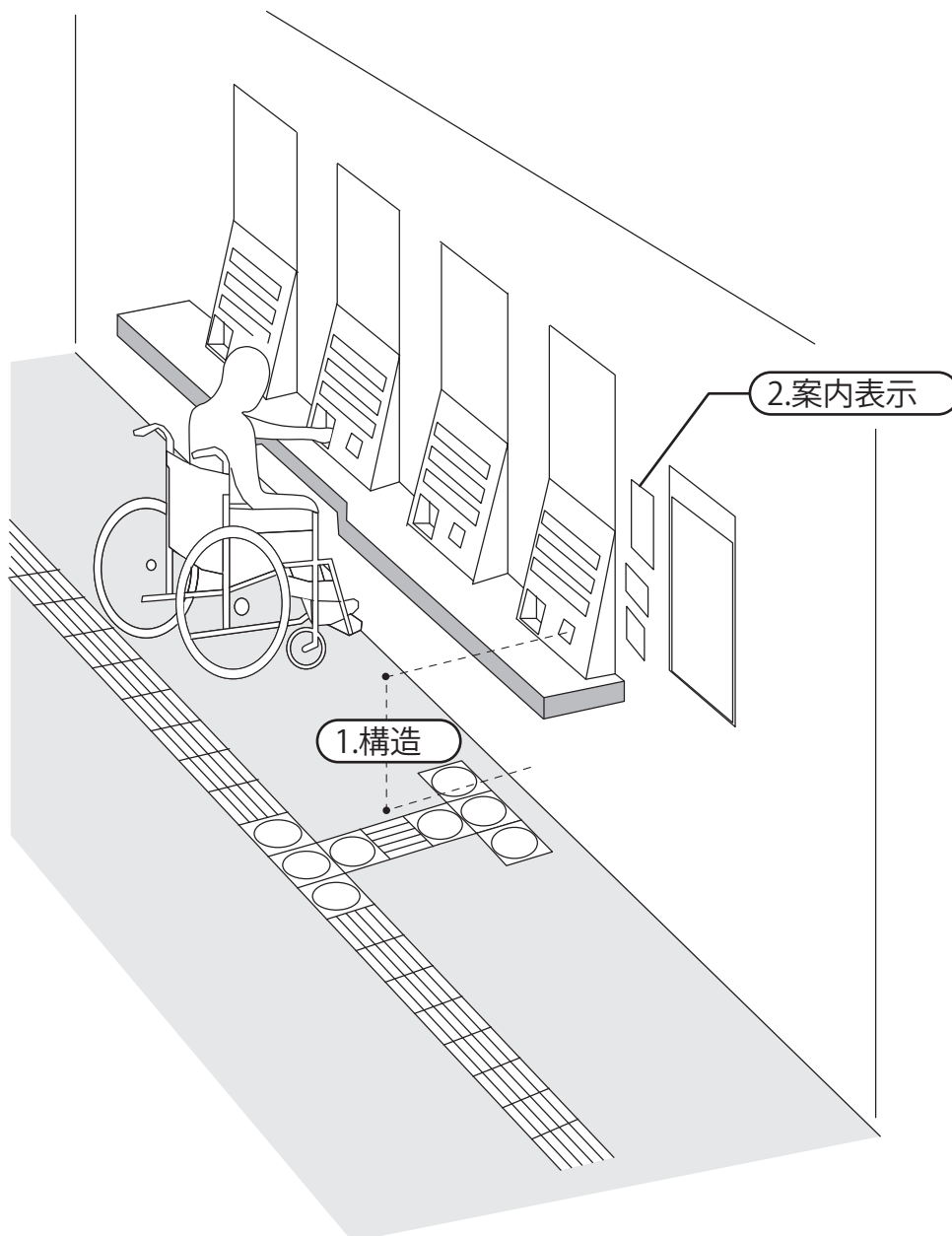
16.券売機

基本的な考え方

券売機の金銭投入口や案内表示等の高さは、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

- 設計のポイント
- 券売機の下部は車いす使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮する必要があります。
 - 視覚障がい者に配慮して点字表示、または音声による案内をすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | 券売機を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○券売機を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が 300㎡以上	用途面積が 500㎡以上	用途面積が 5,000㎡以上
整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 金融機関等の施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, サービス施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	事務所, 工場, 複合施設

♥券売機を設ける場合の誘導基準適用施設

- 共同住宅等, 学校等施設, 自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず, 整備が必要です。

1. 構造

[整/16 誘/16]

- ♥1か所に2以上の券売機を設ける場合においては, 車いす使用者の利用に支障がない構造とします。

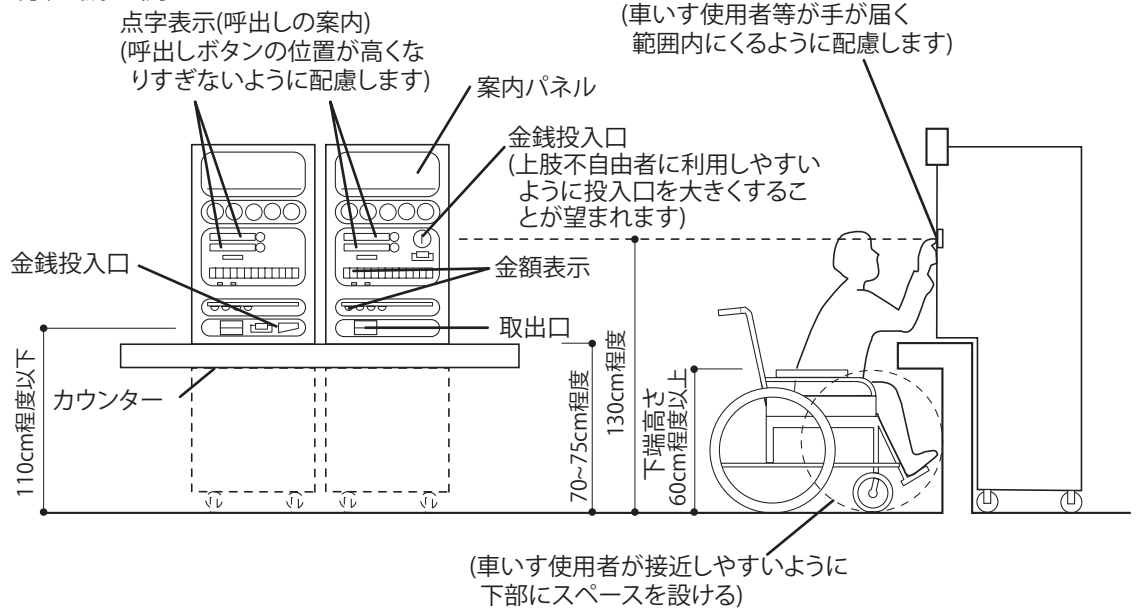
2. 案内表示

[整/16 誘/16]

- ♥1以上の券売機は, 料金等を点字で表示します。

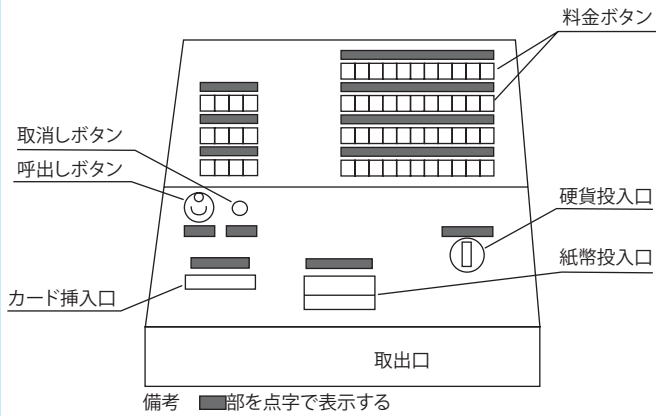
- ◆点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け, 他の利用者との動線が交差しないようにすることが望まれます。
- ◆点状ブロック等と券売機カウンターの間隔は, 30cm程度とすることが望まれます。
- ◆視覚障がい者が円滑に利用できよう, 点字表示のほか音声案内装置を併設することが望まれます。

券売機の例

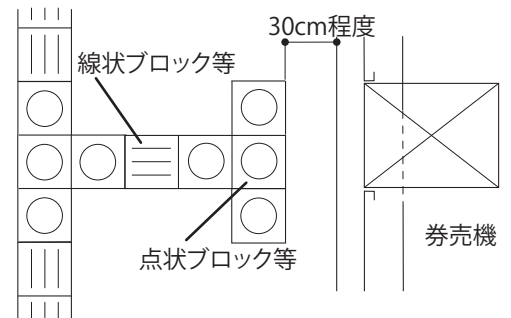


インターホン、呼び出しボタン等は車いす使用者にとって使用しやすい高さ、構造とします。

自動券売機等の点字表示例



券売機への誘導例



敷設に関しては券売機の幅などに考慮します

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

17.公衆電話

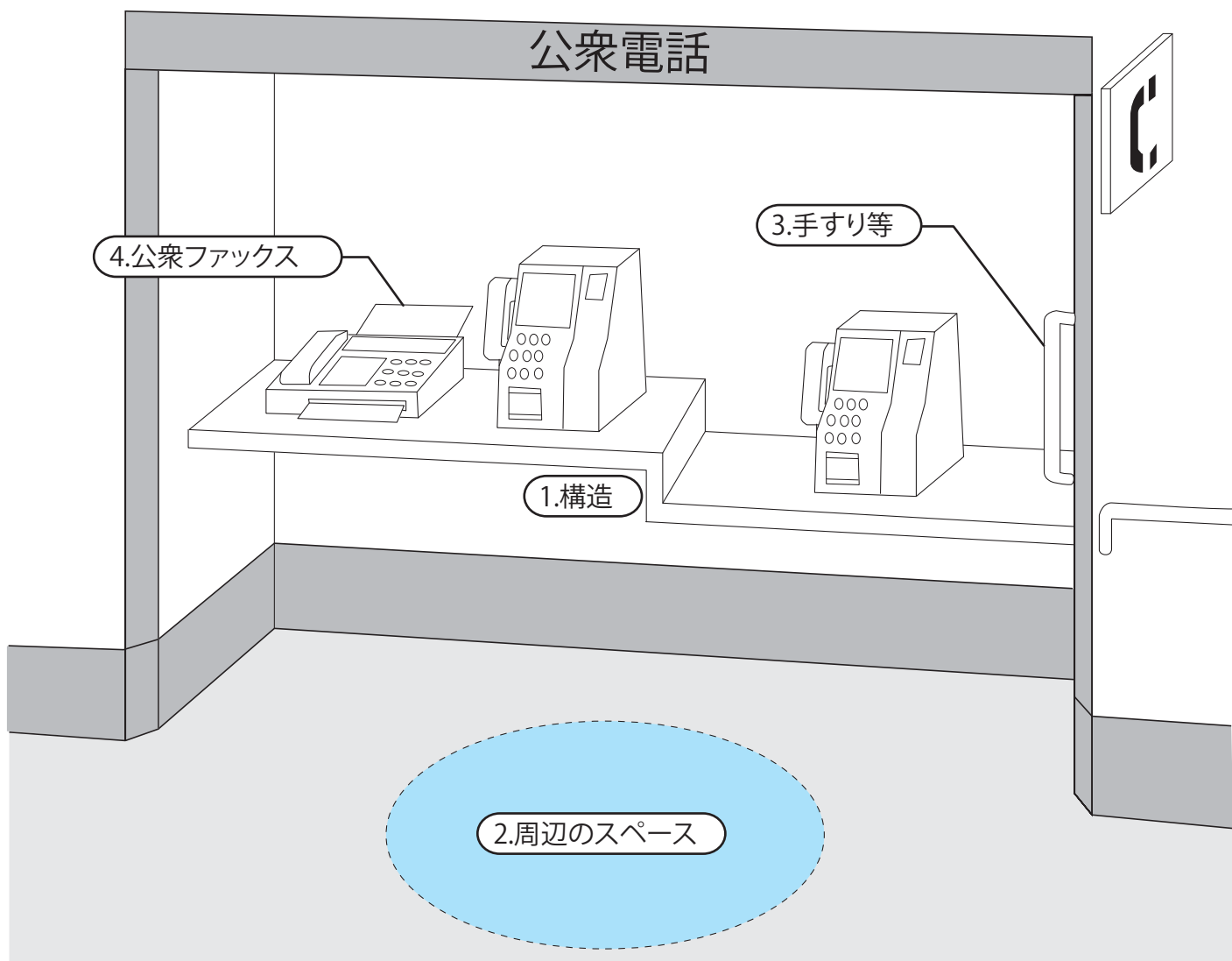
基本的な考え方

公衆電話を設置する場合は、高齢者や障がい者等が利用しやすいよう位置、構造について配慮が必要です。また、聴覚障がい者の利用に配慮してファックス等の通信機器の設置が望まれます。

設計のポイント

- 障がい者等が円滑に操作できるよう電話台等の高さに配慮することが必要です。
- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大事です。
- 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | 公衆電話を対象とします。

留意事項 | 整備基準，誘導基準とも，1か所に2台以上の公衆電話を設置する場合に1台以上の公衆電話の整備を求めています。
 誘導基準では，必要に応じて公衆ファックスの1台以上の設置を求めています。

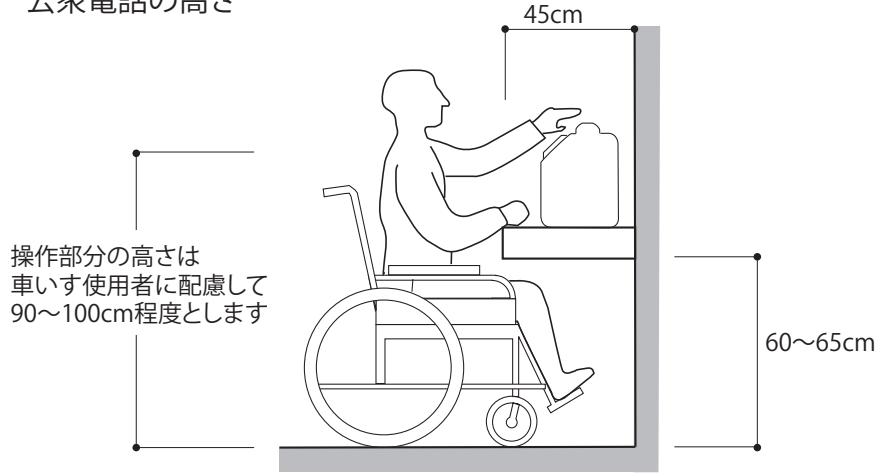
1. 構造

[整/17 誘/17(1)]

- ♥1か所に2台以上の公衆電話を設ける場合には、車いす使用者の利用に支障のない構造の公衆電話を1以上設けます。

*「車いす使用者の利用に支障のない電話台」とは、電話器の操作部分の高さを90～100cmとし、下部空間に車いすの足もとを入れるスペースを確保することです。

公衆電話の高さ



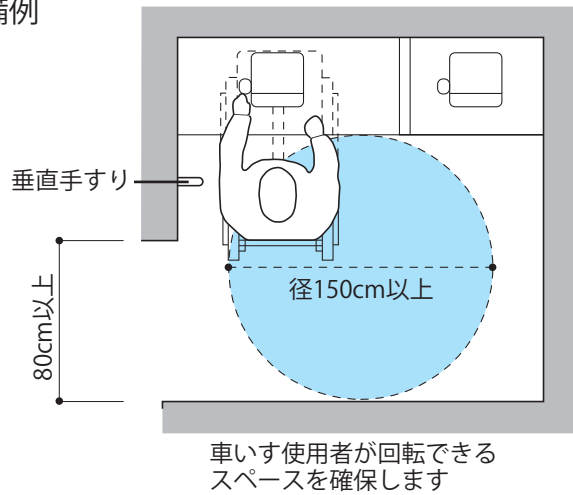
2. 周辺のスペース

[誘/17(2)]

- ♥周辺には、車いす使用者が近づける十分なスペースを確保します。
- ◇電話等までの経路は、車いす使用者が利用できるように幅等を確保します。

*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

電話台周辺の整備例



3. 手すり等

[誘/17(3)]

- ♥杖を使用する歩行困難者等が体を支えることができる手すり又は壁面を設けます。

4. 公衆ファックス

[誘/17(4)]

- ♥必要に応じて公衆ファックスを1以上設けます。

*「公衆ファックス」とは、聴覚障がい者の送信手段として有効なものです。

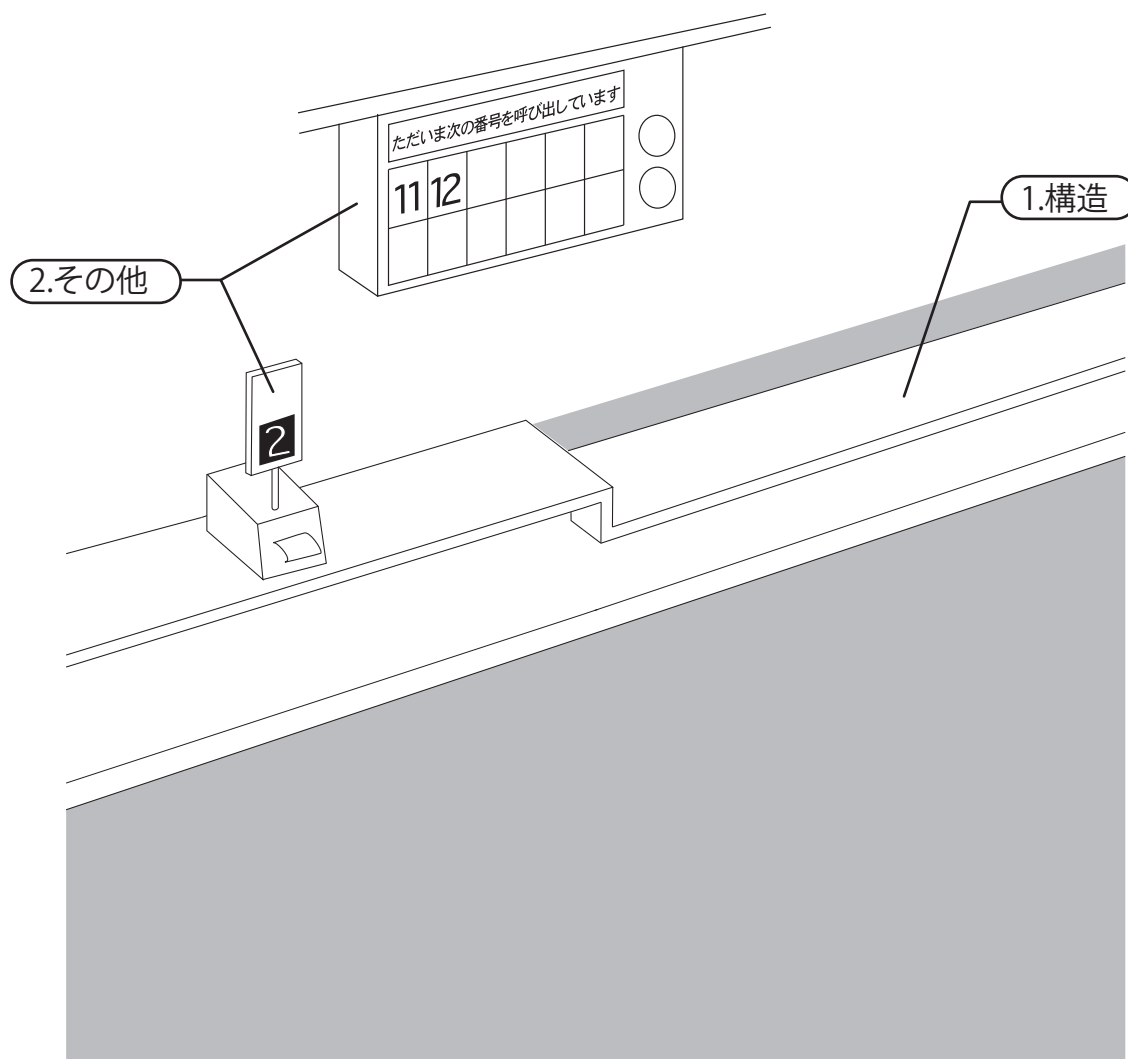
18.記載台等

基本的な考え方

記載台等は下部に車いすのフットレスト及びひざが入るスペースを設けるなど、車いす使用者等の利用に配慮した構造とする必要があります。

設計のポイント ●利用者の呼び出しを行う施設の受付カウンターでは、音声や文字による呼び出し装置を設けることが重要です。

整備項目



整備の対象 | 記載台，受付カウンター等を対象とします。

留意事項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○記載台等を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300㎡以上	用途面積が500㎡以上	用途面積が5,000㎡以上
整備が必要な施設	興行施設, 展示場, 社会福祉施設, 教育文化施設, 金融機関等の施設, 交通機関の施設, 公益事業施設, 官公庁舎, 地下街等	医療施設, 集会施設, 宿泊施設, 飲食施設, サービス施設	物品販売施設, スポーツ遊技施設, 公衆浴場	事務所, 工場, 複合施設

♥記載台等を設ける場合の誘導基準適用施設

- 共同住宅等, 学校等施設, 自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず, 設置をする場合は整備が必要です。

1. 構造

[整/18 誘/18]

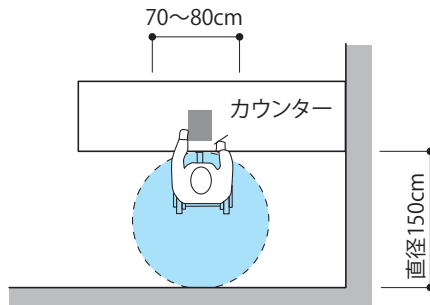
- ♥車いす使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設けます。

*「支障のない構造」とは, 下部空間の高さ60~65cm程度, 奥行き45cm程度, カウンター等の高さ70cm程度です。

- ◇カウンターは車いすが容易に近づける位置に設けます。

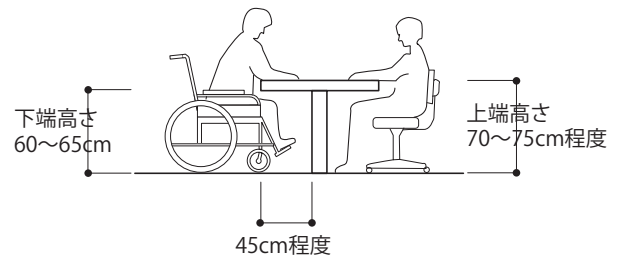
カウンターの例

(スペース)

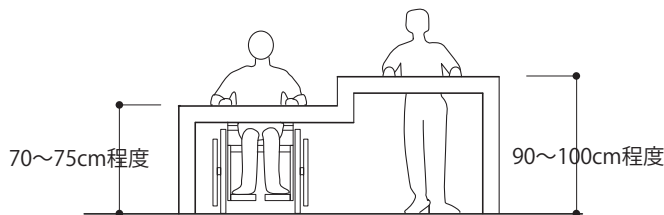


車いす使用者が回転できるスペースを確保する

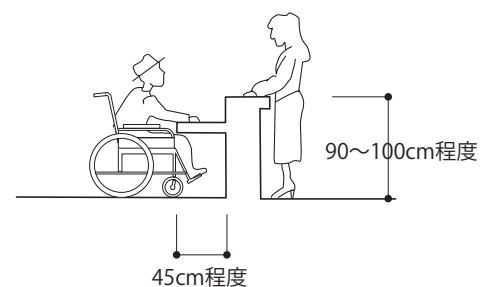
(車いす対いす座位)



(正面図)



(車いす対立位)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

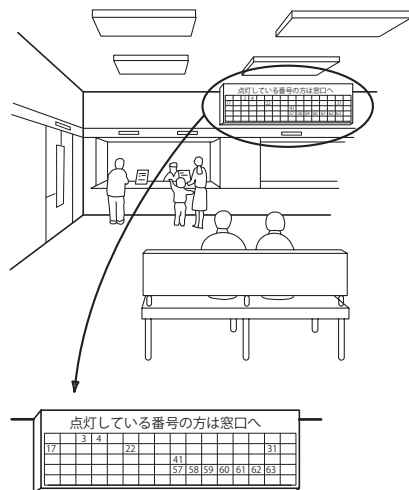
2. その他

◆音声によるほか、電光掲示板等を設置することが望まれます。

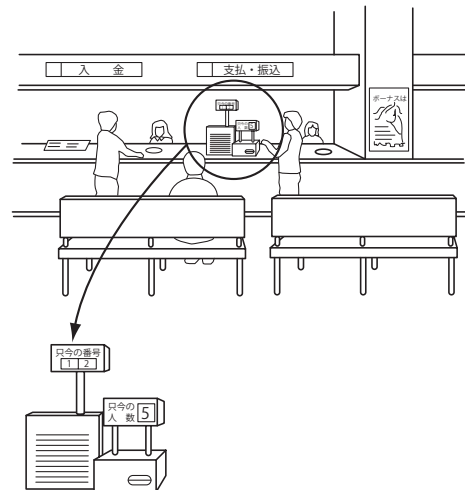
*視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮するためです。

電光掲示板等の例

(官公庁舎の例)



(銀行の例)



19. 幼児用遊び場

基本的な考え方

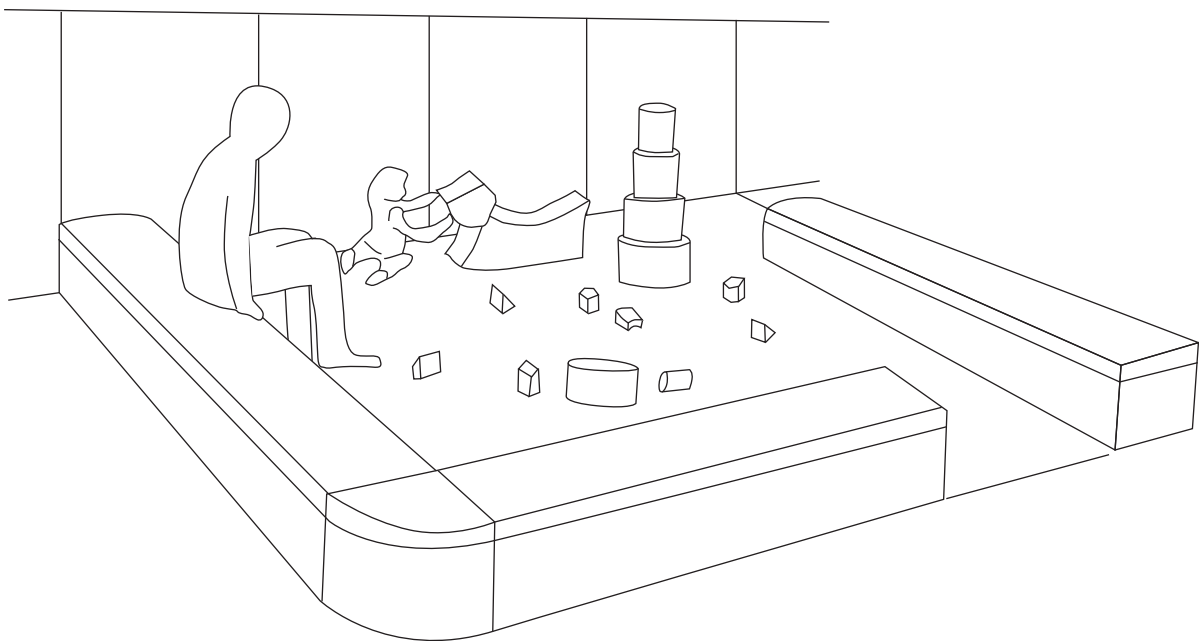
子どもづれでも外出しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具の選定、配置等について検討し、危険箇所の除去に努めます。

整備項目

1. 設置



整備の対象 | □幼児用遊び場を設ける場合を対象とします。

1. 設置

[整/19 誘/19]

- 必要に応じて幼児用遊び場を設けます。
- ◆遊具は保護者の目の届く位置に配置します。
- ◆遊具は抗菌性に優れ、毒性のない材質とし、面取りを施すなど安全面に配慮されたものを採用することが望まれます。
- ◆遊具を設置する際は、子どもどうしの衝突事故を防ぐため、利用動線に配慮します。

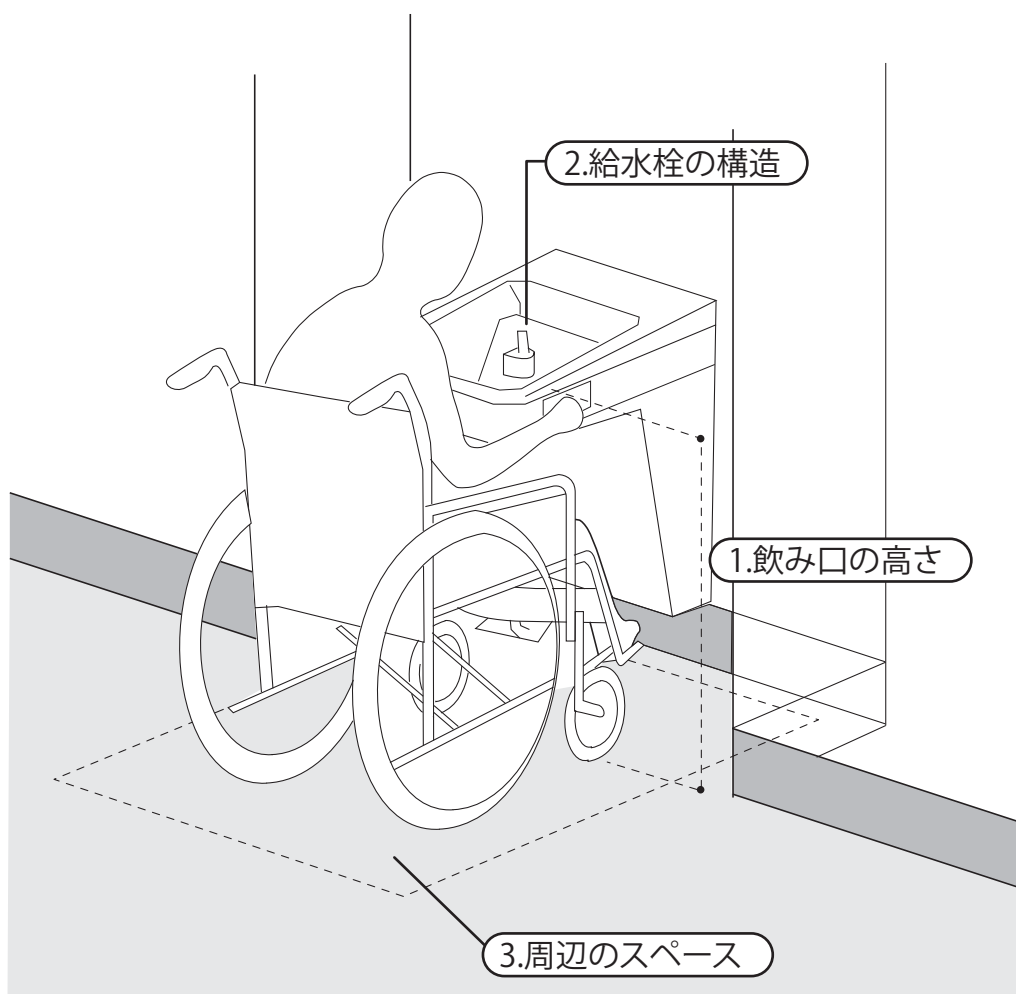
20.水飲み器

基本的な考え方

高齢者や障がい者等が円滑に接近でき利用できるように設置位置や構造に配慮する必要があります。

- 設計のポイント
- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大切です。
 - 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | 水飲み器を対象とします。

留意事項 | 水飲み器は、誘導基準のみの規定で、設けた場合は1か所以上の整備を求めています。

1. 飲み口の高さ

[誘/20(1)ア]

♥飲み口の高さは、車いす使用者等の利用に支障のないものとします。

*「車いす使用者等の利用に支障のないもの」とは、飲み口高さを70～80cmとし、子ども、高齢者に配慮した高さです。

2. 給水栓の構造

[誘/20(1)イ]

♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。

*手の不自由な人などの利用に配慮すると、「自動感知式」が便利ですが、例えば視覚障がい者の利用を考えると、「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望まれます。

3. 周辺のスペース

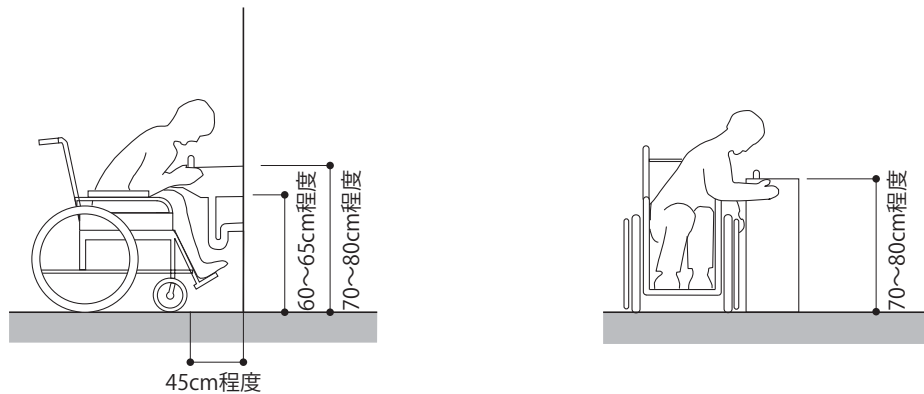
[誘/20(2)]

♥周囲に車いす使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保します。

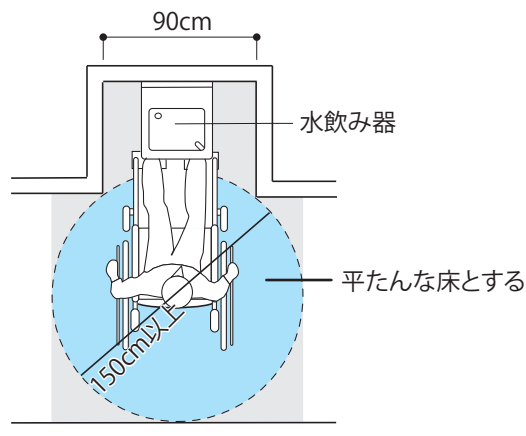
*「十分なスペース」とは、車いすが回転できるスペース(直径150cm以上)です。

◆水飲み器の前には水平部分を確保することが望まれます。

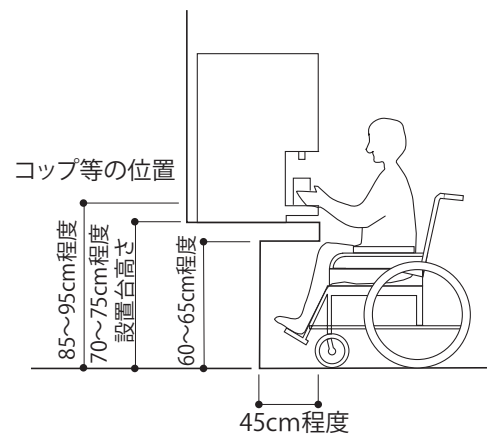
水飲み器の例



周辺のスペース



給水器の例



21. エスカレーター

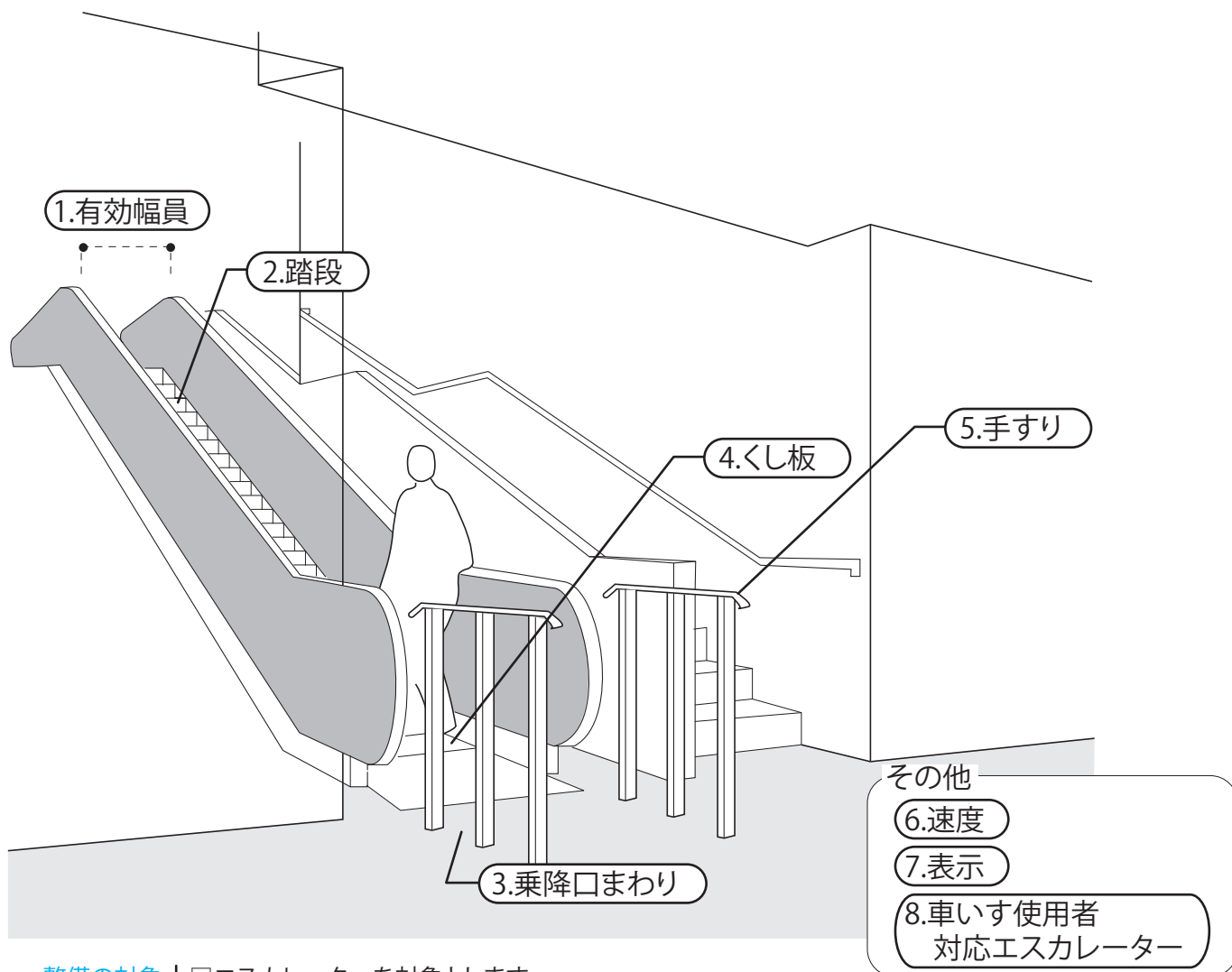
基本的な考え方

エスカレーターは、多人数の垂直移動手段として有効であり、また、高齢者等にとっても負担が少ないため、上下階の移動を行う施設には設置することが望まれます。

設計のポイント

- 軽度の歩行困難者や高齢者等には、エスカレーターも有効な垂直移動手段であるため、エスカレーターを設置する場合には、上り、下りの両方を設け、かつ、手すり等を設置する等配慮することが必要です。ただし、通常のエスカレーターを車いす使用者が使用することは危険であるため、車いす対応のエレベーターがない場合は、車いす使用者用エスカレーター（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号の規定に基づき、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通省が定める構造のエスカレーター）とすることが望まれます。
- 歩行困難者等は、上りより下りの方が負担がかかるため、エスカレーターを設ける場合は、下りを設置することが望まれます。

整備項目



整備の対象 | エスカレーターを対象とします。

留意事項 | エスカレーターは、基準にありませんが、その設置や構造等について配慮が望まれる事項です。

1. 有効幅員	◆ステップ部の有効幅員は約100cm (S1000形)とすることが望まれます。	*「100cm」とは、高齢者等が介助者と並んで乗り込める幅です。
2. 踏段	◆踏段の水平部分は3枚程度とすることが望まれます。 ◆定常段差に達するまでの踏段は5枚程度が望まれます。 ◆踏段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望まれます。 ◆踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をやすくすることが望まれます。	
3. 乗降口まわり	◆乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望まれます。	
4. くし板	◆くし板には、ステップの部分とはっきり区別がつくように、色による縁取りをすることが望まれます。 ◆歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望まれます。 ◆くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望まれます。	
5. 手すり	◆乗降口には、エスカレーターとは別に長さ100cm以上の固定手すりを巻き込みによる事故が発生しない位置に設置することが望まれます。 ◆移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望まれます。	*「固定手すり」とは、歩行困難者が移動手すりの動きについていけずに転倒するおそれがあるため、その巻き込みを避けるためのものです。
6. 速度	◆速度は30m/分以下とすることが望まれます。	
7. 表示	◆固定手すりには、点字または記号による案内標示を設置することが望まれます。 ◆点状ブロック等を、エスカレーター乗り口、降り口部のライディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望まれます。 ◆視覚障がい者をエスカレーターに誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは、音・音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮します。	
8. 車いす利用者対応エスカレーター	◆係員の呼び出しインターホンを設置し、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けます。	

